

### 第3回鏡石町議会定例会会議録目次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| ○招集告示                           | 1  |
| ○応招・不応招議員                       | 2  |
| 第 1 号 (3月5日)                    |    |
| ○議事日程                           | 3  |
| ○本日の会議に付した事件                    | 4  |
| ○出席議員                           | 4  |
| ○欠席議員                           | 4  |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 4  |
| ○事務局職員出席者                       | 4  |
| ○開会の宣告                          | 5  |
| ○議会運営委員長報告                      | 5  |
| ○招集者挨拶                          | 5  |
| ○開議の宣告                          | 6  |
| ○議事日程の報告                        | 6  |
| ○会議録署名議員の指名                     | 6  |
| ○会期の決定                          | 6  |
| ○追悼演説                           | 6  |
| ○諸般の報告                          | 8  |
| ○町長の説明                          | 11 |
| ○公立岩瀬病院企業団議会議員の選挙               | 21 |
| ○広報広聴常任委員会委員の選任                 | 23 |
| ○諮問第1号の上程、説明、討論、採決              | 23 |
| ○諮問第2号の上程、説明、討論、採決              | 24 |
| ○諮問第3号の上程、説明、討論、採決              | 25 |
| ○議案第40号の上程、説明、質疑、委員会付託          | 26 |
| ○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決          | 27 |
| ○議案第42号及び議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決  | 32 |
| ○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決          | 33 |
| ○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決          | 34 |
| ○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決          | 36 |

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| ○議案第47号～議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 37 |
| ○議案第50号～議案第60号の上程、説明、質疑、委員会付託 | 39 |
| ○請願・陳情について                    | 47 |
| ○散会の宣告                        | 48 |

## 第 2 号 (3月6日)

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| ○議事日程                           | 49  |
| ○本日の会議に付した事件                    | 49  |
| ○出席議員                           | 49  |
| ○欠席議員                           | 49  |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 49  |
| ○事務局職員出席者                       | 49  |
| ○開議の宣告                          | 50  |
| ○一般質問                           | 50  |
| 今 泉 文 克 君                       | 50  |
| 橋 本 喜 一 君                       | 61  |
| 井土川 好 高 君                       | 70  |
| 畑 幸 一 君                         | 75  |
| 円 谷 寛 君                         | 92  |
| 菊 地 洋 君                         | 106 |
| ○休会について                         | 121 |
| ○散会の宣告                          | 121 |

## 第 3 号 (3月18日)

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| ○議事日程                           | 123 |
| ○本日の会議に付した事件                    | 124 |
| ○出席議員                           | 124 |
| ○欠席議員                           | 124 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 124 |
| ○事務局職員出席者                       | 124 |
| ○開議の宣告                          | 125 |
| ○議会運営委員長報告                      | 125 |
| ○議事日程の報告                        | 125 |

|   |       |
|---|-------|
| ○議案第 6 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決                               | 1 2 5 |
| ○議案第 6 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決                               | 1 2 7 |
| ○議案第 6 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決                               | 1 2 8 |
| ○議案第 6 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決                               | 1 2 9 |
| ○議案第 6 5 号～議案第 6 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決                     | 1 3 1 |
| ○議案第 6 8 号及び議案第 6 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決                    | 1 3 7 |
| ○産業厚生常任委員長報告（議案第 4 0 号）及び報告に対する質疑、討論、採決                 | 1 4 0 |
| ○予算審査特別委員長報告（令和 2 年度鏡石町各会計予算審査について）及び報告<br>に対する質疑、討論、採決 | 1 4 1 |
| ○各常任委員会委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、<br>採決             | 1 4 8 |
| ○議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出について                               | 1 5 0 |
| ○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について                                 | 1 5 0 |
| ○議案第 7 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決                               | 1 5 1 |
| ○意見書案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決                               | 1 5 2 |
| ○日程の追加  | 1 5 6 |
| ○意見書案第 3 号及び意見書案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決                    | 1 5 6 |
| ○閉議の宣告  | 1 5 9 |
| ○町長挨拶   | 1 5 9 |
| ○閉会の宣告  | 1 6 0 |
| ○署名議員   | 1 6 1 |

鏡石町告示第10号

第3回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年2月28日

鏡石町長 遠藤 栄 作

1 期 日 令和2年3月5日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

|     |    |    |   |     |     |    |   |
|-----|----|----|---|-----|-----|----|---|
| 1番  | 畑  | 幸一 | 君 | 2番  | 角田  | 真美 | 君 |
| 3番  | 橋本 | 喜一 | 君 | 4番  | 菊地  | 洋  | 君 |
| 5番  | 小林 | 政次 | 君 | 6番  | 井土川 | 好高 | 君 |
| 7番  | 渡辺 | 定己 | 君 | 8番  | 大河原 | 正雄 | 君 |
| 9番  | 今泉 | 文克 | 君 | 11番 | 円谷  | 寛  | 君 |
| 12番 | 古川 | 文雄 | 君 |     |     |    |   |

不応招議員（なし）

第 1 号

## 令和2年第3回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

令和2年3月5日(木)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 追悼演説
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 町長の説明
- 日程第 6 公立岩瀬病院企業団議会議員の選挙
- 日程第 7 広報広聴常任委員会委員の選任
- 日程第 8 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 9 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第11 議案第40号 鏡石町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第12 議案第41号 令和元年度鏡石町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第13 議案第42号 令和元年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第43号 令和元年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第44号 令和元年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第45号 令和元年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第46号 令和元年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第47号 令和元年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第19 議案第48号 令和元年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第20 議案第49号 令和元年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第21 議案第50号 令和2年度鏡石町一般会計予算
- 日程第22 議案第51号 令和2年度鏡石町国民健康保険特別会計予算
- 日程第23 議案第52号 令和2年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第24 議案第53号 令和2年度鏡石町介護保険特別会計予算
- 日程第25 議案第54号 令和2年度鏡石町土地取得事業特別会計予算
- 日程第26 議案第55号 令和2年度鏡石町工業団地事業特別会計予算
- 日程第27 議案第56号 令和2年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算

- 日程第28 議案第57号 令和2年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算  
 日程第29 議案第58号 令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算  
 日程第30 議案第59号 令和2年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算  
 日程第31 議案第60号 令和2年度鏡石町上水道事業会計予算  
 日程第32 請願・陳情について

**本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

**出席議員（11名）**

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 畑 幸一君 | 2番  | 角田真美君  |
| 3番  | 橋本喜一君 | 4番  | 菊地洋君   |
| 5番  | 小林政次君 | 6番  | 井土川好高君 |
| 7番  | 渡辺定己君 | 8番  | 大河原正雄君 |
| 9番  | 今泉文克君 | 11番 | 円谷寛君   |
| 12番 | 古川文雄君 |     |        |

**欠席議員（なし）**

**地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名**

|            |        |            |       |
|------------|--------|------------|-------|
| 町長         | 遠藤栄作君  | 副町長        | 小貫忠男君 |
| 教育長        | 渡部修一君  | 総務課長       | 小貫秀明君 |
| 税務町民課長     | 長谷川静男君 | 福祉こども課長    | 関根邦夫君 |
| 健康環境課長     | 角田信洋君  | 産業課長       | 橋本喜宏君 |
| 上下水道課長     | 吉田竹雄君  | 都市建設課長     | 菊地勝弘君 |
| 教育課長       | 根本博君   | 会計管理者兼出納室長 | 倉田知典君 |
| 農業委員会事務局長  | 柳沼和吉君  | 農業委員会      | 菊地榮助君 |
| 選挙管理委員会委員長 | 大河原八郎君 | 監査委員       | 根本次男君 |

**事務局職員出席者**

|       |         |      |      |
|-------|---------|------|------|
| 議会事務局 | 局長 小貫正信 | 主任主査 | 鈴木淳子 |
|-------|---------|------|------|

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（古川文雄君） ただいまから第3回鏡石町議会定例会を開会いたします。

---

◎議会運営委員長報告

○議長（古川文雄君） 初めに、定例会の運営について議会運営委員長からの報告を求めます。  
7番、渡辺定己君。

〔議会運営委員長 渡辺定己君 登壇〕

○7番（議会運営委員長 渡辺定己君） おはようございます。

それでは、私のほうから報告を申し上げます。

第3回鏡石町議会定例会会期予定表。

令和2年3月5日木曜日招集、日次、日、曜、会議内容の順で読み上げます。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

---

◎招集者挨拶

○議長（古川文雄君） 本定例会に当たり、町長から挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。

第3回鏡石町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに第3回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しいところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げる次第であります。

さて、今年は新年から雪も少なく、3月に入り日一日と春らしくなってきました。来週水曜日の11日には東日本大震災から10年目を迎えます。いまだ風評被害も続いておりますが、必ず払拭できるものと確信しており、併せて台風19号関連災害復旧復興事業及び被災者支援事業やこのたびの新型コロナウイルス感染予防対策についても万全を期してまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いを申し上げます。

また、本町の駅を中心としたコンパクトな町の特性を生かし、子供から高齢者までが元気につながる取組を推進し、さらに輝き、住みやすく、進化し続ける町づくりを進めてまいりますので、お力添えをいただきますようお願い申し上げます。

今定例会につきましては、新条例制定1件、条例の一部改正9件、諮問3件、令和元年度

各会計補正予算9件、令和2年度各会計予算11件、合わせまして33件を提案するものであります。

何とぞよろしくご審議をいただきまして、同意、議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たってのご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

---

#### ◎開議の宣告

○議長（古川文雄君） ただいまの出席議員数は11名です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（古川文雄君） 本日の議事は、お手元に配付したとおり、議事日程第1号により運営いたします。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（古川文雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、3番、橋本喜一君、4番、菊地洋君、5番、小林政次君の3名を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（古川文雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日から3月18日までの14日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は14日間と決しました。

---

#### ◎追悼演説

○議長（古川文雄君） 日程第3、追悼演説を行います。

去る2月9日、不幸にして病で亡くなりました我が同僚議員、故木原秀男君のご逝去を悼み、産業厚生常任委員会委員長から追悼の言葉を求めます。

2番、角田真美君。

〔産業厚生常任委員長 角田真美君 登壇〕

○2番（産業厚生常任委員長 角田真美君） 遺族参列の下、追悼の演説をさせていただきます。

ご指名をいただきました産業厚生常任委員会委員長の角田真美でございます。

去る2月9日に他界されました故木原秀男議員の在りし日のご尊容をしのび、今ここに遺族様の参列の前に謹んで追悼の言葉を申し上げます。

木原議員、あなたは平素、極めて頑健な方でありました。昨年11月には産業厚生委員会の調査で栃木、埼玉と研修に同行させていただきました。元気なお姿を拝見していただけない、忽然として再び帰ることのできない黄泉への旅立ちとなってしまったわけでございます。木原議員の長年の毅然たる歩みに思いを致すとき、誠に惜しみあるものでございます。ご遺族様の胸中に思いを致し哀惜の情を禁じ得ないものがございます。

あなたは多くの町民に推され、平成11年に鏡石町議会議員に初当選されて以来、今日まで通算6期20年6か月の長きにわたり本町議会に大きな活躍をなされたことは、広く町民の知るところでございます。故人の優れた知性、そしてその洞察力に加えて清廉潔白なる人格をもって、その持ち前の手腕を遺憾なく発揮され、民意を代表する真の議会人として、平成29年には鏡石町の特別功労賞、平成30年には福島県町村議会議長会から特別功労を受賞されたのであります。

議員在職中は、平成15年から2年間副議長として、平成23年から2年間は総務文教常任委員会の委員長、平成29年には議会改革特別委員会委員長という重責を担われました。また、町監査委員、保健環境組合議員、公立岩瀬病院企業団議会議員、県中地域水道水供給企業団組合議員も務められ、その功績は誠に顕著なものであります。中でも、監査委員は平成23年から7年以上務められ、昨年には全国町村監査委員協議会から町村監査功労を受賞されました。多くの重責を担われ、縦横の活躍をなされ、その間、町政壇上に捧げられた情熱は、そしてその尊い精神とご功績はとこしえに本町政史上に残るものがございます。

木原議員は鏡石ソフトボールスポーツ少年団の設立者として、そして監督者として長きにわたり町の青少年育成に努められました。その成果は教え子の皆様が子を持つ親となり、今では親から子へとしっかりと受け継がれております。不肖私の息子も木原議員からソフトボールの指導を受けた一人でございます。ご指導を受けたことが動機となり、中学、高校、大学と野球選手として、また社会人となった現在も野球を続け、昨年も社会人野球の全国の大大会に出場してまいりました。スポーツを通じて子供たちへの教育のご功績は誠に大きいもので、感謝の意を表するものでございます。

今年は東京オリンピックが開催されます。木原議員は56年前、東京オリンピック陸上競技の候補選手であったと、私にご本人からお聞きいたしました。当時、選手としての出場はかなわなかったとも聞いておりましたが、今年の東京オリンピックをどんなに心待ちしていた

か、その無念さを想像に難くないであろうと私は存じます。

また、故人は議員生活として事あるごとに町民の指標になる自覚と認識を持ってご指導いただきました。ありがたくその教訓を今、貴重な糧として深謝の念を新たにすることでございます。天が長寿を与えしならば、今後の町政推進により一層ご活躍をいただくとおっしゃるところ、今さらながら木原議員の面影がほうふつとよみがえり、誠に切ないものがございます。

今は亡き故木原秀男議員の御霊のご冥福を心からお祈り申し上げ、家族様の前途限りないご加護を賜りますよう念じますとともに、本町の発展と平和をお守りいただき、謹んで安らかに眠れることをお祈り申し上げます。

令和2年3月5日、鏡石町議会議員、角田真美。

---

### ◎諸般の報告

○議長（古川文雄君） 日程第4、諸般の報告を行います。

閉会中の議会庶務報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） おはようございます。

例年出納検査の結果を報告申し上げます。

3か月分をまとめて報告いたします。

例月出納検査報告書。

1、検査の対象、令和元年11月分、令和元年12月分、令和2年1月分、以上について、それぞれ一般会計、上下水道事業会計、9特別会計、各基金、歳入歳出外現金について、現金、預金等の出納保管状況を検査いたしました。

2、実施年月日、令和元年11月分につきましては、令和元年12月25日水曜日、午前10時から午後零時7分まで、令和元年12月分につきましては、令和2年1月24日金曜日、午前10時から午後零時10分まで、令和2年1月分につきましては、令和2年2月28日金曜日、午前10時から午後零時18分まで、以上のとおり実施いたしました。

3、実施場所、各月とも議会会議室で実施いたしました。

出席者、職氏名、令和元年12月の検査時におきましては、会計管理者兼出納室長、上下水道課副課長ほか1名の計3名。令和2年1月及び2月の検査時におきましては、会計管理者兼出納室長、上下水道課課長ほか2名の計4名、以上の方々の出席をいただきました。

5、検査の手續、各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出

納事務について計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、諸証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、令和元年11月分、令和元年12月分、令和2年1月分とも各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはございませんでした。

なお、各月末日現在における現金、預金、基金の残高は添付資料のとおりでございます。以上のとおり報告いたします。

○議長（古川文雄君） 次に、事務組合等議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合の報告を求めます。

3番、橋本喜一君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 橋本喜一君 登壇〕

○3番（須賀川地方広域消防組合議会議員 橋本喜一君） おはようございます。

それでは報告いたします。

令和2年2月須賀川地方広域消防組合議会定例会日程表。

議事日程第1号、令和2年2月19日水曜日、午後3時30分開議。

第1、会期の決定、1日限りです。

第2、会議録署名議員の指名、10番、11番でございます。

第3、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて。

第4、議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例に関する条例。

第5、議案第3号 令和元年度須賀川地方広域消防組合一般会計補正予算（第3号）。

第6、議案第4号 令和2年度須賀川地方広域消防組合一般会計予算。

なお、議案4件は承認、可決いたしました。

詳細については、手元に配付の冊子をお目通しください。

これで報告を終わります。

○議長（古川文雄君） 次に、須賀川地方保健環境組合の報告を求めます。

11番、円谷寛君。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 円谷 寛君 登壇〕

○11番（須賀川地方保健環境組合議会議員 円谷 寛君） 須賀川地方保健環境組合の議員をさせていただいております円谷寛でございます。

須賀川地方保健環境組合の定例議会は2月14日に午前10時から須賀川保健センターのし尿処理施設会議室において開催をされました。

会期の決定は、1日限りであります。

会議録署名議員の氏名は省略いたしまして、監査委員の選任につき同意を求めることについては、私が監査委員として選任をいただきました。これは別に何かの実績が認められたとかそういうのではなくて、天栄村出身の議員と鏡石の議員が交代でやっているのをごさいますして、前任者は天栄村から選出をされておりました円谷要議員でございましたが、その後に私になったということをごさいます。

それから、専決処分の承認を求めることについては、省略をさせていただきます。

さらに、須賀川地方保健環境組合議会の事務局条例を廃止する条例、それに続きまして須賀川地方保健環境組合監査委員事務局条例を廃止する条例については、須賀川地方保健環境組合の事務所というものを設置をいたしまして、それに併せてこの組合議会事務局や監査委員事務局を廃止をしたということをごさいますして、その事務所の中にそれらの機能を加えたということをごさいます。

さらに、保健環境組合職員定数条例の一部を改正する条例や給与に関する条例などは、お手元の資料を参考にさせていただきたいというふうに思います。

あと、新しい保健環境組合監査委員条例の一部を改正する条例や会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例などについては、お手元の資料を参考にさせていただきたいと思います。

さらに、議題としては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例については、これもお手元の資料を参考にさせていただきたいと思います。

さらに、令和元年度須賀川地方保健環境組合一般会計補正予算（第3号）についてもお手元の資料を参考にさせていただきたい。

さらに、議案13号の令和2年度須賀川地方保健環境組合の一般会計予算については、これもお手元の資料を参考にさせていただきたいと思います。省略をいたします。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 次に、岩瀬公立病院企業団については、事務局長から報告させます。局長。

〔町議会事務局長 小貫正信君 登壇〕

○議会事務局長（小貫正信君） それでは、公立岩瀬病院企業団議会の報告をいたします。

この会議につきましては、故木原議員が出席されておりましたので、代わって報告をいたします。

令和元年12月公立岩瀬病院企業団議会定例会議事日程、令和元年12月26日（木曜）、午後2時開会。

議事日程第1、会期日程、1日限りでございます。

第2、会議録署名議員の指名、4番、溝井光夫議員、5番、小山克彦議員、6番、大和田宏議員。

第3、議案第9号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の1件についての審議でありました。

この議案につきましては、原案のとおり可決されたところでございます。詳細につきましては、次ページ以降の資料のとおりであります。

以上、報告いたします。

○議長（古川文雄君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

---

### ◎町長の説明

○議長（古川文雄君） 日程第5、所信及び行政報告として町長の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 本日ここに、第3回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、2月9日に町議会議員、木原秀男氏が病魔に侵されお亡くなりになりました。ここに謹んで哀悼の誠を捧げます。

木原氏は平成11年4月、地域の皆さんから厚い信頼を得て、町議会議員の初当選し、以来今日まで連続6期目途中の21年の長きにわたり鏡石町の発展に尽くされました。特に、平成15年5月から平成17年4月までの2年間は副議長として執行と議会の調整役となり、また、議会運営の要として日夜その要職を務められました。

温厚篤実で律儀を持った指導力は町議会議員、そして長年ライフワークとされてきた鏡石町ソフトボールスポーツ少年団の指導者としても生かされ、そのご縁で始まったスポーツ少年団によります沖縄県北谷町との交流に長年携わり、両町との絆・親交にご尽力されました。

これらのご功績が認められ、平成29年に開催された町政施行55周年記念式典の席上で、町の最高位の表彰であります鏡石町特別功労賞を受賞されました。改めて故木原秀男鏡石町議会議員の生前のご功績とご労苦に対し、心から感謝を申し上げますとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。

さて、中国湖北省の武漢市において、昨年12月以降、新型コロナウイルス関連感染症の発生があり、中国を中心に世界各国で発生が報告されているところです。

昨日現在の国外での感染者は9万309名、死亡者数は3,085人、横浜港に到着したクルーズ船での感染者を除く国内での感染者は331人、死亡者が6人となっており、現在も国内外

で感染が拡大しているところです。

町の現在までの感染症の対応については、発生が確認されて以降、国や県からの注意喚起や相談窓口についての情報を回覧やホームページで町民の皆様にお知らせしてきたところです。しかしながら、国内での発生拡大を受け、感染予防及び蔓延防止を目的に関係部局での情報共有と連携を図り、総合的な対策を推進するため、2月25日に町長を本部長とする鏡石町新型コロナウイルス感染予防対策本部を設置したところです。

会議では、感染予防の基本である手洗いの励行について周知徹底を図るとともに、学校、幼稚園等での感染予防を最優先に公立、民間を問わずアルコール手指消毒剤等の配布を同日行ったところです。

先週2月27日には、安倍総理大臣自ら感染拡大を防ぐため、全国の小中高校と特別支援学校について休校を要請すると発表、翌々日の29日、総理大臣による記者会見も行われ、国民への協力を呼びかけました。今後も情報収集に努めるとともに、関係機関と連携を密にし、対応に当たってまいりたいと考えております。

東京2020オリンピック競技大会は、7月22日から8月9日の期間で、パラリンピックは8月25日から9月6日までの期間で開催が予定されております。

オリンピック開会に先立ち、オリンピック聖火リレーが福島県檜葉町と広野町のJビレッジを3月26日に出発地として、7月24日の開会式までの121日間、全国47都道府県を巡ります。

福島県では3月26日木曜日から28日土曜日の3日間、県内26市町村で聖火リレーが行われ、28日土曜日には須賀川市内で実施される予定となっており、鏡石町代表ランナーとして鏡石中学校3年生男子の関蒼さんが聖火をつなぐこととなります。聖火リレーは走る人だけでなく、みんなが参加できる聖火リレーでありますので、応援をよろしくお願いを申し上げます。

次に、今年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

初めに、台風19号による被災者支援策としましては、災害援助法に基づき、民間住宅の借り上げ及び住宅応急修理制度の住まいに係る支援を現在実施中であります。

また、農地や農業用施設の災害復旧事業につきましては、国による災害査定が終了したことから、順次早急な復旧に向けて工事発注を進めてまいります。被災者から町税及び保険料等の減免申請を受け付け、被害の状況に応じて随時減免等の措置を行っているところです。併せまして、国の被災者生活再建支援制度に基づき、被災者の皆さんへ支援金の振込が行われているところです。

また、町分と県分と合わせた被災者生活支援特別給付金及び義援金の第1次配分金につきましても2月10日に支給を行ったところです。

成田保健センターグラウンド及び鳥見山公園北駐車場に回収された災害ごみ等の処分については、県内の産業廃棄物処理業者を処分先として確保し、早期の処分に鋭意努力をしているところであります。

応急仮設設備で運転をしております成田浄水場と成田浄化センターは、一日も早い復旧が待たれております。両施設とも国による災害査定が終了したことから、機械、電気設備等の復旧工事を発注いたしました。なお、事業完了には半年ほどの期間が必要となりますので、繰越事業での施工についてご理解をお願いいたします。

原子力災害対策関連事業としての道路と側溝堆積物撤去処理事業につきましては、本年度発注した5地区の事業完了をもって町内の全ての地区が完了する見込みであります。収集運搬及び最終処分処理事業が繰越事業となります。原発事故による放射能汚染に伴う自家消費野菜等の検査並びに学校給食食材放射能測定事業については、現在まで基準を超えるものは検出されておられません。今後も引き続き町民の安全・安心な日常の生活の食生活の確保のため、測定業務を進めてまいります。

1月12日に行われた成人式は、華やかな中にも厳粛に式が執り行われ、160名がめでたく成人を迎えられました。身近な成人式をより感じていただくため、新成人が運営委員として式の運営に携わっていただいたこともあり、新成人の式典への参加態度は、近年にないほど大変素晴らしいものでした。新成人の皆様には令和の新しい年号の初めての成人式を迎え、一人一人が自らを律する強い意志と、社会人としての自覚と責任を持って、日々の生活を有意義に送っていただきたいと思っております。

社会資本整備総合交付金事業では、主要事業の工事発注に努めてまいりましたが、台風19号による災害復旧のため、鏡田89号線道路改良工事ほか4路線については予算を繰越した上で、早期完了に向けて取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

また、昨年12月25日には鏡石スマートインターチェンジの車種制限を6メートルから9メートルまでとする変更が決定されました。現在、町道の拡幅工事に着手しており、引き続き国土交通省やネクスコ東日本の関係機関協力の下、令和2年度中の供用開始に向けて取り組んでまいります。

地域づくりの核である鏡石まちの駅「かんかんてらす」の売上げは、1月末で昨年度の総額1,548万5,000円を100万円上回る1,648万9,000円となり、順調に売上げを伸ばしているところです。主たる要因は、新鮮なイチゴなどの野菜を生産して下さる町内農業者や加工品の生産者のおかげであると考えております。さらには、かんかんてらすスタッフや運営母体である観光協会の各種イベントや企画の工夫によるものと感じております。今後は、この数字に甘んじることなく日々努力していきたいと考えております。

また、この施設は、直売所的な要素だけでなく、町の観光情報の発信拠点としても活用さ

れ、多くの方の憩いの場として、町のにぎわいの創出に寄与しているものと考えております。引き続き、町民の皆様はもちろん、多くの皆さんに親しまれる施設となるよう努めてまいります。

本年度の田んぼアート事業につきましては、本年1月23日で約8か月に及ぶ観覧期間が終了したところであります。「きらきらアート」を含め、観覧者数は昨年よりも減少し、2万4,700人となりました。新年度のテーマは現在協議中ではありますが、テーマが決定すれば、今年度と同様にアニメーターの湖川先生にデザインをお願いする予定であります。

地域連携交流事業として2月12日に郡山女子大学を運営する学校法人郡山開成学園と食と健康の分野において連携協定を締結いたしました。笑顔と健康で暮らせる町づくりに取り組むべく郡山開成学園の持つ専門知識や技術、人材の協力を得て、当町の進める活力に満ちた地域社会づくりを進展させるため、相互交流を深めていくことを目的に締結したものです。高齢者を対象とした食事と栄養に関する実態調査を行い、料理教室などを通じて食生活改善につなげるなど、今後の事業展開に大いに期待するものであります。

次に、第5次総合計画に基づく5つの行政分野別目標の事業について申し上げます。

1つ目の「町民と力を合わせて、新しい鏡石をつくります」として、町税の収納状況につきましては、普通税と国民健康保険税を合わせた本年1月末の収納率は、現年度分で82.94%、滞納繰越分15.68%と、前年同期に比べ現年度分で0.12ポイント、滞納繰越分で3.02ポイントの増となっております。増加要因としましては、個人町民税における給与所得者の特別徴収義務者指定の増加や滞納処分等の徴収の強化などが全体的な収納率アップに影響しているものと分析しております。なお、今後も新たな滞納を発生させないという観点から、納付のお知らせや臨戸徴収などを行うことで収納率向上を図ってまいります。

また、コンビニ収納業務における昨年12月末の実績は、件数で8,826件、前年比699件の増、納税額で1億2,013万円、前年比715万6,000円の増となっております。全国どこでもいつでもという便利さから、その効果は確実に表れていると考えており、税の公平、公正の確保のため、今後もさらなる収納強化対策を講じてまいります。

地方税電子申告システム導入事業につきましては、法人町民税や固定資産税の償却資産の電子申告等が行われ、納税者の便宜が図られているところですが、昨年10月からは地方税共通納税システムにより電子申告に加え、法人町民税及び給与所得に係る個人住民税の電子納税が導入され、さらに便宜が図られているところです。

社会保障番号制度に係るマイナンバーカードの発行状況につきましては、2月17日現在のマイナンバーカードの申請件数は1,458件、交付件数は1,307件となっております。今後、引き続きカード発行の推進に努めるとともに、マイナンバーカードの電子証明の更新時期とも重なってくるため、更新対象者への対応も併せて図ってまいります。

2つ目の「心豊かで人を育て、地域文化を大切に作る鏡石をつくります」として、GIGAスクール構想実現事業としては、令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律のICT環境整備が急務と考え、1人1台のパソコン端末及び学校の高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備して、町内の学校現場で持続的に実現させるため、国の補正予算を活用し、本3月定例会において校内通信ネットワークの整備のための所要の補正予算を上程したところであります。令和2年度中にネットワーク環境を整備し、年次計画により児童生徒1人1台のパソコン端末整備を進めてまいります。

また、学校支援地域本部事業、通称学校応援団につきましては、2月末の時点で延べ448名のボランティアにより、支援件数44件、延べ86回にわたり、幼稚園、小中学校の活動支援を行ってまいりました。コーディネーターによるきめ細やかなサポートにより、地域の人々が個々の特性を生かして教育活動を支援することで、地域の教育力、地域コミュニティの再生が図られているものと考えているところであります。ボランティアとして参加いただいている皆様に感謝申し上げるとともに、地域ぐるみで子供たちを育てるという意識をさらに高めてまいりたいと思います。

生涯学習文化協会と公民館の共催事業として開催しています「いきいき学級」や「ジョイフルライフ講座」をはじめ、公民館事業として開催した「アドベンチャークラブ」や「まちづくり講座」事業も予定どおり終え、2月末までに閉講式を行ったところです。

さらに、公民館の講座をきっかけに誕生した手芸関係団体の活動が活発化してきており、生涯学習文化協会に4つの団体が登録され、活動の成果として町公民館やまちの駅「かんかんてらす」において2月29日から3月8日までつるし飾り展が開催されており、町内外より多くの方に日頃の成果をご覧いただいております。今後も町民の自立的な生涯学習を支援し、種々の学習・講座を通して町民の皆様が生きがいに満ちた生活を送ることができるよう、生涯学習の環境と体制づくりに努めてまいりたいと思います。

町民保健と健康づくりの支援における高齢者食生活改善訪問事業、「生き生き幸せ食生活応援団事業」では、管理栄養士や保健師による高齢者訪問は、訪問回数84回、前年比8回の増、指導対象者は114名、前年比16名の増となりました。また、栄養教室は5回開催し、参加者は102名と前年比23名の増でありました。さらには、幼稚園、保育所での食育教室を8回開催したところであります。

3つ目の「地域で支え合う、人にやさしい鏡石をつくります」につきましては、鏡石町(仮称)健康福祉センター整備協議計画策定事業として、策定委員会を4回開催し検討を加え、基本的な考え、施設の規模などをまとめ、それを基軸に事業を推進してまいります。

高齢者福祉の充実として、第8期高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画、平成30年度から令和2年度に基づきまして、認知症や介護が必要になっても住み慣れた地域で暮

らし続けるため、地域包括ケアシステムの構築に努めております。その1つとして、鏡石町協議体「みんなで支え合うまちづくり会議」では、2月12日に「ホンモノの支え合いを見つけよう」と題して、ご近所福祉クリエイター、酒井保氏を迎え、2025年問題から健康で長生きするため、社会性、社会とのつながりの重要性について勉強しました。

児童福祉の充実として、令和2年度の認可保育施設として保育施設と町立幼稚園の入所・入園申込みを10月21日から11月8日まで実施し、各施設と利用調整を行い、371名の保護者の皆様に1月に結果をお知らせしました。なお、ゼロ歳から2歳児の入所希望者が増えており、途中入所は大変厳しい状況になっております。また、鏡石町社会福祉協議会が運営しております公私連携型保育所、鏡石保育所は間もなく2年が経過しますが、保護者をはじめ関係者のご理解とご協力により順調に運営されているところです。

子育て支援事業における特定不妊治療助成事業では5件の申請があり、治療費の一部を助成したところであります。

また、ブックスタート事業では、ゼロ歳児の87名に絵本を贈呈しました。絵本を介して赤ちゃんの保護者がゆっくり向き合い、楽しく温かい時間を持っていただき、赤ちゃんが健やかに成長できることを願うところです。

障害者福祉の充実においては、第5期障害福祉計画に基づき、共生社会の実現と可能な限り身近な地域で支援を受けられるなどの障害者総合支援法の基本理念の下、障害者自立支援事業等のサービスの利用促進並びに相談事業の充実を努めており、新年度開始予定の須賀川地方基幹相談支援センターの共同設置運営の準備を進めております。

国民健康保険につきましては、平成30年度から運営が都道府県単位に広域化されましたが、被保険者につきましては、社会保険加入条件が緩和されたことなどから年々減少してきており、1月末現在で2,715人、4月当初より85人の減少、率にして約3%の減少となっております。しかしながら、医療の高度化や生活習慣病の増加などにより、療養給付費等は増加傾向にあることから、生活習慣の改善予防に重点を置いた事業等を推進し、医療費の削減に努めたいと考えております。

4つ目の「新しい産業を開花させ、活力あふれる鏡石をつくります」としての水田農業の推進については、平成30年産米からは主食用米の需給状況に応じて米価が決定される市場価格方式とシフトしています。現在は、比較的安定した価格帯となっておりますが、農林水産省は、令和2年産米の需要見通しが令和元年産より10万トン減の717万トンになる見込みとの発表をしました。これは約四半世紀前の1996年産米の4分の3の量であり、今後も米の消費の量の減少が拡大傾向であるとの見方を示しております。

このように年々減少していく主食用米の需要に応じた生産に努めなければ、米価の下落に伴う水田農業経営の安定が図れない状況となっております。このようなことから、経営安定

対策に向けて各農家に生産数量、面積の目安の提示と各種制度の説明会を去る2月25日から4日間、町内8か所で開催したところであります。引き続き、国の制度を活用した経営安定対策に取り組み、農業経営が継続されるよう情報の提供と飼料用米を中心とした非主食用米への転換を推進し、水田を主食用米だけでなくその他の作物による水田のフル活用に向けた支援に努めてまいります。

多面的機能支払交付金事業につきましては、町内8組織において農業維持活動、資源向上活動、施設の長寿命化活動の取組として、総額6,574万円を交付したところであります。次年度の実施に向けましても引き続き支援してまいります。また、交付金事業対象団体につきましては、昨年の台風19号被害に係る小規模災害や農作業に支障がある漂流稲わらの撤去など、各種の復旧作業にも取り組んでいただいたところです。

農地再生プロジェクト事業、「田んぼで油を採ろう・かがみいし油田計画」は、収穫された菜種について「なたねの雫」として、鏡石まちの駅「かんかんてらす」において数量限定で販売を開始したところであり、健康志向の観点から購入者からは好評です。さらに今年も町内小中学校へ学校給食用として一斗缶12缶を無償提供したところであります。今後も菜種の普及に向けてPRに努めていきたいと考えております。

6次化推進販路拡大プロジェクト事業として実施している農産物PR支援事業では、首都圏などで鏡石町産農産物の販売PR活動を支援し、生産農家の皆さん自らの販路拡大に向けた活動支援を実施したところであります。

5つ目の「快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくります」の鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、第1工区内の旧区画分の保留地販売につきましては、昨年12月に募集を実施したところであり、一部重複して抽選となった区画もありましたが、全区画販売となり契約も完了となったところです。

第3工区の進捗につきましては、（仮称）健康福祉センター敷地の一次造成及び道路築造工事を進めており、新年度の事業につきましては、二次造成工事及び外周道路工事などを計画しているところであります。

上水道第5次拡張事業については、鏡石浄水場建設工事が9月から本格的に動き出しました。今年度は主に盛土工事とくい打ち工事を施工する計画で進めており、予定どおり進捗しております。そのほか拡張事業として発注しました導水管、配水管の布設工事も順調に進捗し、予定どおり完了する見込みです。

公共下水道においては、社会資本整備総合交付金事業により、施設の長寿命化対策を進めております。今年度発注したマンホールポンプ等の施設の更新工事は予定どおり竣工しました。

農業集落排水施設においては、農山漁村地域整備交付金事業により、施設の長寿命化対策

を進めております。今年度実施している施設の更新に必要な整備構想の調査、設計業務を災害復旧事業と整合を図り進めており、予定どおり完了する見込みです。

次に、新年度予算の概要について申し上げます。

令和2年度の予算編成に当たりましては、本町を取り巻く財政状況は危機的状況に追い込まれているということを職員全員の共通認識として、限られた財源で最大の事業効果を発揮すべく予算編成に努めたところです。

その中で、令和元年10月の台風19号による甚大な被害に対し、被災者の生活支援や応急復旧を最優先で取り組んでいます。今後も引き続き、早期復旧を目指すため、また本格的な災害復旧・復興に向けて生活再建、インフラ整備に取り組んでまいります。本町の持続的な発展のためには、被災前から計画していた各種事業を可能な限り進めていくことも不可欠ですが、子供から高齢者までが笑顔と健康で暮らせる町づくりの拠点となる（仮称）健康福祉センター整備事業、駅に降りてみたくなる事業としての鏡石町駅周辺における防災機能の強化や駅利用者の利便性向上を高める駅東口整備については、災害復旧の状況等を勘案しながら事業推進に努めてまいります。

今後の人口減少対策や地域活性化などに活用する地方創生への対応や町政運営の基本方針を示す第5次総合計画の町の将来像である「かわる、かがやく“牧場の朝”のまちかがみいし」の実現に向けた5つの町づくりの目標を基軸に、各種事業の重点的かつ効果的な配分に努めることとし、各種の事業を着実に展開してまいります。

令和2年度の当初予算額を申し上げますと、一般会計については前年度比4.7%減の56億8,900万円、特別会計、企業会計を合算した総額につきましては、前年度比4.3%増の109億5,984万円となりました。

次に、一般会計の歳入歳出予算の概要について申し上げます。

一般会計における歳入の概要は、歳入全体の約28%を占める町税は、震災前まで回復していますが、地方の景気回復については足踏み状態であり、依然として厳しい経済状況であります。個人町民税は、前年比2.3%の伸びの5億1,825万円、法人町民税は13.6%の減の9,520万円、固定資産税においては0.3%の増の8億2,951万1,000円、町税全般では前年比0.6%の増となっております。

地方交付税は臨時財政対策債を含め、前年比8.3%減の16億2,490万5,000円を計上しており、減少の要因は、道路側溝等堆積物撤去処理支援事業による震災復興特別交付税の減によるものです。

令和2年度においても財源の確保が大変厳しく、将来の財政負担に配慮しつつ、町債新規発行、基金の取崩しなどの措置により財源を確保したところであります。基金からの繰入金については、財政調整基金から2億6,613万2,000円のほか、庁舎新築基金から3,210万、ふ

るさと納税の給付金を積み立てているふるさと鏡石ありがとう基金から2,895万円など、全体で3億9,634万円を計上しております。町債については、臨時財政対策債を除き2億5,500万円を計上しております。

一方、歳出面においては、台風19号による被災者支援としての農地等被災稲作農家営農維持事業をはじめ、繰越事業として災害復旧・復興事業として継続して支援する事業や食育推進奨励金推進事業、子ども・子育て支援事業、水の安定供給体制の強化を図る第5次上水道拡張事業などを展開しつつ、引き続き徹底した事務事業の見直しと経常経費の圧縮を図りながら、総合計画の基本理念「やさしさとふれあい」、「復興と進化」を基軸に、さらに人口減少の克服と地方創生に向け、各種事業の重点的かつ効果的な配分に努めた予算編成としたところであります。

主要事業につきましては、被災者支援事業、原子力災害対策関連事業、子育て支援関係事業、進化する鏡石実行プロジェクトとした4分野と第5次総合計画における行政分野別施策として5分野の事業に取り組むこととしております。

初めに、主要事業の被災者支援事業としては、農地等被災稲作農家営農維持支援事業、農機具等緊急移動支援事業、災害援護資金貸付事業、被災した子供の健康、生活対策総合支援事業で総額4,395万5,000円、原子力災害対策関連事業としては、福島森林再生事業、食品等モニタリング事業、除染等仮置場原型復旧事業等で総額7,422万4,000円、子育て支援関係事業としては、子育て世帯包括支援センター事業、出生支援事業としての特定不妊治療費助成、病児保育事業、のびのび子育て応援券支給事業等で総額1,154万9,000円、進化する鏡石実行プロジェクトとしては、駅に降りてみたくなる事業、通りを歩いてみたくなる事業、住んでみたくなる事業で総額2,343万2,000円などにより取り組むこととしております。

次に、第5次総合計画における行政分野別施策としては、町民参加と行財政運営分野では公共施設等維持管理事業、ふるさと鏡石ありがとう事業、固定資産評価外に係る調査事業、沖縄県北谷町との友好交流事業等で総額1億2,138万3,000円、教育スポーツ健康づくり、文化振興分野では、新たに第二小学校と中学校を加えた小中学校町民プール利用事業、学校司書配置事業、第二小学校整備事業、特別支援教育事業、食育推進奨励金支給事業、東京2020オリンピック記念事業、地域医療充実・推進事業等で総額2億5,374万7,000円、福祉・安全安心・コミュニティ形成分野では、在宅高齢者福祉事業、健幸食生活応援事業、保育施設運営補助事業、民間の認定こども園整備事業、児童ふれあい交流館事業としての放課後児童クラブ、空き家対策事業、高齢者運転免許証自主返納者サポート事業等で、総額34億7,817万7,000円、産業振興分野では、多面的機能支払交付金事業、農地再生プロジェクト事業としてのかがみいし油田計画、水田フル活用推進事業、農業人生応援プロジェクト事業、創業スタートアップ支援事業、地域づくり事業としての鏡石まちの駅運営事業などで、総額

2億2,173万8,000円、都市整備・都市開発分野では、鏡石駅東第1土地区画整理事業、社会資本整備総合交付金事業、公道及び生活関連道路整備事業、第5次上水道拡張事業等で、総額23億3,826万7,000円であります。

また、台風19号による災害復旧・復興関係費の繰越事業では、災害廃棄物処理事業、農業施設災害復旧事業、公共土木施設災害復旧事業等で、総額17億5,162万5,000円などにより取り組むこととしております。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

諮問第1号から諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、委員の任期満了に伴い、再任及び新任の推薦について議会の同意を求めるものであり、議案第40号 鏡石町森林環境譲与税基金条例の制定につきましては、森林環境譲与税の事業のための基金を設置するため条例を制定するものであり、議案第41号 令和元年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）につきましては、年度末の事業費確定に伴う補正予算であります。主な歳入は、県支出金5,980万2,000円、町債7,220万円の増額、国庫支出金2億7,409万4,000円、基金繰入金4,980万円を減額するもの、主な歳出は、農業用ハウス再建支援交付金及び農業用機械修繕・再取得支援交付金1億2,600万円の増額、道路等側溝堆積物撤去処理支援事業の精査による委託料4億4,056万2,000円などの減額補正であり、総額1億4,040万6,000円の減額補正予算であります。

今年度繰越明許費につきましては、災害復旧関連工事及びGIGAスクール構想実現事業などの8事業で、総額18億2,766万5,000円を設定するものであります。

議案第42号 令和元年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から議案第44号 令和元年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、年度末の事業確定に伴う補正予算であり、議案第45号 令和元年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）については、保留地処分実績による保留地売払い収入の増に伴う補正予算であります。

議案第46号 令和元年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）については、貸付金の確定等に伴う補正予算であります。

議案第47号 令和元年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）から議案第49号 令和元年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、年度末の事業費確定に伴う補正予算であります。

議案第50号から議案第60号までの11議案については、令和2年度の各会計当初予算であります。

議案第61号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される鏡石町職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員法の一部改正に伴う条文の改正であり

ます。

議案第62号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、現在、介護等をしている職員の早出、遅出の勤務形態を認めているが、障害のある職員も同様とするために改正するものであります。

議案第63号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、非常勤特別職の要件が厳格化されたことにより改正するものであります。

議案第64号 鏡石町語学指導等を行う外国青年の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、会計年度任用職員制度施行に伴う文言の整理のため、所要の改正を行うものであります。

議案第65号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第66号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、幼児教育・保育無償化に伴う改正であり、議案第67号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、放課後児童クラブのみなし支援員に係る経過措置の期間延長のために改正するものであります。

議案第68号 鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、道路法施行令の一部改正に伴う道路占用料額を改正するものであり、議案第69号 鏡石町道路構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、道路構造令の一部改正に伴う自転車通行帯を新たに規定するため改正を行うものであります。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議いただき、同意、議決賜りますようお願いを申し上げます。

---

#### ◎公立岩瀬病院企業団議会議員の選挙

○議長（古川文雄君） 日程第6、公立岩瀬病院企業団議会議員の選挙を行います。

いかなる方法で選出するかお諮りいたします。

〔「選挙」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 選挙という声がありますので、ただいまから投票による選挙を行います。議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（古川文雄君） ただいまの出席議員は11人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に2番、角田真美君及び3番、橋本喜一君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（古川文雄君） 念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（古川文雄君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔点呼・投票〕

○議長（古川文雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

2番、角田真美君及び3番、橋本喜一君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（古川文雄君） 選挙の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票10票、無効投票1票。

有効投票のうち、

大河原正雄君 5票

菊地 洋君 5票

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は3票であり、大河原正雄君と菊地洋君の得票数はいずれもこれを超えております。

両君の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

大河原正雄君と菊地洋君が議場におられますので、くじを引いていただきます。くじは2

回引きます。1回目はくじを引く順序を決めるものであります。2回目はこの順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。くじは抽せん機で行います。

2番、角田真美君及び3番、橋本喜一君、くじの立会いをお願いいたします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

〔8番 大河原正雄君、4番 菊地 洋君 くじを引く〕

○議長（古川文雄君） くじを引く順序が決定いたしましたので、報告いたします。

初めに大河原正雄君、次に菊地洋君、以上のとおりです。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。

〔8番 大河原正雄君、4番 菊地 洋君 くじを引く〕

○議長（古川文雄君） くじの結果を報告します。

くじの結果、大河原正雄君が公立岩瀬病院企業団議会議員に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（古川文雄君） ただいま公立岩瀬病院企業団議会議員に当選されました大河原正雄君が議場におられます。

会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

承諾の挨拶をお願いします。

〔8番 大河原正雄君 登壇〕

○8番（大河原正雄君） ただいま公立岩瀬企業団の議員に選出されました大河原正雄であります。鏡石町の町民の健康維持のためにもこの公立岩瀬病院というのは大変大切な施設であります。鏡石町の意見が反映されますように誠意努力してまいりますので、よろしく願い申し上げます。

---

#### ◎広報広聴常任委員会委員の選任

○議長（古川文雄君） 日程第7、広報広聴常任委員会委員の選任を行います。

常任委員の選任につきましては、委員会条例第5条第1項の規定により、議長において指名いたします。

広報広聴常任委員会委員に3番、橋本喜一君を指名いたします。

---

#### ◎諮問第1号の上程、説明、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第8、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ただいま上程されました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は4名の委員で構成され、任期は3年となっております。このたび現委員であります佐藤玲子氏が本年6月30日をもちまして任期満了となりますことから、再任として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

佐藤玲子氏は、平成28年4月から委員としてお務めいただいておりますが、人格に優れ、地域住民の信頼は厚く、引き続き人権擁護委員として推薦いたしたく、議会の皆様のご意見を賜りますことをお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明といたします。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

本案については適任者として推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、推薦することに決しました。

---

#### ◎諮問第2号の上程、説明、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第9、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ただいま上程されました諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたび今泉和樹委員が本年6月30日をもちまして任期満了となりますことから、今泉氏の後任として、本町203番地在住の竹内陽氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3

項の規定により議会の意見を求めるものであります。

竹内陽氏につきましては、昭和53年から須賀川市役所に勤務され、財団法人福島科学振興協会派遣を経て、建設部建設課長、教育総務課文教施設整備室長を歴任されるなど、行政経験が豊かであります。人格に優れ、地域住民の信頼は厚く、人権擁護委員として最適任者であり、このたび人権擁護委員として推薦いたしたく、議会の皆様のご意見を賜りますことをお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案については、適任者として推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、推薦することに決しました。

---

### ◎諮問第3号の上程、説明、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第10、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ただいま上程されました諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたび佐藤節雄委員が本年6月30日をもちまして任期満了となりますことから、佐藤氏の後任として成田208番地在住の高原芳昭氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

高原芳昭氏につきましては、昭和50年4月から鏡石町役場に勤務され、平成21年4月の税務課長をはじめとして、産業課長、健康福祉課長、会計管理者兼出納室長、上下水道課長を歴任されており、行政経験が豊かであります。人格にも優れ、広く社会の実情に通じてお

り、人権擁護委員として最適任者でありますことから、このたび人権擁護委員として推薦いたしたく議会の皆様のご意見を賜りますことをお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案については、適任者として推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、推薦することに決しました。

---

#### ◎議案第40号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（古川文雄君） 日程第11、議案第40号 鏡石町森林環境譲与税基金条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長、橋本喜宏君。

〔産業課長 橋本喜宏君 登壇〕

○産業課長（橋本喜宏君） ただいま上程されました議案第40号 鏡石町森林環境譲与税基金条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書4ページをお願いします。

このたびの条例の制定につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、譲与される森林環境譲与税につきまして法律の趣旨に基づく事業を実施するため、財源を積み立てるための基金条例の制定であります。

詳細につきましては1ページをご覧ください。

鏡石町森林環境譲与税基金条例につきましてご説明を申し上げます。

第1条につきましては、設置の目的でありまして、法律に基づき森林整備及びその促進に関する経費に充てるものであります。

第2条につきましては、基金への積立ては一般会計で予算化し、第3条につきましては、

確実な方法による管理を規定したものでございます。

第4条につきましては、運用益については基金に積み立て、第5条については、必要があるときに振り替えて運用ができる規定でございます。

第6条は、基金を処分する場合の条件の規定であり、第7条につきましては、町長への委任規定でございます。

附則として施行日を令和2年4月1日とするものでございます。

以上、上程されました議案第40号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第40号 鏡石町森林環境譲与税基金条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号 鏡石町森林環境譲与税基金条例の制定についての件は、産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

議事の都合により昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時53分

開議 午後 1時00分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第12、議案第41号 令和元年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） ただいま上程されました議案第41号 令和元年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書7ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、台風19号に伴う支援関係経費及び各基金積立金の増額並びに道路等側溝堆積物撤去・処理事業の減額及び年度末事業費確定に伴う予算の整理並びに繰越明許費、地方債に係る補正予算であります。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,040万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億8,052万8,000円とするものであります。

第2条は繰越明許費の設定、第3条は地方債の補正であります。

議案書11ページをお願いいたします。

第2条は繰越明許費といたしまして、8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業、金額、1億円ほか7件、合計18億2,766万5,000円を翌年度に予算を繰越しして執行するものであります。

次に、議案書12ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正であります。1、追加といたしまして、歳入欠かん債ほか1件の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定めるものであります。2、変更につきましては、公共土木施設災害復旧事業費ほか1件の起債の限度額を記載のとおり増額するものであります。

詳細につきましては、16ページからの事項別明細書に基づきご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫忠男君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 今の説明で若干補足をお願いしたいと思います。

25ページの衛生費の中の環境衛生費、墓地拡張事業の中で公有財産購入費として用地取得費が323万7,000円ほど計上されておりますけれども、この面積についてお知らせをいただ

きたいと思います。

さらに、次の26、27ページの都市計画費の中の都市計画総務費で、この中にも公有財産購入費がありまして、道路用地買収費が、これは無償となってマイナスの257万5,000円が計上されておりますけれども、この無償となった理由といたしますか、状況についてご説明いただきたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

〔健康環境課長 角田信洋君 登壇〕

○健康環境課長（角田信洋君） 11番議員の質疑にご答弁申し上げます。

このたびの公有財産の取得部分での予定面積でございますが、こちら2,023平米を当初予定していたところでございます。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 都市建設課長、菊地勝弘君。

〔都市建設課長 菊地勝弘君 登壇〕

○都市建設課長（菊地勝弘君） ただいまの11番議員の質疑にご答弁申し上げます。

公有財産購入費の道路用地買収費、マイナスの257万5,000円でございますが、この理由といたしましては、用地買収で当初計画しておりました。町のほうで用地買収をすることによって、その建物が、住宅なんです、不適格建築物になるおそれがあるということで、買収方式から無償借地という方式で道路用地を確保していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） ほかにありますか。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） ただいまの補正の件でございますが、21ページのところに記載されておりますが、財産管理費、ここの中の公用車購入事業で51万1,000円ほど減額になったんですが、これ実はあしたの、また一般質問でも公用車なんていうふうに出したものですからなんですが、これはどのような車を購入して、それで、なぜこのように50万も減額になったのかという細かい部分をお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長、小貫秀明君。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） 9番議員の質疑にご答弁申し上げます。

これにつきましては受差でございまして、3台購入をいたしまして、その中の受差による

減額ということでご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） ほかにありますか。

1番、畑幸一君。

〔1番 畑 幸一君 登壇〕

○1番（畑 幸一君） 1番、畑幸一です。

31ページをお願いしたいんですけども、あしたの質問に関係して、駅伝・ロードレース大会運営事業の128万5,000円、それと市町村の連携事業負担金の30万という、この数字について中身をちょっと教えていただければありがたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。

教育課長、根本博君。

〔教育課長 根本 博君 登壇〕

○教育課長（根本 博君） 1番議員の質疑にご答弁申し上げます。

まず、駅伝・ロードレース大会でございますが、こちらは台風19号の影響によりまして開催が中止になったことに伴いまして、その運営費が確定しました。それに伴う補正の減額となります。

続きまして、市町村連携負担金でございますが、こちらは聖火リレーが3月28日、須賀川市で行われます。それに伴いまして、関連市町村と連携しながら事業展開をするため、今回、鏡石がその部分の事業を負担するものでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 29ページのG I G Aスクール校内通信ネットワーク整備事業の7,700万の中身についてお伺いをいたします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。

教育課長、根本博君。

〔教育課長 根本 博君 登壇〕

○教育課長（根本 博君） 4番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

G I G Aスクール構想実現に向けてでございますが、こちらG I G Aスクール校内通信ネットワーク整備事業としまして、第一小学校、第二小学校、中学校にそれぞれLANケーブルの整備、さらにはネットワーク機器の整備、さらには重点キャビネットの構築を行うものでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 19ページですけれども、19ページの第一小学校太陽光発電損失補填金の内容についてお伺いします。

以上です。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。

教育課長、根本博君。

〔教育課長 根本 博君 登壇〕

○教育課長（根本 博君） 2番議員のご質疑にご答弁します。

第一小学校太陽光につきましては、26年に設置し発電を行ったところでございますが、平成30年11月に発電量の低下が見られました。原因解明のために施工業者に確認したところ、太陽光パネルに不具合があったということで全面改修を行いました。これにつきましては施工業者の負担ということで工事を施工し、その間の発電の不足分につきましては業者のほうから補填していただくということで、今回、135万円を補正するものでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第41号 令和元年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（古川文雄君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号及び議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第13、議案第42号 令和元年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）及び日程第14、議案第43号 令和元年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがいまして、日程第13、議案第42号及び日程第14、議案第43号の2件を一括議題といたします。

提出者から議案2件の提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、長谷川静男君。

〔税務町民課長 長谷川静男君 登壇〕

○税務町民課長（長谷川静男君） ただいま一括上程されました議案第42号 令和元年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）及び議案第43号 令和元年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書34ページをお願いいたします。

まず初めに、議案第42号 令和元年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、国・県の保険基盤安定負担金の確定等に伴う減額補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ803万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億1,295万円とするものであります。

詳細につきましては、40ページからの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○税務町民課長（長谷川静男君） 続きまして、議案書45ページをお願いいたします。

続きまして、議案第43号 令和元年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、保険料の実績により増額及び国・県の保険基盤安定負担金の確定に伴います増額補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ923万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,419万9,000円とするものであります。

詳細につきましては、50ページからの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○税務町民課長（長谷川静男君） 以上、上程されました議案につきまして、提案理由の説明

を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより2件の一括討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第42号 令和元年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 令和元年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第15、議案第44号 令和元年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉子ども課長、関根邦夫君。

〔福祉子ども課長 関根邦夫君 登壇〕

○福祉子ども課長（関根邦夫君） ただいま上程されました議案第44号 令和元年度鏡石町介

護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

52ページをお願いします。

このたびの補正につきましては、11月までの実績による給付間での調整する補正予算であります。既定の歳入歳出の予算の総額には変更はなく、歳入歳出の予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によるものであります。

詳細につきましては、58ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○福祉こども課長（関根邦夫君） 以上、ご説明を申し上げます。ご審議をいただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第44号 令和元年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第16、議案第45号 令和元年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、菊地勝弘君。

〔都市建設課長 菊地勝弘君 登壇〕

○都市建設課長（菊地勝弘君） ただいま上程されました議案第45号 令和元年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の66ページをお願いいたします。

このたびの補正は、保留地処分の実績に伴います増額補正予算であります。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,180万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,285万4,000円とするものです。

第2条では、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年に繰越しできる経費を計上するものであります。

68ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。1款1項事業費、事業名、鏡石町駅東第1土地区画整理事業、金額、4,395万円であります。内容といたしましては、道路改良工事分と敷地造成工事分で借換地指定が遅れたこと及び整地区域内の排水路の切回し工事が必要となったことから、2本の工事の繰越しをお願いするものでございます。

次に、事項別明細書の72ページ、73ページをお願いいたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○都市建設課長（菊地勝弘君） 以上、議案第45号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第45号 令和元年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第17、議案第46号 令和元年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、根本博君。

〔教育課長 根本 博君 登壇〕

○教育課長（根本 博君） ただいま上程されました議案第46号 令和元年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書75ページをお願いします。

このたびの補正につきましては、令和元年度育英資金の貸付け額の確定及び育英資金への寄附によるものでございまして、第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ491万円とするものでございます。

歳入歳出の詳細につきましては、80ページからの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○教育課長（根本 博君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第46号 令和元年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）を採

決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第47号～議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第18、議案第47号 令和元年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）及び日程第19、議案第48号 令和元年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）並びに日程第20、議案第49号 令和元年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）の件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、3件を一括議題とすることに決しました。

提出者から議案3件の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、吉田竹雄君。

〔上下水道課長 吉田竹雄君 登壇〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） ただいま上程されました議案第47号 令和元年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第48号 令和元年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）、議案第49号 令和元年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）の3議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、83ページをお願いいたします。

議案第47号 令和元年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして説明いたします。このたびの補正につきましては、今年度事業の確定により事業債借入額及び工事請負費等の減額に伴う歳入歳出予算の補正であります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ883万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,485万4,000円とするものであります。

内容につきましては、88ページからの事項別明細により説明いたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） 続きまして、92ページをお願いいたします。

議案第48号 令和元年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）につきまして説明いたします。

第1条の繰越明許費でございますが、翌年度に繰り越して使用することができる経費を定めるものでございます。

93ページでございます。

第1表、繰越明許費、1款総務費、1項施設管理費、事業名、農業集落排水施設災害復旧事業、金額、5,692万円でございます。台風19号により被災した成田浄化センターの災害復旧工事費に充てるためのものでございます。

続きまして、94ページをお願いいたします。

議案第49号 令和元年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由を説明いたします。

今回の補正につきましては、事業確定によります企業債借入額及び工事請負費等の減額補正であります。

第2条、資本的収入及び支出では、予算第4条本文括弧中「過年度分損益勘定留保資金4,913万1,000円」を「過年度分損益勘定留保資金6,563万1,000円」に改め、第1款資本的収入、第1項企業債の既決予定額から7,650万円を減額し、8億4,420万円とするものであります。第1款資本的支出、第1項建設改良費の既決予定額から6,000万円を減額し、10億3,047万2,000円とするものでございます。

次に、第3条につきましては、企業債でございます。地方公営企業災害復旧事業債の既決予定額に250万円を増額し、限度額を6,550万円とするものでございます。

内容につきまして、96ページの事項別明細書により説明をいたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） 以上、一括上程されました3議案につきまして説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより3件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより3件の一括討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第47号 令和元年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 令和元年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 令和元年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第50号～議案第60号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（古川文雄君） 日程第21、議案第50号 令和2年度鏡石町一般会計予算から日程第31、議案第60号 令和2年度鏡石町上水道事業会計予算までの11件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号から議案第60号までの11件を一括議題とすることに決しました。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） ただいま一括上程されました議案第50号 令和2年度鏡石町一般会計予算ほか議案第51号から議案第60号までの令和2年度特別会計予算9件及び令和2年度

上水道事業会計予算の11件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

令和2年度鏡石町一般会計予算書の1ページをお開き願います。

議案第50号 令和2年度鏡石町一般会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億8,900万円とするものであります。

第2条の債務負担行為につきましては、7ページ、第2表といたしまして、役場庁舎電灯LED化事業ほか1件の期間、限度額について定めるものであります。

第3条地方債につきましては、7ページ、第3表といたしまして、町道整備事業費ほか5件につきまして起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定め、第4条一時借入金につきましては、借入限度額を5億円と定めるものであります。

また、第5条におきましては、歳出予算の流用の範囲を定めるものでございます。

次に、2ページ、第1表、歳入歳出予算によりまして、歳入歳出予算の概要についてご説明を申し上げます。

歳入でございます。

1款町税といたしまして15億7,359万1,000円、2款地方譲与税としまして6,815万2,000円、3款利子割交付金としまして90万円、4款配当割交付金としまして250万円、5款株式等譲渡所得割交付金としまして96万円、6款法人事業税交付金としまして1,400万円、7款地方消費税交付金としまして2億7,500万円、8款環境性能割交付金としまして1,060万円、9款地方特例交付金としまして1,650万円、10款地方交付税としまして14億8,090万5,000円、11款交通安全対策特別交付金としまして120万円、12款分担金及び負担金としまして3,330万6,000円、3ページになります、13款使用料及び手数料としまして5,443万4,000円、14款国庫支出金としまして5億9,188万7,000円、15款県支出金としまして6億1,063万4,000円、16款財産収入としまして157万9,000円、17款寄附金としまして3,100万1,000円、18款繰入金としまして4億2,142万7,000円、19款繰越金としまして3,000万円、20款諸収入としまして7,142万4,000円、21款町債としまして3億9,900万円。

4ページをお願いいたします。

4ページ、22款自動車取得税交付金としましてはゼロ円であります。合わせまして歳入合計が56億8,900万円でございます。

次に、歳出の部でございます。

5ページをお願いいたします。

歳出、1款議会費としまして8,440万8,000円、2款総務費としまして7億199万8,000円、3款民生費としまして18億4,768万3,000円、4款衛生費としまして8億2,161万6,000円、5款労働費としまして647万8,000円、6款農林水産業費としまして3億5,253万5,000円。

6 ページをお願いいたします。

7 款商工費としまして 1 億 397 万 5,000 円、8 款土木費としまして 5 億 3,126 万 2,000 円、9 款消防費としまして 2 億 7,498 万円、10 款教育費としまして 5 億 3,990 万 7,000 円、11 款災害復旧費としまして 415 万 7,000 円、12 款公債費としまして 3 億 9,000 万円、14 款予備費としまして 3,000 万 1,000 円、合わせまして歳出合計 56 億 8,900 万円。

以上、計上させていただきました。

次に、特別会計についてご説明を申し上げます。

別冊の特別会計予算書の 1 ページをお開き願います。

1 ページになります。

まず初めに、議案第 51 号 令和 2 年度鏡石町国民健康保険特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第 1 条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 2,802 万円と定めるものであります。

第 2 条、一時借入金につきましては、一時借入金の借入れの最高額を 5,000 万円と定めるものであります。

第 3 条につきましては、歳出予算の流用の範囲を定めるものであります。

次に、2 ページの第 1 表によりまして、歳入歳出予算の概要についてご説明を申し上げます。

まず、歳入であります。

1 款国民健康保険税から 8 款町債まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1 款国民健康保険税が 2 億 4,964 万 5,000 円、3 款県支出金が 9 億 8,480 万 6,000 円、5 款繰入金が 9,303 万 5,000 円、合わせまして歳入合計が 13 億 2,802 万円であります。

3 ページになります。

次に、歳出であります。

歳出につきましては、1 款総務費から 9 款予備費まで記載のとおりであります。主なものといたしましては、2 款保険給付費が 9 億 5,592 万 6,000 円、3 款国民健康保険事業費納付金が 3 億 1,411 万 1,000 円、5 款保健事業費が 3,489 万 4,000 円、これらを合わせまして、4 ページの下ほどになります、歳出合計が 13 億 2,802 万円であります。

以上、計上させていただきました。

次に、29 ページをお開き願います。

29 ページ、議案第 52 号 令和 2 年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,075 万 4,000 円と定

めるものであります。

第2条、一時借入金につきましては、一時借入金の借入れの最高額を4,000万円と定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、30ページ、第1表によりましてご説明を申し上げます。

歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料から5款諸収入まで記載のとおりであります。主な内容といたしましては、1款後期高齢者医療保険料が8,932万5,000円、3款繰入金が3,052万6,000円、合わせまして歳入合計が1億2,075万4,000円であります。

次、31ページになります。

歳出につきましては、1款総務費から4款予備費まで記載のとおりであります。主な内容といたしましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金が1億1,786万1,000円、合わせまして歳出合計が1億2,075万4,000円であります。

以上、計上させていただきました。

次に、43ページをお開き願います。

43ページ、議案第53号 令和2年度鏡石町介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,950万円と定めるものであります。

第2条、一時借入金といたしまして、一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものであります。

第3条におきましては、歳出予算の流用の範囲を定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、44ページ、第1表によりまして、その概要についてご説明を申し上げます。

歳入につきましては、1款保険料から9款繰越金まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款保険料が2億3,382万4,000円、3款国庫支出金が2億4,536万7,000円、4款支払基金交付金が2億7,810万7,000円、合わせまして歳入合計が10億6,950万円であります。

45ページになります。

歳出につきましては、1款総務費から9款予備費まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、2款保険給付費が9億9,594万2,000円であります。合わせまして歳出合計が10億6,950万円であります。

以上、計上させていただきました。

次に、71ページをお開き願います。

71ページ、議案第54号 令和2年度鏡石町土地取得事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,837万9,000円と定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、72ページ、第1表によりまして、その概要についてご説明を申し上げます。

72ページ、歳入につきましては、1款財産収入から3款繰越金まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、2款繰入金が1,832万1,000円、合わせまして歳入合計1,837万9,000円であります。

73ページになります。

歳出につきましては、1款総務費から4款予備費まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、3款諸支出金が1,832万1,000円、合わせまして歳出合計1,837万9,000円あります。

以上、計上させていただきました。

次に、83ページをお開き願います。

83ページ、議案第55号 令和2年度鏡石町工業団地事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,563万7,000円と定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、84ページ、第1表によりましてご説明申し上げます。

84ページ、歳入につきましては、1款財産収入から5款使用料及び手数料まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、5款使用料及び手数料4,453万3,000円、合わせまして歳入合計が4,563万7,000円あります。

85ページになります。

歳出につきましては、1款総務費から4款予備費まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、3款諸支出金4,340万円、合わせまして歳出合計が4,563万7,000円あります。

以上、計上させていただきました。

次に、95ページをお開き願います。

95ページ、議案第56号 令和2年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,940万円と定めるものであります。

第2条、地方債につきましては、98ページの第2表といたしまして、区画整理事業費の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおり定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、96ページ、第1表によりましてご説明申し上げます。

96ページ、歳入につきましては、1款繰入金から7款使用料及び手数料まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款繰入金が5,389万3,000円、3款国庫支出金が4,050万円、町債が8,500万円、合わせまして歳入合計1億7,940万円であります。

97ページになります。

歳出につきましては、1款事業費から4款予備費まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款事業費1億5,993万9,000円、合わせまして歳出合計が1億7,940万円であります。

以上、計上させていただきました。

次に、113ページをお開き願います。

113ページ、議案第57号 令和2年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ486万9,000円と定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、114ページの第1表によりまして、ご説明申し上げます。

114ページ、歳入につきましては、1款繰入金から5款繰越金まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、3款諸収入437万1,000円、合わせまして歳入合計が486万9,000円であります。

115ページになります。

歳出につきましては、1款育英資金貸付金から3款諸支出金まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款育英資金貸付金が486万円、合わせまして歳出合計が486万9,000円であります。

以上、計上させていただきました。

次に、125ページをお願いいたします。

議案第58号 令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,880万円と定めるものであります。

第2条、継続費につきましては、128ページ、第2表、継続費といたしまして、継続費の経費の総額、年割額を定めるものであります。

第3条、債務負担行為につきましては、128ページ、第3表、債務負担行為といたしまして水洗便所改造資金利子補給事業（令和2年度貸付）ほか1件の期間及び限度額を定めるものであります。

第4条、地方債につきましては、公共下水道事業債ほか4件の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定めるものであります。

第5条、一時借入金につきましては、一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、126ページ、第1表によりご説明を申し上げます。

126ページ、歳入につきましては、1款分担金及び負担金から8款町債まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、2款使用料及び手数料が1億4,837万1,000円、5款繰入金が1億8,412万円、8款町債が1億7,190万円、合わせまして歳入合計が5億1,880万円であります。

127ページになります。

歳出につきましては、1款総務費から5款予備費まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款総務費が1億2,692万6,000円、2款事業費が7,731万4,000円、3款公債費が3億1,301万9,000円、合わせまして歳出合計5億1,880万円であります。

以上、計上させていただきました。

次に、143ページをお願いいたします。

143ページ、議案第59号 令和2年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,690万円と定めるものであります。

第2条、継続費につきましては、146ページ、第2表、継続費といたしまして、継続費の経費の総額、年割額を定めるものであります。

第3条、債務負担行為につきましては、146ページ、第3表、債務負担行為といたしまして、水洗便所改造資金利子補給事業（令和2年度貸付）ほか1件の期間及び限度額を定めるものであります。

第4条、地方債につきましては、資本費の平準化債ほか2件の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、144ページ、第1表によりご説明を申し上げます。

144ページ、歳入につきましては、1款分担金及び負担金から8款国庫支出金まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、4款繰入金4,244万9,000円、7款町債2,400万円、合わせまして歳入合計が7,690万円であります。

145ページになります。

歳出につきましては、1款総務費から5款予備費まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款総務費が2,918万7,000円、3款公債費が4,702万5,000円、合わせまして歳出合計7,690万円であります。

以上、計上させていただきました。

次に、161ページをお願いいたします。

161ページ、議案第60号 令和2年度鏡石町上水道事業会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、総則を定めるものであります。

第2条、業務の予定量につきましては、給水戸数が4,720戸、年間総給水量が128万4,900立方メートル、1日平均給水量が3,520立方メートルと定めるものであります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入の部が第1項で営業収益が2億8,216万6,000円であります。第2項営業外収益が913万円、第3項特別利益が1,000円、合計いたしまして、第1款水道事業収益が2億9,129万7,000円であります。

次、支出の部であります。

第1項営業費用が2億2,694万1,000円あります。第2項営業外費用が3,696万2,000円、第3項特別損失が10万1,000円、第4項予備費が2,729万3,000円、合計いたしまして、第1款水道事業費用として2億9,129万7,000円あります。

第4条資本的収入及び支出につきましては、第1款資本的収入の合計を14億8,510万円と定め、第1款資本的支出の合計を16億1,728万4,000円と定め、第4条の2行目のほうになります、ただいまの不足する額1億3,218万4,000円は過年度分損益勘定留保資金6,896万1,000円、建設改良積立金4,000万円及び当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,322万3,000円で補填するものであります。

162ページをお願いいたします。

第5条、企業債につきましては、第5次拡張事業の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものであります。

第6条、一時借入金につきましては6億1,800万円と定めるものであります。

第7条におきましては、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものであります。

第8条におきましては、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定め、第9条におきましては、棚卸資産の購入限度額を766万2,000円と定めるものであります。

以上、令和2年度一般会計、特別会計、上水道事業会計、合わせまして11会計の予算につきまして、その概要をご説明申し上げます。ご審議をいただき、議決賜りますようよろし

くお願いを申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより11件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております令和2年度鏡石町各会計予算11件については質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第5条第2項の規定によって、議長において指名いたします。

令和2年度鏡石町各会計予算審査特別委員会の委員に、1番、畑幸一君、2番、角田真美君、3番、橋本喜一君、4番、菊地洋君、5番、小林政次君、6番、井土川好高君、7番、渡辺定己君、8番、大河原正雄君、9番、今泉文克君、11番、円谷寛君の10名を指名いたします。

ここで、予算審査特別委員会の正副委員長選任のため休議いたします。

休議 午後 2時28分

開議 午後 2時49分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の正副委員長が選任されましたので、報告いたします。

令和2年度鏡石町各会計予算審査特別委員会の委員長に5番、小林政次君、同副委員長に1番、畑幸一君が選任されました。

---

#### ◎請願・陳情について

○議長（古川文雄君） 日程第32、請願・陳情についての件を議題といたします。

陳情第3号及び陳情第4号は、会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のと

おり、所管の常任委員会に付託いたします。

---

◎散会の宣告

○議長（古川文雄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時50分

第 2 号

## 令和2年第3回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

令和2年3月6日(金)午前10時開議

日程第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(11名)

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 畑 幸一君 | 2番  | 角田真美君  |
| 3番  | 橋本喜一君 | 4番  | 菊地洋君   |
| 5番  | 小林政次君 | 6番  | 井土川好高君 |
| 7番  | 渡辺定己君 | 8番  | 大河原正雄君 |
| 9番  | 今泉文克君 | 11番 | 円谷寛君   |
| 12番 | 古川文雄君 |     |        |

#### 欠席議員(なし)

---

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                |        |                |       |
|----------------|--------|----------------|-------|
| 町長             | 遠藤栄作君  | 副町長            | 小貫忠男君 |
| 教育長            | 渡部修一君  | 総務課長           | 小貫秀明君 |
| 税務町民課長         | 長谷川静男君 | 福祉こども課長        | 関根邦夫君 |
| 健康環境課長         | 角田信洋君  | 産業課長           | 橋本喜宏君 |
| 上下水道課長         | 吉田竹雄君  | 都市建設課長         | 菊地勝弘君 |
| 教育課長           | 根本博君   | 会計管理者兼<br>出納室長 | 倉田知典君 |
| 農業委員会<br>農事務局長 | 柳沼和吉君  | 農業委員会<br>会長    | 菊地榮助君 |
| 選挙管理<br>委員会委員長 | 大河原八郎君 |                |       |

---

#### 事務局職員出席者

|             |      |      |      |
|-------------|------|------|------|
| 議会事務局<br>局長 | 小貫正信 | 主任主査 | 鈴木淳子 |
|-------------|------|------|------|

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（古川文雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

---

◎一般質問

○議長（古川文雄君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

---

◇ 今 泉 文 克 君

○議長（古川文雄君） 初めに、9番、今泉文克君の一般質問の発言を許します。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） おはようございます。2020年3月定例議会の一般質問のトップを務めます9番、今泉文克です。

本3月定例議会は、新年度の事業予算が決まる非常に重要な議会であります。しかし寂しいことに、今まで隣で21年間、多くの町づくりを語っておられました木原秀男議員が先月逝去され、誠に残念でなりません。亡き木原議員様の思いも考えて、町づくりをしっかりと行っていくことを考えながら本議会に臨んでおります。

さて、世界中ではコロナウイルスが蔓延し多くの死傷者も発生しており、鏡石町においてもいろいろ影響が出ており、思い出の小学、中学の卒業式を迎える生徒たちにとりましては残念でなりません。今年は国内では7月22日から9月6日まで東京オリンピックやパラリンピックが開催される予定で、安全かつ盛会に進まれることを祈っております。

また、鏡石町では昨年秋に阿武隈川の大水害がありまして、多くの関係者の方々が大変な日々を送っておりました。一日も早い被害者皆様の復旧が進むことを祈って、通告いたしました質問に入らせていただきます。

まず最初は、成田北町・新町地内における歩道設置と道路拡幅要望についてでございます。

今、台風19号以降の環境整備の早急な対応が必要な成田地区でございます。その成田地区内における県道須賀川矢吹線、新町から北町を經由して農免道路草池までの町道2004号線、1.6キロメートルは古くからの旧道のままであります。本道は遠藤町長も知っておられると

おり道路幅員も狭く歩道もないカーブの多い路線で、生活者だけでなく利用者にも重要な路線であります。この道路は住居約40軒、それから企業も5社ほどあり、特に最近ではトレーラーなどの大型車両を有する運送会社が進出してこられました。またあの道路は東部工業団地等に勤務する方々の車両も非常に多く、特に朝夕は鏡石二小、鏡石中学校や岩瀬農業高校の生徒たちの通学路でもあります。子供たちの利用が非常に多い路線であります。町の重要な幹線道路であり、交通安全上からも歩道の設置と本道の拡幅は早急を要すると思いますので、町当局の改修の考えをお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（菊地勝弘君） おはようございます。

9番議員の1番のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の町道は、農免道路町道北町・堀米線と県道須賀川・矢吹線を結ぶ町道であり、路線沿いには集落が隣接して沿道にアクセスできる利便性の高い路線でございます。現況は全幅6メートルの1車線道路であり、集落内には建物が隣接しており、新夕は集落内の学生はもちろん近隣の工業団地などの通勤通学に利用されている状況でございます。道路改良事業につきましては、これらの利用状況を踏まえながら検証してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） ただいま課長のほうから答弁をいただきましたが、利用状況を踏まえながら検証してまいるということでございますので、これは一般的なご答弁をいただきまして落ち着いた気持ちであります。しかし特に子供たちの安全性を考えると、歩道がなく生命まで及ぶことが考えられます。これは私の質問でなくて地域町民皆様方の長年の要望であったところでございます。今後改修する気が町にあるのであれば、今後の段階的な進め方はどのように進んでいかれることができるのかお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（菊地勝弘君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、この町道は幹線二級町道というような位置づけをされております。これらは集落とこれに密接な関係にある県道、また幹線一級町道等を結ぶ道路というようなカテゴリーになっております。道路整備には多額の費用を要します。一般的にメートル当たり25万ほどかかるような計算になっております。ここの延長が約1.4キロございますので、概算で申し上げ

ますと約3億5,000万ほどの必要経費を見積もっております。そういった予算も多額になっておることから、優先順位、それらを踏まえた上で今後研究を重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） 確かに、メーター25万では3億5,000万という金は大変ですよ。ただ、これも今やれということですがやれということではなくて、やはり安全性とかそういうことを考えれば、そういうふうな予算の確保もしなくちゃなんないんですが、まずは土俵に上がらなければ前に進めないんで勝負ができませんので、この返事ですと私は地区の方にお話しされた方にも答えるのは、銭がなくてできないわでは終わるわけにいかないですね。やっぱりそうしたときには、こういうふうな税源確保をするために町はどのようにやってくれるのか。それから地区の声にどこまで町長は応えるのかというふうなことで、地区の方にあとは判断してもらうしかない状況になるかというふうにも思います。

なお、そういうことも踏まえて、まず土俵に上げることを一番の目的としますので、そのようにご配慮されるような町づくりを期待しております。

それでは、2点目の質問に入らせていただきます。

2点は、町が所有する車輛関係の運行活用化のことについてでございます。これ、3点ほど大きな題をここに載せていただきました。

まずその前には、我が町の車輛は実際のところ何台くらいあるのか。これはリースも含めて管理をしているやつ、それから社協とかあるいは関係団体で持っているような町が関するような車両について、総合的にどのくらい持っておられるか、お伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） おはようございます。9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

令和2年3月現在、町が管理しております公用車につきましては、合計いたしまして33台でございます。ただ、今、議員さんのほうからご質問ありました社協等関係団体の車ということにつきましては把握しておりません。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） 33台を管理するという事は、なかなか大変なことだと思うのですが、平成30年度の私どもが決算審査で確認したときでは乗用車が19台、貨物が8台、それから

ポンプ車とかそういうのが13台ということで、このとおり、ただいまの33台にはこのポンプ車は入ってはいないだろうというふうに思うのですが、この33台の年間の管理経費というものは、総務課としては全部はトータルではお持ちでないのかと思うのですが、まず分かれば年間の管理費。

そして、あと昨年に備品購入のところで公用車代235万3,330円ということで30年度の決算で報告されております。このとき買った車は何であったのか。

また、30年度というのは一昨年なのですが、31年、昨年度の購入台数と用途はどのようになっているのか。

それから、エスティマというものも買ったとかというふうに言っている町民の方がおいでですが、エスティマもその中には含まれているのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

昨年度購入につきましては、私どもとしましては3台でございます。それで今おっしゃったエスティマの件でございますけれども、エスティマの登録につきましては平成31年7月11日付ということで登録しまして、それをリースでございます。町長車につきましてはエスティマにつきましてはリースということでございまして、登録につきましては先ほど申し上げたように平成31年7月ということでご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） 新たな年で新購入ということで151万5,000円ほど計上されて、令和2年には上がってきているのかなというふうに思うのですが、これの計画はどのような車を買う予定でおられるのか、重ねてお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現時点では2台の購入を予定しておりまして、1台については軽のバンタイプということで、あとは乗用タイプということで、2台を考えているということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） 現在の33台の管理が所有者があつて、そこにまた新たな車が今年また

2台ですか、令和2年で追加になってくると、だんだんだんだん車の台数が非常に多くの台数が補充されます。

ここで私、心配されているのは、実は庁舎前の庭を改築して、たしか駐車場にするのかなと思ったんですが、舗装をしてまだラインも何も引いていないから、あそこに私も車止めるときもあるのですが、止めてよかったんだかなんか分かりませんが、こういう車の管理、そういう部分では2番でもここで言うてありますが管理関係、これ、運用記録、そしてあるいは整備、それと利用状況などについてはまず駐車場、実は鏡石に来られる方に言われるのが、行ったとき駐車場が止めるところなくて困っていると。そうするとここには何台くらいの駐車場がこの庁舎の周りで前と後ろ、脇ですね、がえられるのかちょっと考えてみたら、40台ちょっと止められるんですね。今度新しくやったところ駐車場だというふうに解釈してですね、そうすると40台の車が止められるのに、なぜかいつもいっぱい。特に今日なんかは傍聴者の方々もいるから、車止めるのに苦労してきたと思うのです。

そういう意味では、駐車場については町はどんなふうに考えているのか。そして特に半分ぐらいはまず職員の車が止まっている。1日、朝から晩までずっと移動することもなく止まっている。あとそれから町の西側に行くと町有車がずっと並んでいる。そうすると台数を止めるスペースはあるのですが、来庁者に対する対応ではちょっと苦言が出たりいろいろ出てくるんじゃないかなというふうにも思いますので、駐車場を新たに近隣に確保して、職員の方は大変でもそこに止めていただいて、ちょっと歩くの大変ですが、雨の日とかも大変ですが、1日止めるのであれば来庁者を最優先する駐車スペースをしっかりと確保する考えが町長にはあるのかどうかということも改めてお伺いします。

そして、そこにあるのは、駐車場にこの車両の33台もあると非常に安全上の問題とか何かを点検する必要があります。こういうものの点検は何か町内の整備工場さんとかを歩いてみますと、鏡石町って書いてある車をほとんど見かけないんですね。ということはメーカーに出しちゃっているのかもしれないんですが、町内の業者が対応できる場所があれば、できれば私の要望としては全部と言いたいんですが、なかなかそうもいかないみたいですから、総務課長も頭痛いところなんでしょうけれども、そういう町内の業者を活用した運転関係の管理、整備をしていただければというふうに考えるわけなんです、その辺は駐車場と町内企業の繁栄を図るための努力と政策というものはどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 今泉議員、今の質問は2番の（2）でよろしいですか。

〔「失礼しました。1番の先ほど言った……」の声あり〕

○議長（古川文雄君） （2）でよろしいですか。

〔「（2）でございました」の声あり〕

○議長（古川文雄君） はい、分かりました。よろしいですか。

質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。自動車関係ですね、職員の駐車場、そしてお客様の駐車場ということでございます。大変この役場の駐車場、ご承知のとおり大変狭いということでもあります。そういう中で本年、役場の庁舎の前、一応スペースを、いわゆる来客用のためのスペースを今回確保したということでもあります。それでも、いろいろ行事がある場合には当然少ないということなんで、職員の駐車場についてはどこにするかということについては現在検討中だと。取りあえず、やはり何といたってもお客さんがスムーズに止められる場所、こういったものについて今回、前に造ったということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（古川文雄君） 総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

各公用車につきましての車検と整備につきましての発注につきましては、極力町内の業者ということで発注をしております。現在のところは、ほぼ町内の整備会社ということでご理解をいただきたいと思えます。

なお、議会中につきましては来客と傍聴者の方々の利便性を考慮いたしまして、職員につきましてはそれぞれ小学校の駐車場等も利用させまして対応しているということでご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 特に目につくのは、ここの駐車場にシャッター開けているところ見ますと、2台くらい、3台くらい入っているときもあるかもしれないんですが、作業機器が入っていたり、あるいは何か建築材のどっかに処分というんですか、片づけなくちゃなんないやつが大事に保管されて盗まれないようにしているんだかもしれないけれども、そのようなものまで置いてあって、そしてちゃんとしたポーチの駐車場、2台止められるようになっているんですが、公用車って名前も書いてあるんですが、あそこに車止まっていたのを見たこともなくて、逆にあれが邪魔な建物なもんですから、やっぱり少しでも来庁者のための確保を進めるように、もう一度再検討される必要があるんじゃないかなというふうに感じました。

それでは、失礼しました。3番に入ります。

ラッピング等の運用は考えるべきじゃないかということなんです、実は私も東京によく

行くんですが、そうすると日曜日に秋葉原周辺に行くと、いやいや、もう車をラッピングした、アニメとか自分の思いなんでしょうが、そういうのが何十台も走っているんですよね。集まっているんでしょうけれども。だから、そのようなことを考えると、いや、時代も変わったなというふうに感じておりました。

1月に、県の町村議員大会がビッグパレットでありまして行きました。鏡石からマイクロバスで喜んで行きましたが、ところが県内の多くの市町村は自社のしっかりとしたバスを持っていて、それで自分たちの町をいかに外に訴えるか、あるいはそれを伝えていくかというふうなデザインが目につきました。鏡石町の場合には車両と同じような色に近い色で鏡石町って小さく優しく書いてありまして、これは褒めているんじゃないですよ、やっぱり町の車は別に悪いことに使うわけじゃないだから、堂々と鏡石町ですっていうふうな表示をして、全部でなくても大部分はかえって業務に使うんですから表示すべきであろうというふうに思っております。ましてや特に前まで鏡石町観光協会の会長であった遠藤町長でありますから、やはり鏡石の車には移動する広告車的な感覚も必要であろうと思います。

これにはラッピング料とかかかりますから、予算もかかってあれでしょうが、しかしいつも私、ここ正門を入ると一番目につくのは何かというとAKBのバスなんですよ。あれが丸9年近く前に寄贈されたバスですが、もう10年も前にあのように車にラッピングをして自分たちをいかにあれだかということをやってきたものが目の前に、一番目のつくところにあるのに、鏡石町はそのような対応が全然感じられません。それは総務課の能力でやっているんだかどうなんだか分からないけれども、課長を悪く言っているわけじゃないんですけれどもね、そういう必要性もあって、鏡石の車、別に悪いことをするわけじゃないんだから、しっかりと町を伝えていただければというふうにごく私は感じておりますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

確かに、今ご質問のとおりですね、そういった必要性は感じてはおりますけれども、今のところ、現在これまでのところですね、町外においてそういった車を活用して堂々と、そして宣伝をするという、そういったこれまでの流れはなかったということでもあります。これからはこの6次化推進を含めて、そういった機会があるということも十分考えられるので、そういった方向は一応考えていきたいということでご答弁に代えさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） それでは、大きい3番に移ります。早いです。

仮称であります、鏡石町の健康福祉センター設置についてお尋ねいたします。

これは二、三年前から出てきて、ましてや鏡石町の後期高齢者のこともあるし、高齢化率も高くなりつつあることもありますから、それらについての非常に大事な部門だろうなということを町は進めているというふうに私は感じております。

まず、その内容が、昨年にもこのように基本計画策定委員会を設置してということで委員を決めたり検証したりしてやるということで、これは委託者はその中で330万ほどやっていたところでございますが、このようにして総額395万5,000円の事業がスタートしております。これは第3工区という町の公共用地にメインの事業として出てくるのかなというふうにも思っておりますが、現在まで委員会4回ほどしておるということでございますが、このやっている進行状況はどのようなものであるのかということですね。高齢化に対応する多くの期待のある施設でございますので、それらの内容についてはどのように進めてこられているのか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

この福祉関係、健康関係ということでもありますけれども、やはり何といたっても子供から高齢者までが笑顔と健康で暮らせる町づくり、こういったものを進める必要があるということでもあります。

そういう中で、今、健康センター、保健センターですか、これについては町においては2つございます。ご承知のように旧診療所が1か所ですね、鏡石保健センター、そして成田の保健センターということで2か所あります、ご覧のようにその役目というんですか、大きなことについては、なかなか本当の保健センターではないというように私は思っております。

そういう中で、昨年でもありますけれども区長会の会長さん、さらには福祉関係の関係者、さらには学識経験者で組織しますいわゆる基本計画の策定委員会、開催していまして、策定に着手したということです。

そういう中で、さらに庁舎内には副町長を本部長とする基本計画策定本部会議、そしてその下部組織としてプロジェクトチームを設置しまして、基本計画の内容について協議を重ねてまいりました。そして一昨日、その基本計画も大体まとまったということでもあります。その内容につきましては第5次総合計画を最上位計画に位置づけまして、各種関連計画を踏まえながら健康、そして高齢者、児童、社会、障害者などの福祉機能のほかに防災機能を取り入れた内容ということでございます。

なお、本施設に集約する役場機能、さらには関係する機関等につきましては健康環境課、

福祉こども課、そして児童館の行政機能を初めとしまして町の社会福祉協議会、そして地域包括支援センター、また県の社会福祉協議会の生活自立サポートセンター、町のシルバー人材センターなどを集約しまして、健康福祉センターの総合センターということで整備する内容ということでしてございます。

施設の機能ということでは、今申し上げたとおりでありますけれども、機能としましては事務所機能、さらには各種の相談室はもとより健康福祉機能では各種の健診を中心に活用する多目的室、さらには診察室、そして栄養指導を行う調理室、高齢者福祉機能につきましてはシルバー人材センターの作業所等、さらには生きがいくりに使用する創作室、そして児童福祉機能につきましては、つどいの広場、さらには子育てサークルを行うキッズスペース、そして防災機能としては防災備蓄倉庫を予定していると、そんな施設計画の中身であります。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 駅東開発の第3工区、先日、あのエリアの設置計画的な道路が中心的にかなり大きな面積をあそこで確保されておりますが、そうしますと、あそこ全体的な面積、その中でどのくらいの計画の土地を確保しているのか、そしてそこにどのような施設としては設けていくのか、そういうふうなことがこれから非常に大事だろうというふうにも思っております。

それで、そういう細部につきましてこの建設費の計画内容と確保、それらについて2番に入りますが、やっていくのかですね、地域の面積の確保とか土地の利用とか財源の確保、前に伺ったときは補助金がなくて、町の単独事業として取り組むということでしたが、ただ関連事業というものが、今高齢化になっていますから、何か政策的にも助成としては出てきているんじゃないかなと思いますので、そういうことをアンテナを高くしてほしいということ。

それから、この大水害をもって関係した事業が幾つか入ってきているかと思えます。もしかして、そのようなものが財政処理的に組み入れられるような事業があるんでありますならば、やっぱり少しでも町の財源ばかりで行うんじゃなくて、それに向けてやっていくような考えはお持ちなのか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

想定します総事業費につきましては、現在のところ10億から12億程度としております。その財源につきましては、起債、基金、一般財源があります。また各種関連の設備の補助金も想定しておりますが、長期的な財政負担も勘案しまして、今後財政当局と協議しながら適

切な時期を見極め、その財源の確保に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 簡単に10億、12億というふうな数字が出てきていますが、これをみんな調子でやるとなると、大変非常な負担がかかってくるだろうというふうにも思っております。特にこれは利用者が今度はそこを大変高齢者が多くなりますから重要な施設になってくると思います。そのときに1回つくって、後でまた、ああだこうだというふうになってしまったんでは大変ですから、私も以前に2か所ほど、そういうふうな健康保健福祉センターを見てきました。そうするといろんな運用の仕方があるようでございまして、やはりそういうものをこの委員会の方々ももっともっと目を広くして、あるいは担当課の職員の方々もそういうふうなことを勉強しながら中身のある内容にもっとなるように、将来においてこうなるとよかった、10億円あるいは12億円かけたけれども、それに匹敵するだけの内容であったというふうな声が聞かれるような施設にしていかなくちやなんないと思いますけれども、その辺をもう一度しっかりと検討いただいて、財政確保と、それから事業の内容ですね、そういうものをきちんとやっているとは思いますが、もっと細かく進めていければ。ましてそれを議員のほうにもそういう情報をどんどん流していただいて、我々に説明していただけるように思っております。

それでは、2番目の財源ですが、言ってみてもこれは今のところまだそういうものが出てきていないから、これは諦めまして、3番目の健康福祉センターの設置後の総合的な健康、福祉、介護、医療などのそういうふうな関連したつくり方、平成31年の予算書、令和1年ですね、元年の予算では、その31ページには子育てやら障害・高齢者支援、それから保健機能とか社会福祉協議会とか、そういうボランティアセンターとか福祉避難所とか、いろんな総合的な機能ということで説明されておりましたが、そういうやつの連携した方策というものは町としてはどのように、ただ課で話しているんじゃないで、そういうふうな関係の方との会議とか、そういうことも十分に持って、それをこの10億円、12億円の金ができる位置、場所に使いやすい、そして集中する施設を造れる考えになっているのか。

何か聞くところによりますと、今ある50名くらいの半分くらいの職員がそこに移動するというふうなことに新聞等でも拝見しています。ですからこの際、今ある青少年センターとか、あの裏の部分とかそういうことも含めて、どんなふうにつないでやっていくのか、町長の最初の大きい事業でもありますので、お伺いさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

いずれにしても、第3工区に造成中であります。その規模につきましては以前もご説明申し上げましたけれども、この役場敷地の約4倍近い、もうちょっと過ぎると5倍、そういった敷地を現在確保中ということでございます。

そういう中で、面積もそれ相当の面積になるということでもありますけれども、そういう中で今ご質問のあった中身につきまして、どういった連携をされるのかということもございますけれども、先ほど大体申し上げましたので、その連携は想像はつくとは思いますが、まずは高齢福祉の観点におきましては、いわゆる今後、団塊の世代が75歳以上となります2025年、これをめどに重度な要介護状態になりましても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる住まい、医療、介護予防、そして生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が、そういったことが求められる、そういった中身。

さらには、児童福祉、母子保健につきましては、子育て包括支援センターによりまして妊娠初期から子育て期にわたりまして妊娠の届出等の機会に得たその情報を基に、妊娠、そして出産、子育てに関する相談に応じまして、必要に応じて個別に支援プランを策定しまして、保健、医療、福祉、教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援を行うことが望まれていると。

さらには、障がい者支援や生活困窮者支援についても包括的に関係機関が連携して、切れ目のない支援を行うことがこれからの福祉行政には求められておりまして、このセンターを整備することで町内で分散していた福祉機能を集約し、包括的な支援に向けた体制整備に寄与するものというふうに考えております。

さらに、健康部門につきましては、乳幼児からお年寄りまで全ての町民が生涯健康で生きがいのある人生を送るための施策を展開して、成人世帯のがん検診など予防医療としての健康増進事業、さらには乳幼児健診など子育て世代の包括的な支援である母子保健事業を行いつつ、部門同士の連携強化によりまして、将来の健康寿命の延伸に効果的な高齢者福祉事業、そして介護予防事業が実現可能となるように考えております。

また、これらを具体的に実施していく上で、このセンター内に連携機能群が集約されることによりまして、その計画の立案、そして各種情報の発信、収集など、事務連携の強化が図られまして、迅速な情報提供とフィードバックによる情報の共有化においても、この連携効果が見られるのではというふうに考えております。

なお、先ほどの事業費、それについての町負担、こういったことについては、なかなか昔みたいに健康センターで補助金を頂けるといった国の事業がなかなかないということではございますけれども、今そういった中でいろいろ対応はしております。今後もこれの

事業費の捻出についてはしっかりとやっていきたいなというふうに考えております。

また、以前にも申し上げましたけれども、庁舎の一部だということですので、庁舎基金もある程度活用しながら、しっかりとしていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） ただいま、町長、いろいろ構想があると思います。その構想を実現するような形を強く私も願っているところでございます。この新しい健康福祉センターについては、できれば、よそから多くの見学者が市町村が鏡石のあそこを見に行こうというふうな思いがあるような、そして鏡石町のランドマーク的な施設になってほしいと思うんですね、どうせやるのであれば。それで一番は、1万2,500人の町民の方々から、総合的に健康でいられる町づくりのすばらしい施設ができて、それを我々町民が享受できるんだなという喜びが出るような声が出るような施設にしてほしいと、そういうふうな強い願い。そして成田にも早く道を造って、けがとか交通事故が起きない安全な地域ができることを願ひまして、私の質問を終わりといたします。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君の一般質問はこれまでといたします。

ここで換気のため、暫時休議いたします。

休議 午前10時51分

開議 午前10時53分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◇ 橋 本 喜 一 君

○議長（古川文雄君） 次に、3番、橋本喜一君の一般質問の発言を許します。

3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） こんにちは。3番議員の橋本喜一です。

今日は、爆弾低気圧の風で寝不足なのか、久々の質問で緊張しているのか分かりませんが、第3回定例会において2番手で質問をさせていただきます。

今、日本全土は未知のウイルス、大変厄介な感染症、新型コロナウイルス（COVID-19）が感染拡大中です。安倍首相からは、集団感染（クラスター）を抑制するため、小学校、中学校、高等学校や特別支援学校の休校が決まり戸惑っている中、残ったカリキュラムの遅

れや学力の低下などが心配されるところですが、しっかりと対応して一日も早い収束を願いたいものです。

さて、我が町消防団においては、昨年の台風19号に際し、令和元年10月12日から10月17日にかけて、延べ171名が河川等の警戒巡視とともに住民の避難誘導、そして住民救命の救助を行い、人命の安全確保と被害の軽減に多大な貢献をした功績から、今年の2月10日、国土交通省から水防功労者国土交通大臣表彰を受けております。改めましておめでとうございます。そしてご苦労さまでございました。

それでは、通告の質問に入らせていただきます。

大きな1番として、防災情報の提供と避難誘導についてであります。

近年、台風や集中豪雨に伴う水害や土砂災害が多発しているほか、東日本大震災以降も大規模な地震が発生するなど全国各地に甚大な被害をもたらしており、そのたびに自然災害の恐ろしさを痛感しているところです。特に台風や集中豪雨については毎年のように過去最大や観測史上最高を記録しており、今までに予測もしなかった想定を超える大規模災害が頻発しております。

本町においても、昨年10月の台風19号においては1日の雨量が200ミリを超え、阿武隈川の水位も9メートルを超えるなど、過去に類を見ない大規模な水害が発生してしまいました。これにより阿武隈川と鈴の川の堤防が決壊し、成田地区の住宅や農業施設を初め商工業やインフラ設備には甚大な被害を及ぼしたことは、今なお記憶に新しく、被災された皆様に対し改めてお見舞いを申し上げるところであります。

台風19号においては、人的被害がなかったことは不幸中の幸いでありましたが、昨今の異常気象を考えると、このような水害がいつまた発生するか分からない状況であり、今後も住民の生命と財産を最大限守るための対応をしていかなければなりません。そのためには堤防の強化を初めとしたハード対策を進めていくことは当然であります。これと併せて住民に迅速な避難を促す行動やハード対策を進めていくことは当然であります。これと併せて住民に迅速な避難を促す行動や正確な情報提供を行うなどのソフト対策も必要不可欠であり、近年、その重要性が増しているものと考えております。

そのソフト対策の一つとして、災害対応タイムラインを作成し、それぞれの立場の人たちが過去の経験や主観に頼ることなく、状況に合わせた適切な対応に当たることが非常に効果的であり、先進自治体でも人的被害の軽減に効果を上げていると聞いております。そこで我が町の災害対応タイムラインへの取組状況についてお伺いいたします。

①として、町では災害に対するタイムライン、これは防災行動計画と言っているようです。その整備をされているか、その内容はどのようなものかお伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町では、近年、想定外や過去最大と言われるような自然災害が頻発している状況を踏まえまして、ハード対策だけではなくソフト対策の充実、強化による早めの避難誘導が重要であり、その一つとしまして災害対応タイムラインの活用が効果的であると考えております。そこで特に町内で自然災害の危険度が高い阿武隈川の水害につきまして、水害対応のタイムラインの試行版を作成しておりまして、平成30年度から運用を行っているところでございます。この試行版の運用の効果などを検証した上で、今後予定されている防災計画の見直しに合わせまして、正式な水害対応のタイムラインを作成していきたいと現時点では考えております。

また、その内容はどのようなものかのご質問でございますけれども、既にご承知のとおり、災害対応タイムラインとは、水害や土砂災害、洪水など想定される自然災害ごとに一定の指標や基準に基づきまして、災害対策本部の設置や避難勧告の発令など、決められた対応を行うことと定めたものでございまして、これまでの経験や知識、予測などを曖昧な判断基準に頼ることなく、また空振りを恐れるあまりに人の命に関わる災害対応が手遅れになることのないように整備されるものでございます。

現在試行しております阿武隈川の水害対応タイムラインにつきましては、玉城橋の水位を基準といたしまして水位の上昇が一定の基準に達するごとに対策本部の設置、避難準備、高齢者等災害情報の発令、避難勧告の発令などを行うことを定めました内容となっております。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 30年度から試行されているということですがけれども、今の答弁だと水害に特化しているこのタイムラインだと思いますけれども、地震などの突発型災害の発生後の行動を示したタイムラインというのは、町ではお持ちでしょうか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほどお話しあった突発型災害ということですが、突発型災害というものは地震などの突発型災害で、災害行動を実施することは困難でありますけれども、例えば地震発生後の人命救助のために重要な72時間とよく言われますけれども、72時間を意識しまして、それまで何を行わなければならないかについて検討するなど、地震発生後の行動をタイムラインとしまして策定する事例もあるということでございます。

タイムラインについては、災害発生後の対応でも有効な手段の一つとなり得ると認識して

おりますけれども、大変申し訳ございませんが、現時点ではこの突発型タイムラインにつきましては、町ではないということをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（古川文雄君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） それでは、続いて2番の実際の災害においてタイムラインを活用して対応した事例はあるか、お伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

実際の災害においてタイムラインを活用しまして対応した事例はあるかということのご質問でございますけれども、平成30年8月に発生いたしました平成30年台風第13号から水害対応タイムラインの試行を始めておりまして、河川の水位に応じまして消防団の待機や行政区との連携を行ってきたところでございます。

今回、令和元年台風第19号の災害につきましては、消防団待機に始まりまして災害対策本部の設置、避難準備、高齢者等避難開始情報の発令、避難勧告の発令など、阿武隈川の水位を基準にタイムライン……

○議長（古川文雄君） 携帯電話、出してください。

すみません、続けてどうぞ。

○総務課長（小貫秀明君） ちょっと繰り返しになります。令和元年台風第19号の災害でございますけれども、消防団待機に始まりまして災害対策本部の設置、避難準備、高齢者等避難開始情報の発令、避難勧告の発令など、阿武隈川の水位を基準といたしましてタイムラインに沿った対応を行ったところでございますが、事前の情報により最大級の警戒が必要と判断したため、現実的に実際にはタイムラインに定められた基準よりも今回は早い段階で各種の対応を実施したところでございます。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 3番、橋本喜一君。

○7番（渡辺定己君） 今、携帯電話鳴ったね。議場には携帯電話の持込み……

○議長（古川文雄君） 禁止です。禁止です。皆さん、大丈夫でしょうか。

すみません。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 今のご答弁にあったように、その対応があって、あの大臣表彰があったんだと思っております。

続いて3番ですけれども、町だけではなく国や県、近隣市町村と連携したものでなければ

ならないと考えますが、連携を図る考えはあるか、お伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

本町の水害対応タイムラインにつきましては、阿武隈川の河川管理者でございます国から管理を委託されている福島県の指導の下、作成されまして、県が取るべき行動も併記されておりまして、連携した対応が図られることとなっております。具体的には、水位が基準に達すると国・県両者が関連した対応を取るよう明記されているほか、県から町長や担当課長に対しましてホットラインと呼ばれます電話連絡が行われることとなっております、タイミングを逸することなく避難情報や発令を行う仕組みが設けられております。

国や近隣市町村につきましては、現時点で具体的な連携の取組はありませんけれども、こおりやま広域連携中枢都市圏ビジョンや県中地区水害対策協議会の場で情報共有を図っておりまして、今後、具体的な連携策についても検討してまいりたいと現時点では考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 須賀川や玉川村も鏡石と同じように釈迦堂川、阿武隈川持っておりますので、その辺の連携を図っていただきたいと思っております。

それでは、4番の行政区や地域住民に向けたタイムラインも必要であると思うが、執行の考えはどうか、伺います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問にあるとおり、行政側の対応だけではなく、より身近な行政区や住民それぞれの状況に合わせまして、タイムラインの必要性についても検討すべきものと考えておりますけれども、現時点では整備されてございません。

令和元年台風19号によります水害で甚大な被害を受けました成田地区につきましては、今後の自主防災組織の充実、強化と併せまして、行政区としての水害対応タイムラインの整備なども検討してまいりたいと現時点では考えております。

また、先月発表されました国の行う緊急治水対策プロジェクトの中では、住民一人一人が状況に応じた避難計画を考えますマイ・タイムラインと呼ばれるものの普及にも取り組むとされておりまして、県と連携をして普及に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） それで5番の質問ですけれども、地域住民向けのタイムラインを適切に運用するためには、今以上に適切かつ迅速な情報提供が不可欠であると思います。そのところはどのように考えているか、お伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご承知のとおり、災害対応タイムラインの目的につきましては、住民に対し適切なタイミングで情報を伝え避難を誘導することによって、逃げ遅れをなくすることが最大の目的であるということでございます。現在は防災無線を中心にいたしまして、ホームページ、登録制メール、SNS、さらにはエリアメールや広報車の運行など、状況に合わせまして可能な限り情報提供に努めているところでございます。

しかし、情報提供の手段が増えるほど対応が複雑化しまして時間がかかってしまうのも事実でございます。今後も定期的な訓練を通じまして、迅速かつ適切な情報提供ができるように努めてまいりたいと考えております。

また、河川の状況につきましては水位計のデータや目視による状況を把握し、避難等の判断基準としているところでございますけれども、阿武隈川を管理している国と県では、今後水位計の増設に加えましてライブカメラの設置なども計画しておりまして、それらの情報を共有することによりまして、より正確な状況判断が可能になるものと期待しております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） これについては、実際経験された住民もおりますので、これの教訓がありますので、ぜひ立ち上げてほしいと思います。

それでは6番の先進自治体においてはICTを活用した災害情報提供システムが導入されているが、本町においては導入の考えはあるか、お伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

近年は、ICT技術の急速な進歩によりまして、災害関連のシステムも急速に発展しておりまして、各種課題解決のための効果的なシステムが多数開発されております。先進的な事

例を幾つか挙げますと、スマートフォン用の防災情報提供アプリケーションを開発、導入することで、スマートフォンをお持ちの方がどこにいても無料で情報を得ることが可能となるものや、各避難所にタブレット型の防災用情報端末を設置いたしまして、有事の際に双方向で情報のやりとりが行えるシステムや、防災無線、eメール、SNS、スマートフォンのアプリ、エリアメールなどの複数の情報ツールに対しまして、一度の操作で一斉に情報発信を行うことで迅速な情報提供を行うことができるシステムなどもできております。

これらの新しいシステムは、非常にいわゆる高額となっております、導入には相応の費用負担が必要となるほか、進化の速度が非常に早く、年々新しいシステムが開発されるということから、適切なタイミングや費用対効果を見極めながら導入の必要性についても検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） いずれにせよ、重要な案件であり、費用面など課題はあると思いますが、けれども、防災・減災に役立つことと思うので、ぜひ実現してほしいと思います。

それでは、次に大きな2番として農業情勢についてであります。

今年も雪も降らなかった状況から水不足など懸念されるところでありますが、令和2年度の町内での作付の見通しをというところでお伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

ただいま質問のあったとおり、この雨不足、雪不足というんですか、それで羽鳥用水、現在は水は十分あるんですが、その後どうなるかということが大変心配されるということでございます。

そういう中で、ご質問の2年度の米の作付の見通しということでございますけれども、令和2年度における水稲の用途別作付予定面積につきましては、主食用米につきましては770ヘクタールで、元年度との比較でいきますと5ヘクタールの増ということになってございます。そのほか加工用米、備蓄米、飼料用米等を合わせますと水稲の作付面積は850ヘクタールが見込まれております。令和元年度の作付面積比較では2ヘクタールほどの減少を見込んでおると、そういう中であります。

しかし、令和元年度の台風19号によります河川の氾濫によりまして、成田地区におきまして農地、水路、揚水機場が被災しまして2年度の水稲作付が困難な水田もあることから、稲作農家の営農意欲の減退につながらないように努めていきたいなというふうに考えておりま

す。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 今、町長さんからご答弁がありましたように、成田地区は相当な被害を受けたところもございます。そこで成田地区や環境保全会などが復旧させた小災害のほかの大規模災害箇所で作付のできない耕作地はどのくらいあるのか、お伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（橋本喜宏君） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

昨年度の台風19号等によりまして作付できないのはどのくらいあるかということでございますが、先ほどの答弁の中でありました作付面積につきましては見込みの数字でありまして、災害によりまして作付が困難であろう水田の面積も含まれております。令和2年の作付面積は、今後、農業者によります営農計画書の提出によりまして順次確定していくということになります。

台風19号により作付が困難であろうと予測される面積につきましては、成田地区におきましては土砂の堆積による災害復旧事業の対象面積が15.7ヘクタール、またさらに土砂堆積した水路やポンプ等の影響面積に換算しますと29.5ヘクタールほどあるのではないかと推測されております。したがって成田地区も含めまして台風19号による水田の作付の面積につきましては、45.2ヘクタールほどではないかというふうに推計しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） その災害で、本当に45ヘクタール以上の水田の作付が困難だということでございます。米は農業の基盤です。ウエートが高いところなので早急の復旧を望みます。

続いて、大きな3番の国道4号拡幅についてであります。

役場から北側が既に供用開始になり、南側も令和3年度中に供用開始となりますが、イオン南側の交差点に信号機の設置はということでお伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

桜岡交差点、いわゆるイオン南側の交差点の信号機の設置ということでございますけれども、現在、国道4号線拡幅事業を実施してございます国土交通省が福島県の公安委員会に設

置の要望を行っているところでございます。設置の見通しにつきましては現在のところ分かってございませんけれども、町としても国同様に要望をしまいたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 交差点に関しては、西側から東側、東側から西側へと農地の耕作者も大分おります。4車線になって横断の時間もかなりかかると思うので、ぜひ設置の方向で要望などよろしく願いいたします。

それでは最後の質問になりますが、②として久来石交差点の改良はということでお伺いいたします。これは過去にも数名の議員が指摘したところですが、改めて質問いたします。

ここは通過してみないと分かりませんが、大変戸惑ってしまいます。特に夜間は町のほうから久来石部落方面へ信号待ちをしていると、あそこに弁天池という池があります。その方向に向いて止まっているので、その辺で変な感じがして、どこに進んだらいいんだか分からないような状態です。また部落方面から4号線、須賀川方面へ向かうと中央分離帯に接触してしまうような感じがあります。こうしたところから改良の余地がないか、お伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

今、議員さんが言われたように、大変私も一時戸惑った経験がございます。そういう中で町としましても、この久来石の交差点につきましては町道側の走行性が良くないということは十分認識しているところでございます。

そういう中で地域の住民の要望を踏まえまして、平成29年に安全対策に関する地元の説明会を開催いたしまして、交差点内に右折の誘導の区画線、さらには道路の照明を設置し安全対策を行ってまいりましたけれども、町道側の走行性をさらに改善するための対策については、現在、国土交通省と調整中であります。具体的な対応策や時期につきましては、決まり次第お示しをしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） また、そのような話合いの場があれば実現できるよう期待して、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（古川文雄君） 3番、橋本喜一君の一般質問はこれまでといたします。

---

◇ 井土川 好 高 君

○議長（古川文雄君） 次に、6番、井土川好高君の一般質問の発言を許します。

6番、井土川好高君。

〔6番 井土川好高君 登壇〕

○6番（井土川好高君） こんにちは、6番、井土川好高でございます。

久しぶりに一般質問をさせていただきます。改選後初めての質問であり、いささか緊張しております。足ががたがたしております。気合を入れてやらさせていただきます。

ここで、先日亡くなられた木原議員の冥福をお祈り申し上げますとともに、ご家族の皆様には謹んでお悔やみを申し上げます。

皆さんは台風第19号と、また福祉センターのことなど、皆さんがもうおっしゃられていますので、私は交通安全対策についてこれから質問させていただきます。

通称牧場踏切手前の五差路交差点で大変交通事故が多発している現状です。また、この通りは朝夕は通勤、岩瀬農業高校生、中学生の通学路にもなっています。そこでこの交差点の牧場より踏切手前に補助信号機をつけてスピード減速をさせるのも一つの方法として良いと思われる。五差路交差点には赤、黄色の点滅信号がありますが、特に赤色の点滅信号の一時停止が守れていません。警察でも取締りはやっていますが、なかなか減少には至っていないのが現状です。昨年度は交通事故が5件と多発している鏡石クリニック駐車場のところですが、ここは我が町でも事故多発地となっているので町でも対策はしているものの改善には至っておりません。補助信号機が必要と思われる。町として減少対策として町の考え方を伺いします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

五差路の交差点につきましては、町としましては大変危険な箇所だというふうに認識をしております。そういったことから、3年前から町としてもこの交通安全対策については予算を特別枠ということで増額をしながら対応してきたところであります。

そういう中で、今年度につきましては、この交差点については須賀川警察署と協議を行い、道路にカラー舗装の横断歩道の線引きを歩道の引き直しをしたということでもあります。しかし議員さんのご指摘のとおり、改善された後、立て続けに5件の交通事故が発生してしまっただけで、大変に私も警察と相談をしながらやった交差点での5件ということで残念に思っている

ところであります。

これまでのこの交通事故対策としましては、補助信号機の設置については有効であるというように考えておりました、須賀川警察署を通しまして県の公安委員会へ要望を行っているところでございますけれども、しかしながら設置には至っておりません。その中で今後も引き続き要望を行いながら、他の有効な安全対策もないかどうか、こういったことも含めて須賀川警察署と再度協議を行っていきたいというように考えてございます。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 6番、井土川好高君。

〔6番 井土川好高君 登壇〕

○6番（井土川好高君） ただいま、町長より大変有意義な答弁をいただきましたが、警察と公安委員会と再度きつく、なるだけ私らも交通事故を1件でも減らしたいと思いますので、そのところを対応していただきたいと思います。

それで関連なんです、この交差点は本当に今言われたようにやっぱり五差路交差点なものですから、どうしても牧場のほうから来る車と、牧場のほうから来る車は踏切がありますんで、ちょっとスピードが落ちているんです。でも駅のほうから来る車がどうしてもスピードがちょっと出て事故が多いのかなと思います。どうしても被害を受けているのは鏡石クリニックさんの駐車場です。あそこの塀にどうしてもあそこに突っ込んでいっちゃうんですね、駅から来たやつが。それで3か月か4か月くらい放ってあったんですけども、直して10日もしないうちにまたそこへ同じところに突っ込んでいるんですよ、同じ格好で。そのときには我が町のミラーも壊されたんですけども、町としてはすぐミラーのほうは対応してくれました。これはありがたかったです。

ということで、私が考えるには、ここの交差点のどこでもあれですけども、段差といいますかね、私らも研修に行って沖縄に行ったときだと思いますが、つけてあるんですね。すると、どうしてもスピード出せないんです。我が町でもイオンスーパー、あそこの前の通路にやっぱり2か所ほどつけてあるんですよ。そうするとやっぱり皆さんスピード、やっぱり車がたましいのかどうしてだか分かりませんが、やっている状況であります。この交差点にも段差をつければスピード抑制があると思われませんが、そのことにより事故が減少すると予想されると思うが、町の対応をお伺いします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まさに、交通事故については誰もが起こすというそういうことではない、どうしてもなってしまうと初めて事故だということが分かってしまう。そういう中で、私もいわゆる道路に

については錯覚の起きない、そういった道路造りが大事なんだということを常々思っています。そういう中で道路を造る場合には特に交差点、そういった部分については、いわゆる道路担当課ばかりじゃなくて交通安全対策の総務課も含めて、よく協議をしながらしていくということでお話をしてやっているつもりであります。

そういう中で、今後も運転しても錯覚の起きないそういった道路造り、交差点造り、そういったものに心を傾けながら、これから対応していきたいというふうに思っております。そんなことを申し上げながらご答弁に代えさせていただきたいと思っております。

今、あとお話ししましたそういったことも含めて、これから警察とかも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 6番、井土川好高君。

〔6番 井土川好高君 登壇〕

○6番（井土川好高君） この問題は、どうしても道路関係になると単独ではできませんので、警察、公安委員会、いつもそういうふうに言われておりますが、警察と公安委員会に密にさせていただいて、なるだけ設置の方向でやっていただけるとありがたいと思っております。

それでは、（2）番に移らせていただきます。

歩道の障害物の移動ですけれども、これは森電気屋さんね、あそこの交差点のところの前の歩道があるんですね、ちょっと北寄りのところに。この歩道に駅方面から笠石鏡田線に出ようとするときに、この横断歩道がありますが、横断歩道の上に出ないと北寄りから来る車が見えにくく、学童の通学路でもあり大変危険な状況であります。

この障害物とは、水道の本町のマンホールポンプ場の掲示板、電柱、商工会の街路灯と3つ並んで立っています。非常に見通しが悪く、安全対策として早急な移動が望まれます。私はここに以前から信号機の設置を要望していたが、いまだに信号機が設置されていない。大きな交通事故が生じないうちに障害物の撤去と警察、さっきも言いましたが公安委員会に強く要望する信号機の設置を併せて一日も早く対策をされることを強く町に望み要望する。町の対応をお伺いします。重ね重ねになりますが、よろしくお願ひします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（菊地勝弘君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の場所は、T字型交差点でございます。道路の笠石鏡田線に接続する北原不時沼線は一時停止で通行規制されており、車両利用者は安全確認が求められております。現地確認したところ、左方向の確認の際にポンプ場や電柱などが視界を遮るため、車両運転者は主道路寄りに停止して左右確認をしなければなりません。このような状況について交通安全担当

課及び警察署、また電柱及び街路灯についても、それぞれ道路占用者と協議、対策を重ねたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 6番、井土川好高君。

〔6番 井土川好高君 登壇〕

○6番（井土川好高君） 今、都市建設課から説明がありましたが、本当にここは通学路と、本当に朝夕は交通量の多いところであります。さっきも言いましたが大きな事故が起きないうちに適切な対応をしていただきたいと思います。

先ほどお願いしまして、（3）番の右折信号の増設ですが、これはやすこくやさん前の五差路ありますね、牧場通りの交差点なんです。ここは右折の信号機を増設してもらいたいというのは、どうしても朝夕交通量が多いので、またさっきも言いましたが、どうしてもここ我が町は通学路になっているんですよね、小学校、中学校、岩瀬農業高校生の。なっているので、通勤者とちょうど一緒になるんだ、朝晩はね。特に朝方の、私はこれ、交通安全の運動の初めと終わりにシートベルト調査やっておりますが、いつも感じることは、やっぱり右折車の渋滞です。ここに、だからあそこの役場前にあるように右折の信号機を増設してもらえたらなと思いますので、混雑緩和のため一日も早い対策をしていただきたいと思います。町の対応をお伺いします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

6番議員のご指摘の交差点につきましては、車の往来が激しく、特に朝夕の通勤通学の時間帯は大変混雑していると認識しております。混雑解消には矢印式の信号機の設置が有効であるとは考えておりますけれども、設置には右折専用車線もしくは右折待ちの車両が安全に滞留できる車線幅が必要となっております。現状の道路幅ではその車線を確保することが現実的にはできないとなっております。そのために現在のところを矢印信号機設置以外の対策につきまして関係機関と一緒に検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 6番、井土川好高君。

〔6番 井土川好高君 登壇〕

○6番（井土川好高君） 執行としても道路がちょっと狭いかなと思うんですけれども、側溝をちょっと利用したらできるんじゃないかなと私は思うんですけれどもね。そういうところもよく加味していただいて、ちょっと知恵を絞っていただいてやっていただくとありがたいなと思っております。

本当に、これは県道ですかね、ここはね。町道と県道と交差するんですよ。やすこくやさんまでと駅までは県道でね。やすこくやさんからこっち、牧場のほうに来ると町道になるんですよ。そういう兼ね合いもあると思うんですが、そういう部分も皆さんも検討していただいて、なるだけそういう方向にやっただけがあればありがたいなと思っております。

それでは、大きな2番の国道4号線の4車線化に伴う騒音対策をですけれども、これはイオンのところの境団地ですね、イオンに入るところの信号機ありますね、あの右側に今言ったように約30世帯ぐらいの人たちがおられるところなんですけれども、ここが袋小路になっているんですよ。袋小路じゃなくて、ちょうど4号線が拡幅されると住宅のそばを道路が走るんですよ。それで騒音がひどくなるのではないかと。ここだけじゃないんですけれども、沿線の方々たちは皆さん、そういうふうにいるんじゃないかと思うんです。やっぱりそういうところは防音壁を国土交通省のほうに町ではちょっと提案しているのかどうか、このところをお伺いします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（角田信洋君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

自動車の騒音対策につきましては、自動車騒音が環境省の定める環境基準を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる場合に、町では道路管理者等に対しまして道路構造の改善、騒音防止対策の要請等を行い、道路管理者が道路の実情に合わせて防音壁等の騒音対策を検討し実施することとなっております。

ご質問がありました国道4号線の4車線化に伴う騒音対策についても、4車線化の工事が完了した後も自動車騒音、これが環境省の定める環境基準を超えている場合には、町で国等に対し騒音防止対策を要請してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 6番、井土川好高君。

〔6番 井土川好高君 登壇〕

○6番（井土川好高君） 私も、長年、長距離のドライバーをやっておりました。このドライバーというのは夜も昼もないんですね。そういう関係で人が寝ていようが、そういうところは道路としては使わせていただいていると関係なく走っておりますので、また今言われたように道路が完成した暁には、騒音を測定してもらって一日も早い対応をしていただきたいと思います。

(2)番の同じ境町の、格好いいんですよ、ハートタウンというんですよ、さかい7班の住民からのこれ要望ですけれども、このハートタウンですけれども、入るといって、またぐるっと回って、また同じところへ出るという、一カ所しかないんですよ。これで災害の

ときに、もし入口が塞がったら逃げ場所がないんですね。それで出入口をもう一つ増設すべきではないかと、また住民の皆さんも強く要望されております。私からも町民の生命、財産を守るためにも対策を強く望むが、町の対応をお伺いします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（菊地勝弘君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在、国土交通省において国道4号鏡石拡幅として4車線化工事を進めております。4車線化に伴い上下線を分離するため、中央分離帯が設置されることになっております。このため、さかい7班におきましても国道4号下り車線からの出入りのみとなりますが、南側にある交差点に回転路が設置されたことで利便性の確保に努めているところです。

ご質問のさかい7班の出入口は、国道4号鏡石拡幅以前から、出入口は町道鏡田453号線1つであります。防災上の観点から出入口は2つあることが望ましいと考えておりますので、出入口の新設が可能なのかどうかも含めまして、利便性、地形等の技術的課題、事業費などを整理してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 6番、井土川好高君。

〔6番 井土川好高君 登壇〕

○6番（井土川好高君） 今言われましたですけれども、予算はつけなくちゃできませんので、要するに私や皆さんが考えていることなんですけれども、本当に入って行って、もし入口が何かの災害において塞がれて出られなくなったとき、火災でも起きたら困りますので、やっぱりそういうところをよく検討していただいて、町にはさっきも言いましたように生命、財産を守るためにやっていただきたいと思っておりますので、町の早急な対応をお願いして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（古川文雄君） 6番、井土川好高君の一般質問はこれまでといたします。

議事の都合上、昼食を挟み午後1時まで休議します。

休議 午前11時50分

開議 午後 1時00分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 畑 幸 一 君

○議長（古川文雄君） 次に、1番、畑幸一君の一般質問の発言を許します。

1番、畑幸一君。

[1番 畑 幸一君 登壇]

○1番(畑 幸一君) 1番、畑幸一です。第3回定例会において一般質問をさせていただきます。

まず初めに、町議員現職6期目にして病魔に倒れました故木原秀男氏に哀悼の意をささげたいと思います。故木原秀男氏は、ぶれない強い意志を持ったローンウルフ的カリスマ性を兼ね備えた人柄だったと思い出されます。一方、スポーツ少年団において30数年の育成教育に情熱をささげられました。熱き青春、熱き心を持ったまま旅立ちをしたと存じます。改めてご冥福をお祈り申し上げます。

さて、連日報道されています新型コロナウイルスのこの未知のウイルスに対して、あらゆる想定をした感染拡大予防策に政府の方針が示されましたが、国内外の経済にも長期低迷の不安、そして日本社会においても医療、教育等々、様々な不透明なリスクと混乱を招いている状況です。自治体の対策支援を迅速に取り組み、収束に向けた活路を見いだしてほしいと感じられます。

昨年の台風19号豪雨により、阿武隈川、鈴の川の堤防が決壊、当町成田地区を中心に床上浸水など甚大な被害を受けました。被災された皆様には改めてお見舞い申し上げます。課題は山積みと思われませんが、復旧復興の対策、そして被災者の生活再建に向けた支援の取組をしっかりと町として対応していただきたいと思います。

また、今回、台風水防活動において、被害軽減、人命救助など貢献をされた鏡石町消防団に国交大臣表彰を受賞されたことに対して敬意を表します。

通告どおり質問をいたします。町行政の課題について伺います。

間もなく東日本大震災から9年を迎えますが、福島第一原発事故の放射能汚染は、いまなお様々な風評被害として悪影響を及ぼしています。最近では韓国の民間団体の作成した防護服姿の聖火ランナーポスターには憤りを感じさせられましたが、放射線の理解はまだまだ足りないと感じます。

そこで、原発事故の風評被害の払拭に向けた町としての見解を伺いたいと思います。

○議長(古川文雄君) 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長(遠藤栄作君) ご答弁申し上げます。

原発事故から丸9年を迎えるということでございます。そういう中で町としましては、これまで原発の起きた23年3月11日以降、対応をしまりました。特に目に見えない原発事故の放射能ということでありましたので、早急に原発事故の起きた3月中に状況調査等もしてまいりましたし、その後、この町内を250メートルのメッシュで526か所、こういった調査をして、その後もこの調査については3回ほど実施をしながら、町民にその安全性、そ

ういった状況についてしっかりと広報をしてまいったということでもあります。食品等についてもしっかりと、特に野菜、果樹、そういったものについてもしっかりと調査をしてまいったということでもあります。それは町内でのしっかりと現状を確認しながら、安全性ということでやってまいりました。

そういう中でありますけれども、対外的ということにしますと、当然トップセールス、そういったことでもしてまいりました。そういう中で昨年ではありますけれども、いわゆる大阪の市場にトップセールスということで行ってまいりました。その中で市場関係者から私も放射能の検査、さらには原発による風評というそういったことでのご挨拶をさせていただいたわけでありますけれども、市場側から、これは大阪市場でありますけれども、もう原発について話さなくてもよいんじゃないか、それよりも質の良い農産物を出荷していただくことが大切ではないか、そういったお話もお聞きしました。

あと、もう一つは、岩瀬農業高校の生徒が、去年、おとしでありますけれどもオランダ研修に行きました。その中で研修先の大学生約30人に、福島の農産物は安心ですかという質問をしたと。そうしましたら大学生全員がノーというふうに答えたと。相当ショックを受けたと、そういったこともございました。

そういう中で、岩瀬農業高校では昨年からいわゆるグローバルGAPの取得、そういったものにつながったということでもあります。これが今回のオリンピック、そういったものに食材としても提供されるような、そういった取組にもなっているということでもあります。

そういう観点から、この風評被害につきましても、この風評払拭については時間は要するということでもありますけれども、そういう中でも諦めず、先ほど言いましたように市場関係者が言うように質の良いそういった農産物等、そういったものを自信を持って作って、そして販売していくことが大切なんだなど。ここに来て丸9年になりますけれども、そんなふう感じているところであります。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 1番、畑幸一君。

〔1番 畑 幸一君 登壇〕

○1番（畑 幸一君） 確かに町長の答弁のように、そういったものは感じさせられますが、廃炉をなくしては風評は消えないんじゃないかと。あと半世紀、今50歳の人があと50年ということは100歳という年になりますけれども、ここに来てまた汚染水か、トリチウム、これ25メートルプールで2,000杯があるという話を聞いております。新たな風評被害が生まれるんじゃないかと。なぜかという、今度は全ての魚介類が出荷において解除されるということになりますと、なおさら今度県食品をためらうと、買いたくないというような形で、今現在ではまだ関東を除いては22%ぐらいの方が県食品をためらうと、そういうデータも出て

おります。主食の米のサンプル検査なんかも今年からそういうふうな形になると思いますけれども、何となくこの放射線が気になって風評被害というのが消えないと。

また、関東、東京周辺では県産の商品を取り扱う店が2倍に増えていると。大体800から、今1,600件くらい取り扱っているというような情報も入っています。そうした面で今後とも福島県のイメージの情報発信、そういったものを小まめにやっていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(2)の行政区・班脱退と班消滅の状況と対応についてお伺ひいたします。

前にも一度質問したんですけれども、そのときはまだ班脱退ということが、最近では消滅。消滅部落とかそういう言葉が結構出てきますけれども、その対応に対してはどういうふうな状況と対応をしていただけるか、ちょっとお伺ひします。

○議長(古川文雄君) 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(小貫秀明君) 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

行政区、班への加入につきましては、法的に強制されるものではございませんが、町や行政区としましては脱退を希望する方がいた場合、継続していただけるようお願いをしているのが現状でございます。特に最近では核家族化や高齢化などで班長等の役に就くことが困難で脱退を希望する方が多くなりまして、班の維持が難しくなっている地域もあると聞いております。

行政区、班の脱退数や消滅数につきましては町では把握してはおりませんが、今後、区長会におきまして各行政区長さんとお話をしながら、各行政区の現状や今後の対策につきまして協議を行っていきたくと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長(古川文雄君) 1番、畑幸一君。

[1番 畑 幸一君 登壇]

○1番(畑 幸一君) 把握をしていないということですが、情報では、ある地区の班が10軒、班を脱退したというふうな話を聞いて、ちょっと驚いておりますけれども、結局地域づくりの課題というのは、町民が安心・安全に生活ができるということだと思っておりますが、結局、区の活動の弱体化とか、将来ちょっと区の維持が問題が出てくるとか、花いっぱい運動とか清掃とかって、そういった形でどういうふうな形で、今度そういう脱退の10軒も一遍に班がなくなったということに対しては対応するつもりか、ちょっとお伺ひいたします。

○議長(古川文雄君) 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(小貫秀明君) 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

やはり、班に入っている行政区の関係で言いますと、例えば班長とかのいわゆる充て職というような観点がございます。ですから例えば町の交通安全協会とか保健委員会の委員とかの充て職等につきましての委嘱がございますけれども、それなどの委員定数の見直しを行いまして、行政区長さんとか班長さん等の負担軽減を図ればというようなことも検討しなければならぬのかなということと、もう一点は、やはりこちらも各行政区の地域性がございますから、私どものほうではご協力をお願いするしかございませんけれども、例えば班の合併等ですね、ご検討いただければなと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 1番、畑幸一君。

〔1番 畑 幸一君 登壇〕

○1番（畑 幸一君） なかなか難題だと思いますけれども、実態を的確につかんで情報提供してほしいと思います。これは要望しておきます。

（3）に入ります。婚活支援の推進と内容について。

結婚を望んでいるが出会いのきっかけがない、婚活支援の応援サポート、出会いの場の提供、推進と中身について伺います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町では、地方創生を目的といたしました鏡石町まち・ひと・しごと創生総合戦略を作成いたしましたして、通勤に便利で住むにも快適、子育てしやすい環境を備えた定住のまちということで、それを将来像といたしまして、若者の心をつかむ出会いの場づくりを進めております。

近年、婚活という新しい言葉としまして、全国各地で自治体や民間団体が主体となり、気軽に参加できる多種多様なイベントが開催されております。当町においても、これまでの結婚相談所の設置による結婚実績や、近年は婚活イベントを実施しております。出会いの場に積極的に参加いただきまして、その出会いを発展させるために、また町の魅力を伝えながら若い世代が住みたくなる、来たくなる環境づくりの一環としても取り組んでおります。

今年度は婚活事業といたしまして、12月に町単独で実施しましたが、残念ながらカップルの成立はありませんでした。今年になりまして2月には天栄村さんとの共同開発で開催したところがございますけれども、カップルが5組成立しまして、そのうち3組が当町からの参加者でございました。内容といたしましては自己紹介、アトラクション、フリータイム、カップル発表というスケジュールで進めております。なお、男性につきましてはスーツ着用しております。

結婚の成就状況を把握するため、昨年度よりカップル成立者に対しましては追跡調査の同

意をいただきまして、その後の状況を確認させていただくこととしております。今後も引き続き気軽に参加できるような婚活イベントを進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 1番、畑幸一君。

〔1番 畑 幸一君 登壇〕

○1番（畑 幸一君） 2月の22日に行われた当町と天栄村の合同婚活パーティーについては、なかなかうまくいったような気がしますけれども、これ県でも出会いと婚活を応援するふくしま結婚・子育て応援センターというような設置があって出会いのサポートを行っていますが、ここにパンフの資料あるんですけれども、結婚に至った婚活方法とかそういったものが載っているわけです。1位から5位まで結婚サイトのアプリを利用とかいろいろあるんですけれども、今回、2020、令和2年2月22日、メモリアル記念日に当町に婚姻届、入籍されたカップルは何組ぐらいあったのでしょうか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（長谷川静男君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

2月22日の婚姻届の届出数というご質問かと思いますが、私のほうで把握しております。といいますのは、婚姻届につきましては、どちらの市町村でも届出ができるようになっております。鏡石の方でなくても鏡石にも届けができるということになっておりまして、私どものほうで当日昼間の段階ですが、聞いているのは5件ということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 1番、畑幸一君。

〔1番 畑 幸一君 登壇〕

○1番（畑 幸一君） 隣接する市町村にも届けができるということなんですけれども、5件というこの数字としては、最近では大きい数字ではないかと思うんですけれども、この中で私3件くらい知っている。知人が2組あるんですよ。それで午前中にやったと。そのもう1組のうち私がちょっと紹介した。お父さんから相手の女性の携帯電話を聞いて、こういう人がいるからちょっと教えてくださいよと言ったら、それが今度きっかけで長く付き合ったみたいなんですけれども、風のうわさではうまくいっているとかということだったんですけれども、2月22日の夕方、ご両親が来まして、相手と今日籍を入れてきた、入ったんです、お食事会、カップルでやってきたんです。そんな連絡、大変うれしそうな顔して来られて、ええ、そうかなんて。今ましてや、今度その二、三日たったらば、これが子宝に恵まれているということなんです。こういうめでたい話で私もびっくりしたんですけれども、そういう少子化にも協力していただいたというような形なんですけれども、そういった口きくとか、そう

いうのって確かにそういうものがあるかもしれないので、今後ともそういった方には報償というか、お褒めの言葉でもあげてもらいたいと。報償金欲しいなんて言いませんから、そういう方たちも今回あったんでご報告しておきます。

次に、（４）番で聖火リレーの歓迎と町の創出の考えをちょっと伺います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一君） ただいまの１番議員のご質問にお答え申し上げます。

2020東京オリンピック聖火リレーは、ご承知のとおり３月26日木曜日に福島県のＪヴィレッジをスタートして7月24日の開会式までの121日間にわたり実施されます。福島県は3月26日から28日の3日間、26市町村を巡る予定であります。

ランナーは、県内全ての市町村から1名ずつ選出されまして、当町からは昨日町長のお話にもありましたように鏡石中3年の関蒼さんが、今回は須賀川市内の区間で聖火をつなぎます。今回は残念ながら鏡石町を聖火は通りませんが、須賀川市が中心となって6市町村で実施する連携事業で盛り上げ対策を実施するため、今議会定例会で補正予算を上程し議決いただいたところであります。

その事業内容といたしましては、応援うちわやチラシを配布いたしますとともに、町の応援小旗を現地での応援に活用する予定です。さらに町では同時に花によるおもてなしとしてフラワーバスケットに花を飾り華やかさを演出して、来町する方々をお迎えしたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） １番、畑幸一君。

〔１番 畑 幸一君 登壇〕

○１番（畑 幸一君） それについては、何らかの話がなくて、全然もう示されなかったということで、どのような形になって具体的なものになっているのかということちょっとお聞きしたわけです。ただ、これは岩瀬・石川郡市町村の連携事業ということで、須賀川だけの結局は聖火リレーというようなことで認識しておりますけれども、全然町としてはどんなことをやるのかなというような形が、そういうムードが全然湧かなかったというようなことで、ちょっと不安を感じたんですけれども、教育長の答弁で大体分かりました。大体新聞紙上なんかでもコースなんかも出ているし、何時何分とかというような話も出ていますが、町の中を聖火ランナーが通れないということは、ちょっとびっくりしているんですけれども、これは致し方ないんですけれども、ただ、応援するにしても、これ、うちわとか小旗なんかも作ったというような形で聞いておりますけれども、須賀川まで行くというのは車でとかで行くというね、駐車場とかの問題でなかなか応援体制なんかは取れないと思うんですけれど

も、そういった感じに対しての町民の盛り上がり方、そういったことはどんなふうに感じておられますか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（根本 博君） 1 番議員のご質問にご答弁します。

聖火リレーにつきましては、先ほど教育長が申した形で盛り上げる形で進めようということで行っております。聖火リレー、間もなくということでコースの発表になっておりますが、実際に関さんが走るコース等はまだ具体的に発表になっておりません。そちらが発表になれば様々な機会を通じながら町民の方にお知らせをしながらPRに努めていきたいと考えております。

本来であれば、今回の新型コロナウイルス関係がなければ、各小中学校を通じて、ぜひ来てくださいということで案内も可能かなという感じでは感じておりましたが、今回残念ながら学校が休業という形になっておりますので、改めてその趣旨のほうにつきましても盛り上げについても検討しながら、なるべく町民の方が応援できるような形でPRしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 1 番、畑幸一君。

〔1 番 畑 幸一君 登壇〕

○1 番（畑 幸一君） 今、課長のほうから話を聴きまして、ぜひ盛り上げをさせていただきたいと思います。

次に、大きな2番ですね。鳥見山公園の管理と整備について伺います。

鳥見山公園は、町のセントラル、顔ということで町民の憩いの場所でもあります。そして各種のスポーツ施設の備えがありまして、総合運動公園として親しまれているところですが、町の中心部から図書館、そして田んぼアートの事業をやっているところからグリーンロードと、歩いて楽しめる場所で東へ約1キロ、利便性に富んでいるということなのですが、鳥見山競技場は1994年、平成6年、福島国体サッカー競技大会を会場として完成したスポーツ、レクリエーション、そしてまた健康づくりの整備された施設ですが、鳥見山競技場の改修計画についてお伺いしたいと思います。1 番のトラックの舗装とフィールドの補修について伺います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（菊地勝弘君） 1 番議員のご質問に答弁申し上げます。

町におきましては、都市公園施設の計画的な維持管理と改修計画を定めた鏡石町公園施設

長寿命化計画を策定し、平成29年度から国土交通省が所管する公園施設長寿命化対策支援事業の国庫補助を活用し公園施設の改修に取り組んでおり、これまで町民プールなどの改修を行ってきたところであります。

鳥見山陸上競技場につきましては、供用以来25年が経過し、トラックの表面にあるウレタン層が劣化しているため滑りやすくなっており、改修の必要があるということで認識はしております。このため陸上競技場の改修計画につきましても、先ほどの鏡石町公園施設長寿命化計画に位置づけておるところでございます。

なお、改修工事を実施するに当たっては多額の事業費を要することから、各種補助金や牧場の朝スポーツ文化振興基金を活用しながら、改修に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 1番、畑幸一君。

〔1番 畑 幸一君 登壇〕

○1番（畑 幸一君） 老朽化しているということについては、スポーツ活動の施設の老朽化というのが、鳥見山体育館とか構造改善センターなんかもそういう一つに入りますんで、結局一遍にやるというのはなかなか厳しいっていう部分もあると思うんですよ。ですから改修計画についてはきめ細やかな計画表を出して、予算関係もありますけれどもなるべく早めに、例えば事務所とか体育館の入口から入ってトラックに行くまでの犬走りの先なんていうのは本当につかかりますから、私らなんかは入っていったら年寄りも転ぶかもしれませんよ。本当にそういった面では早めの改修工事をやっていただきたいと思います。

次に、②番に移りますけれども、公認の基準と記録の認定登録について伺います。

私、これ今回パンフレット、鳥見山のやつ持ってきたんです。これ、みんな見たときありますか、鳥見山のパンフレット。それには、これ第二種公認陸上競技場、収容人口9,500人というようなことで全部細かくは載っているのですけれども、それについての公認ですね、どういう基準があるとか、ちょっと勉強不足なものですから、ちょっと教えていただきたい。伺います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（根本 博君） 1番議員のご質問にご答弁します。

公認の基準についてでございますが、陸上競技場の公認は日本陸上競技連盟の定める諸規定に基づきまして、第一種から第四種までの4種がございます。走路の規格や舗装材、さらには用具の完備状況等の主要項目により分かれているところでございます。

検定を受けて認定を受けると有効期間は5年間となり、また更新する場合には施設の経年

劣化に対する対応や競技規程の変更に伴う改修が必要となります。

なお、具体的な種別でございますが、第一種につきましては国際大会や全国大会、地方大会等、様々な競技ができる大規模な大会でございます。その中にはレーンの数、さらには観客の動員数等が明記されておまして、第一種ですと観客動員数が1万5,000人以上要するスタンドを要するという状況があったり、さらには第二種につきましても収容人口が5,000人以上という条件があったりという形であります。

当時、鏡石町の鳥見山公園の陸上競技場につきましては、第二種ということで要件の中で整備されたところでございます。その後、町のほうでは第二種から第三種ということで、平成22年まで公認を受けて行ったところでございます。

以上、公認の基準となります。よろしくお願いいたします。

○議長（古川文雄君） 1番、畑幸一君。

〔1番 畑 幸一君 登壇〕

○1番（畑 幸一君） 第二種ということですが、これ、実際には新記録なんか出たときの認定というものは、どんなふうな登録で入っているんですか。これはもう公認にならないということですか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

○教育課長（根本 博君） 現在の鳥見山公園陸上競技場につきましては、先ほど申したように22年度まで第三種として公認を受けておりました。公認を継続するための費用、さらには体育館の実績等を鑑みまして、現在は公認を受けておらない状況でございます。ただ今後公認を受けるためには改修を行う必要があるということでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 1番、畑幸一君。

〔1番 畑 幸一君 登壇〕

○1番（畑 幸一君） これは皆さんの要望というのが結構あるんですかね。

それはそれとして③番の写真判定室の利用状況ですか、それがどんな成果があつて、どのくらい年間使っているんだか、また遠隔操作とかなんか、そういう施設は判定室はあるんですか、そういったことについてちょっと伺いたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（根本 博君） 1番議員のご質問にご答弁申します。

鳥見山陸上競技場については、開所当時、先ほど申したように第二種の公認を受けておまして、その要件としまして撮影判定室装置を設けなさいというのが要件でございました。現在はその要件から外れておりますが、各中体連岩瀬支部大会、さらには岩瀬地区小学校陸

上競技大会、岩瀬地区小体連陸上競技大会等の3大会で約1,400名の方が利用されているという状況でございます。多くの児童生徒が一遍に参加する大会となっておりますので、ストップウォッチ等での計測では正確に計ることができないということもあまして、さらには小さな少人数の記録の測定となりますので、そういう意味では教職員や運営スタッフの負担軽減に役立つということで設置したところございまして、写真判定室は陸上競技場の南側に高台に設けておりまして、その高台のほうから写真を撮影しながら計測をしているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 1番、畑幸一君。

〔1番 畑 幸一君 登壇〕

○1番（畑 幸一君） 判定室の高台というのは、水道タンクみたいな形のあれですか。今は使っていないんでしょうけれども、大分老朽化が目立っていますよね。何かあそこを通るたびに、もうペンキなんか落ちちゃってさびだらけという形で、何か廃工場みたいな形のタンクみたいな感じなんですけれども、あれをちょっと新しくするようなそういうあれは改修なんかはないですか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

今までの鳥見山公園の陸上競技場の改修ということでのご質問でありますけれども、いずれにしても、あの設置から25年たっているということで、特にトラックが傷んでいると。そして特にハードルなんかやる場合には大変危険な状況にあるということで、これについては一刻も早く補修をしなければならないというふうに考えております。

また、この陸上競技場、ご承知のようにこの管内では鏡石しかございません。須賀川市も鏡石町の陸上競技場を使っているということで、市町村、市自体でも陸上競技場は造らないということを申しております。そういう中で我が町ばかりじゃなくて、この周辺地域も含めて、この鳥見山公園の利活用が望まれているということでありますので、そういった観点からしっかりと国の補助事業、そういったものがあるかについて現在調査中であるということをお知らせしながら、必要性を十分感じておりますので、そのようなご答弁に代えさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 1番、畑幸一君。

〔1番 畑 幸一君 登壇〕

○1番（畑 幸一君） 町長の答弁のように、なるべく早くこの立派な競技場が見られるような形で努力していただきたいと思っております。

次に、④で鳥見山の各スポーツ施設の使用料について若干伺ってみたいと思います。

体育施設使用料金の一覧表というのは、今ちょっとここにあるんですけども、これも昭和57年条例第13号というような形で書いてあるんですけども、新しい料金とかそういう改定というのはあったんですか。例えば消費税がアップしていますよね、ここ8%とか10%とか。その料金については全然なく、これ見たときも本当はないですよ。ですから、こういった形は若干このパンフレットにも載っているんだよ、料金的なもの。ですが、こういったもの全然分かんないということで、これ細かく聴くと大変ですけども、ちょっと中学生なんかはテニスコートなんか無料とかね、ナイター設備等も幾らとか、割増し料金とか、専用、共用なんていうのがあるんですけども、こういう使用料金については、こういう改定してまた新しくするような考えはありませんか。ご質問いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（根本 博君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鳥見山公園内の体育施設の使用料につきましては、町の体育施設条例第1条で各施設ごとに料金を決めております。こちらの動きにつきましては、平成26年は最初の改定年となります。使用料につきましては、一例を挙げますと多目的広場は全面使用料で1時間当たり2,000円、陸上競技場は団体専用料で1時間当たり1,050円などを定めておりまして、町のホームページや各施設のほうにおいて利用料の掲示をして利用者にお知らせをしているところでございます。

今後は、利用状況によりまして改定後についても修繕等も必要になりますので、使用料の改定についても検討していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 1番、畑幸一君。

〔1番 畑 幸一君 登壇〕

○1番（畑 幸一君） 料金改正については、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、⑤の鳥見山競技場のパンフレットの活用について伺います。

これ、私、手持ちで先ほどから持っていますけれども、大分これちょっと黄ばんできましたね、これね。これ、いつ頃のパンフレットなんですか。見たときないんですね。どっかかんかんさんとか町役場辺りにもあるのかなと思ったならば全然見受けられないし、鳥見山の陸上競技場の施設案内というのはあまり見たときないんですけども、これはいつ頃で、新しくするような形のそういうあれは考えはありませんか、ご質問いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（根本 博君） 1 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鳥見山公園内の体育施設の概要は、使用料を記載したパンフレットにつきましては、畑議員さんがお持ちのパンフレットから、それ以上に一度更新をかけて自前ですが、一応作成したものがございます。それらについては各施設に配置をしながら利用者等への案内に活用しているというところがございます。

また、町のホームページにおいても施設の概要や使用料を紹介しており、利用者への情報提供を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 1 番、畑幸一君。

〔1 番 畑 幸一君 登壇〕

○1 番（畑 幸一君） その新しいパンフレットというか、そういうあれは何枚くらいあって、どこにあるんですか。それはどういうふうな形で使用しているんですかね。例えば、これはあれなんですけれども、何かこれ、町民プール「すいすい」、これがまだ写っていない時期のパンフレットなんですよ、実際にこれ見て見ますと、このパンフレットは。だから今は作成するとしても、ドローンとかそういったものがあるんで、経費的にはかなり安く上がるんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどうですか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（根本 博君） 1 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鳥見山公園内の体育施設関係のパンフレットでございますが、現在、教育課関係で所管しているものについては、先ほど申したように各施設のほうに自前で作成したパンフレットで提供しているところでございます。

確かに、ご存じのように印刷をしながらしていくのも必要だと思います。そういう意味では引き続き町内外にPRする上ではパンフレットの更新は必要だと思いますので、ご提供いただきながら引き続き情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 1 番、畑幸一君。

〔1 番 畑 幸一君 登壇〕

○1 番（畑 幸一君） ぜひとも、あの立派な陸上競技場ですので、皆さんの目につくようなところにパンフレットを置いて、ちょっと利用、活用していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後の質問になりますが、まちの駅のかんかんてらすの運営状況について質問したいと思います。

運営団体、町の観光協会ということで……

○議長（古川文雄君） 畑議員、2番の（2）は……

○1番（畑 幸一君） あります。忘れました、すみません。質問いたします。そのまますみませんでした、申し訳ございません。

（2）番の鳥見山公園内の周辺の外灯設置についてお尋ねします。

この前、鳥見山でちょっと外灯工事をやったんですけれども、増設とかどういった工事やったのか、ちょっと伺います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（菊地勝弘君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鳥見山公園は、多くの町民の皆様にご利用されており、夜間の視野の確保や防犯対策のために公園内に57基の外灯を設置しております。周辺道路におきましても同様の目的で外灯または防犯灯が設置されております。鳥見山公園では、夜間においても各種団体や鏡石中学校の部活動で利用されている状況でありますので、安全・安心な公園とするため、外灯の計画的な点検、更新に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 1番、畑幸一君。

〔1番 畑 幸一君 登壇〕

○1番（畑 幸一君） 質問漏れして誠に申し訳ございませんでした。

鳥見山公園の中の鏡石神社がある、杉林がある、そのテニスコートの間の道路がありますね。あそこに外灯というのはないと思ったんですよ。そこでテニスコートがあって夜間照明というか、使った後とその下の体育館の裏の駐車場、そうすると、あの神社の道は暗くなっちゃうと1メートルぐらいで擦れ違っても顔が見えない、現実に。誰が通っているか分からないということも感じますし、あとその下の駐車場ですね、その辺どうなんですかね、太陽光の街灯でもなんでもいいでしょうけれども、そういうのを設置していただければなということでもあります。取りあえずそういったものがあります。

また、鳥見山の桜町に行く通り、牧場に行く通りの交差点、あそこ結構事故が多いんですけども、あれは歩道がないんですよ。右折する場合、鳥見山、今、浄水場の工事やっているとこのほうに右折する場合、その場合に、ちょうど岩瀬高校生なんかの夜の通学に会うと見えないんですよ、横切ったりして。そうすると、こっちから行った場合には高校生と接触するとかというそういう事故が起きかねないと思うんで、あの辺は本当に太陽光でも設置のそういう外灯が欲しいとつくづく私も思っているんですけれども、そうした設置はちょっと考えていただけないでしょうか、質問いたします。

○議長（古川文雄君） 畑議員、ちょっとずれてはいますが。鳥見山から外れてはいますが。答弁、大丈夫ですか。

○1番（畑 幸一君） 鳥見山から外れている。

○議長（古川文雄君） その外路灯がですね。

○1番（畑 幸一君） ああ、これは公園内の周辺の外路灯ということで……

○議長（古川文雄君） ああ、周辺だからいいですか。

○1番（畑 幸一君） 周辺の外路灯ということで、すみません、この中じゃなくて。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほどご指摘がありました箇所につきましては、現地の調査をさせていただきまして、必要性がある場合については検討させていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 1番、畑幸一君。

〔1番 畑 幸一君 登壇〕

○1番（畑 幸一君） 分かりました。よくその現地を見て、なるべくそういうことがあれば設置するようお願いしたいと思っております。

○議長（古川文雄君） 都市建設課長。

○都市建設課長（菊地勝弘君） 1番議員の公園内の外灯の件についてご答弁させていただきます。

先ほど、57基、公園内に外灯を設置しているということで、現在は新規設置よりも今あるものの既存の点検や修繕に努めているところであります。しかしながら、ご指摘のテニスコート付近の暗い箇所につきましても、やはり現地を確認した上で設置の方向に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 1番、畑幸一君。

〔1番 畑 幸一君 登壇〕

○1番（畑 幸一君） 安心・安全な公園を造っていただければありがたいと思っております。これから桜の季節になりますけれども、あそこの桜の木のライトアップなんかということもありますが、なかなか女性一人では行けないと思っております。何かちょっと怖いという感じもすると思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後になりますけれども、まちの駅かんかんてらすの運営状況について伺います。

施設の運営形態について伺いますので、よろしく願いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（橋本喜宏君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まちの駅かんかんてらすの運営状況につきまして、かんかんてらすにつきましては、平成30年の5月のオープンから1年10か月が経過しております。現在3名のフルタイム職員と、それを補うパートタイムの職員6名で運営を行っているところでございます。

かんかんてらすにおいては、町内外の農業者などから新鮮な農産物、特産品、加工品、さらには工芸品などの出品をいただいております。現在、農産物及び加工品の販売者が62件、レンタルボックス出品者につきましては13件、合計75件の出品が出ております。店内販売の点からも多くの方の憩いの場として連日にぎわっており、設置目的の一つであります町のにぎわいの創出についても大きく寄与していると思われております。現在のところ、運営につきましては順調であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 1番、畑幸一君。

〔1番 畑 幸一君 登壇〕

○1番（畑 幸一君） かんかんてらすについては、当然、これは創生事業、まちの駅の役割は非常に大きいと思いますよ。なぜかという、その地域のいろいろなものを知ることができたり情報が入ったり、地産ですね、地元の商品が買えるというのが魅力でもありますし、当然、この体制がありますが、そのスタッフだけで問題点は今のところは一切ないんですか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（橋本喜宏君） スタッフ、先ほど申しましたように、3名のフルタイムとパートタイム職員6名ということで、お話的には大きなクレーム等につきましてはございませんし、当初は新聞等に優しい対応をしていただいたという投書がありましたので、対応については問題ないというふうに考えております。

○議長（古川文雄君） 1番、畑幸一君。

〔1番 畑 幸一君 登壇〕

○1番（畑 幸一君） 基本のコンセプトということをちょっとお伺いしたいんですけれども、かんかんてらすに行けばこういう価値があると、こういうものが提供できるというのが利用者とか来店者だとは思いますが、まだまだその利用客というのが見えていますと、私も微力ながら見えていますけれども、入っていないと。町民の3分の1くらいじゃないかと思うんですけれども、もちろん役場の職員さんなんかも顔を見たときないくらい、よくよく。キュウリ1本でも買ってもらえたらなと思うんですけれども、その辺は産業課の課長さん、

どうでしょう。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（橋本喜宏君） 来場者数につきましては、カウントを一応しておりまして、今年度2月末現在で3万5,192人の来館者をカウントしております。こちらはもちろん延べ人数でございますので……

〔「マイク入っていないよ」の声あり〕

○産業課長（橋本喜宏君） 大変失礼しました。来館者数につきましてはカウントしておりまして、今年の2月末、4月から2月末で3万5,192名という形で進んでおりまして、ちなみに参考としまして昨年の同時期につきましては3万4,467名。こちらのほうは10か月ちょっとのカウントでございますが、昨年よりも多くなっているというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 1番、畑幸一君。

〔1番 畑 幸一君 登壇〕

○1番（畑 幸一君） 去年も進捗状況というようなことで、売上げ状況なんかもデータでいただいていますし、今後、これ2年の収支決算書というのも出てくると思うんですけども、まちの駅の補助金というのは例年どおりというようなことで数字が出ていますけれども、観光協会とか農商工の物産チェーンというのはどのくらいの予算で今年は出ているんですか、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（橋本喜宏君） 予算につきましては補助金の今年度の予算で……大変失礼しました。今年の予算につきましては696万7,000円の補助金を支出する予定でございます。

○議長（古川文雄君） 1番、畑幸一君。

〔1番 畑 幸一君 登壇〕

○1番（畑 幸一君） 後で、そういうのは分かると思うんです、それで結構です。取りあえず昨年の台風とかいろいろあって売上げとかそういったもの、またこれ、今度のコロナの問題点なんかもいろいろあるんで、イベントなんかも確かに定着すると思うんで頑張ってもらいたいと思います。

これ、去年の9月21日、橋本産業課長の答弁で頑張っていきますって、これ書いてありますから、頑張ってください。

以上、質問を終わらせていただきます。どうも失礼しました。ありがとうございます。

○議長（古川文雄君） 1番、畑幸一君の一般質問はこれまでといたします。

ここで換気のため、暫時休議いたします。

休議 午後 2時00分

開議 午後 2時06分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 円谷 寛君

○議長（古川文雄君） 次に、11番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） ご指名をいただきました11番議員の円谷寛でございます。

私は、今回の一般質問で114回目の一般質問になります。今回の議会の冒頭に木原議員に対する追悼演説がございました。彼のご逝去に対しては大変残念でなりません。木原議員とはたくさんの思い出がございまして、彼は平成11年の4月に町会議員に当選されたわけですが、私はその直後の6月の定例会で次のような話をしたことを思い出します。今回の町議選は6人も新人議員が誕生したと。7番議員の議席に座っている木原議員は、7番の議席なんですけれども、この7番の議席に私が座るまでには3回選挙をやらざるを得なかったと。それが今回は新人木原さんの議席になったということ話をしまして、いかに今回たくさんの新人議員が入ってこられたかということ話をしたというふうに思っています。

かつて町の議会の議員の親睦団体であった政務調査会というものに対して25万円ぐらいだったと思うんですが、予算から投入をされていまして。しかし私はこの政務調査会に対する町の金が入っているのに、この使い道にはちょっと問題があるんじゃないかということ指摘をしたわけでございます。改善を申し入れたわけですが聞かされなかったために、私はこの会を退会をいたしました。その後、時間がたってから木原議員がまた退会をいたしました。私と2人で研修の先で2人だけで場末の居酒屋へ行って2人酒の反省会をやりながら、いろんな話をいたしました。

その中で、私はこんなことを聞きました。木原さんは旅行業者である。町にはもう一人の旅行業者がいるのに、片方の議員はたくさん町の仕事をやっているんですけれども、あんたはやっていないんですけれども、これはどうしたことでしょうかと聞きました。そうしたら彼はいきなり怒ったような大きい声を上げて、議員はそんなことやっちゃ駄目でしょうということをきちんと言われました。このことは今でもはっきりと覚えています。なるほど、この人は大変正義感を持ったしっかりした見識を持った議員だなということを感じたわけでございます。

平成22年には町長選挙があって、遠藤町長が誕生したわけですが、次の年は震災の年で、町議選がいつも4月に行われているのが8月に4か月ほど繰延べになったわけでございます。その町議選挙が終わって与党系の議員が集まって、議長を誰にするかということで大変熱い話合いが持たれたわけでございます。私は当時、当選回数も7回だと、一般質問も既に95回もやっていると。前年退陣をした木賊町長とは非常に議会の中で激しく彼の行政の不正などを追及をしてきた。そのために彼は退陣したと私は思っているんですね。そして新人同士の選挙になって、私は大変貢献あったんじゃないかということを手を主張して、私も議会報告もその町政の問題点を指摘して、数万枚のチラシを町内に折り込みをしてやってきたということで、その功績からも私は議長になるべきだということを手を主張したんですけども、当時は渡辺氏が当選3回、3回目はまだ選挙終わって始まったばかりですから、それまでの実績は2期8年ですね。私は6期24年、実に3倍の経験があるわけですね。ですから私は議長になるべきだということを手を主張したんです。しかも渡辺氏は木賊後援会の高久田支部長までやっていたわけですから、私のほうが非常にやるべきだということを手を主張したんですが、なかなか折り合いがつかなくて、これは暗礁に乗り上げたわけですね。そのとき木原議員が仲裁に入って、それでは2年交代で議長をやるべきだということを手を仲裁に入っただきまして、私もそれならばということで妥協したわけですけども、これは2年後にいろいろな画策を凝らされまして、新人議員が一方的な勉強会というものの中でさんざん先輩議員を渡辺氏は誹謗中傷いたしまして、デマも含めて激しく個人攻撃をして、その新人議員を納得させて議長に居座ったわけでございますが、この渡辺議長の下で何が行われたのかということは、我が議会史に非常に大きな汚点を残したわけでございます。

例えば、税金の個人情報を使って特定の議員に辞職勧告決議をさせるなどという暴挙を行ったわけでありまして、さらには1年近くも議事を休んでも議長の座に居座って、ほとんど議会で出てこなくても高い報酬をもらい続けたり、さらには、ある議員の議会報告によれば、パフォーマンスをやりたい人は本会議でしゃべれなどという議員を冒瀆するような発言までやっております。そして、これらの不正に対してまだ何らの決裁もなされていないということに私は憤りを感じまして、今回の去年の町議選に再挑戦をして町議に復活をしてみたい。これからもこの問題は究明を続けたいと思っております。

町長もこの違法行為には、特に個人情報、税の個人情報の漏洩には責任があるはずなんですけれども何ら責任を取っていないということは、これから私もこの問題についても解明を求め続けたいというふうに思っています。

権力は腐敗するということは、まさに政治の鉄則であります。その腐敗をただすための議会が腐敗していたのでは話になりませんので、私はこれからも闘っていききたいというふうに思っています。

腐敗と言えば、国政の腐敗も深刻であります。カジノをめぐって自民党と維新の議員に賄賂がばらまかれているのに対して、当時のカジノ、いわゆる I R 推進担当副大臣が逮捕された以外は、何らほかの人は職務権限がないとして不起訴扱いとされ、多くの賄賂議員は免罪をされています。しかし本当にこの免罪をされた議員には職務権限がないのか、これは全く違うと思うんですね。あのカジノを含む I R 法案強行採決に彼らは熱心に動いたわけですから、これはまさにこの採決も立派な職務権限だと思うわけでありましてね。これを免罪をした東京地検検事長は全く許されない国民に対する裏切りをしたわけですから、その不当な検察の指揮を取ったのが、かねてから政権利用と言われていた黒川弘務東京高検検事長であります。彼は今度は、本来検事の定年延長は認めないとしてきた従来の政府見解を変更して、政府はですね、彼の誕生日直前に定年延長を閣議決定をして、検察トップの次の検事総長が大体2年で交代するという習わしだそうなのですが、この2年の任期が来たらこれが辞める。その後、この黒川東京高検検事長を据えようということで政府が画策をして検察の人事に介入をしようとしております。

これは、憲法で定めた三権分立を全く否定をする安倍首相の国家私物化の罪状がまた一つ加わったわけでありまして。桜を見る会も国費を使って自分の選挙区の人々や総裁選挙の支持者を買収する悪質なことでございましたが、またこの一連の腐敗に対して何ら説明をしていない。税金を使って自分の選挙を有利にしようとする国政私物化以外の何物でもありません。

先ほど発売の週刊誌にジャーナリストの青木理さんの面白い記事が載っておりました。彼はかつて共同通信社の記者として韓国のソウルに駐在員として勤めたことがあり、韓国人の新聞記者の友人がたくさんいるということがございます。その記者の一人が青木さんにこう言ったそうです。「安倍さんは日本の総理大臣で良かったですね。韓国ならもうとつくの昔に刑務所に入れられていますよ」と。この言葉を我々はどう捉えるのかということでもあります。

我々の責任もあるということをお問われているというふうに思います。腐敗政治は、やはり国内の大きな混乱の元になり、我々の社会が暗いものになった過去の歴史がございます。この教訓を私たちは今思い知らなければならないと思います。うそつき政治をもっと強くしていかなければなりません。戦後これほどうそばかりで塗り固められた政権はなかったのではないかと思います。森友学園、加計学園の問題も全く何ら反省もせず、国有財産を安く売り渡したり国費を大量に投入したりする政治を、まだまだ本質的な解決をしておりません。これも放置しては我々の責任も問われるというふうに思います。

今年の2月は29日までありました。つまり、うるう年です。うるう年というのはオリンピックイヤーです。東京大会が開かれる年です。あくまで今のところ予定であり、コロナウイルス肺炎がうまく収まるかどうか、大変気をもませられますが、私たちは無事開催されると

して、ぜひ考えておかなければならない問題があると思います。それは地元の生んだ天才アスリートの円谷幸吉の栄光と挫折の人生をどう教訓化するのかということです。

東京オリンピックで国立競技場に円谷幸吉がアベベに次いで2番目に入ってきたとき、日本中で大きな感動とどよめきが起こりました。しかし、ラストを目の前に体格の良いイギリスのヒートリーに抜かれて彼は3位となりました。しかし、オリンピックの花形競技で銅メダルを取った円谷幸吉に対しては日本中から惜しみのない賞賛が沸き起こったのであります。

私もその後、国鉄の職場の旅行会で何年か後、阿蘇山の頂上の土産物売場でメダルを買って名称を入れてくれるというので、「円谷と申します」と言ったらば、土産物屋のおやじさんが「円谷幸吉の弔いですか」と聞かれて、ああ、円谷幸吉って本当に有名なんだなとつくづく思ったものでございました。

その後、円谷幸吉が次は金メダルだとの国民の期待の重圧の中で足を痛めてしまい、自衛隊の施設の中で自殺をせざるを得なくなってしまったわけでございます。婚約者がいたのに、今はそれどころではない、メキシコ五輪を前にということで圧力をかけられまして、その縁談は破談にされ、足を痛めた一人の青年は自殺をせざるを得なくなってしまったわけです。正月休みに帰省をして、自衛隊体育学校の宿舎に帰って、両親に「三日とろろおいしゅうございました」との遺書を書かざるを得なかった幸吉の心情と、それを受け取った両親の心情は、いかばかりであったかと思うと、金メダルなどは本当に軽いものと思わざるを得ません。

スポーツ紙や週刊誌などは、東京五輪のメダルの予想記事でにぎわっていますが、今こそ我々はクーベルタン精神に立ち返り、スポーツの向上を通じての友好と平和の追求と国民の健康増進のためにスポーツ人口の増進、それらの拡大のためにこそ、この祭典を生かすべきだと思います。間違っても国威発揚のためにオリンピックを利用しようとするようなことは決して許してはならないと思います。

これは決して杞憂ではありません。これは歴史的に既に経験していることだからです。1936年、ベルリンオリンピックでヒトラーはドイツの国威を大々的に宣伝し、その後のファシズム侵略戦争を展開したわけであります。日本もそれにあやかって1940年に東京オリンピックをやってヒトラーのまねをしようとしたのですが、戦争が激化して中止となったわけです。あくまでもメダルは結果でありまして目的ではないと思います。

それでは、通告書に従い質問をさせていただきます。

コロナウイルス肺炎拡大防止策についてであります。

私は、この通告書を出した直後に全員協議会がございまして、その中で町のこの拡大防止策について説明を受けました。その中でこの1番の卒業式入学式の来賓出席は中止すべきではないかという申出に対してではないですけれども、この件に絡んでの町の姿勢が説明をされました。その中で、これは来賓出席はないということを申し受けたのですが、議長にはこ

それはそのままにしますかと言うから、ああ、そのままですと申し上げました。それはなぜかと申しますと、これはその次の日にですか、安倍総理の緊急記者会見での要請がございまして、小中高校の全面的な休校を要請するという記者会見があって、大幅に状況が変化をしたわけですが、その時点ではまだそこがなかったので私はそのままにしてもらったんですけれども、首相のこの突然の休校要請に対しては全国の教育の現場で大変な混乱がもたらされておりますが、あと1週間も準備期間があったならばなという声が全国の津々浦々で広がっているわけですが、首相としては今まで大変後手後手だという批判がございまして、これに対して何とか面目を果たしたいということがあって、このようなものになったのではないかというふうに思います。しかし、やっぱり少しでも蔓延を防止するという策としてはやむを得ないのかなというふうに思いますけれども、しかし本当に学校当局は、あるいは教育委員会当局は、この事態に大変なご苦勞をされているのかなと思いますけれども、もしこの件に対して町長の見解がお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 11番議員にご答弁申し上げます。

町長の見解ということでございますけれども、いずれにしましても、このコロナウイルス、日本で拡大をしていると。それを何とか食い止めようということで、総理が自らの言葉で発したということで、町としても当然、国の総理の言うそういったものについてしっかりと受け止めながら対応するというところでございます。

そういう中で、町としましても25日には本部を設置して対応してきているということで、国に従って、そして後れを取らず、そういったことでこれからも対応していきたい。通常、本部対策は感染対策ということなんですが、町としてはそのように感染予防ということで、やはり予防が大事だということで、予防対策という本部をつくって対応しているということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） ぜひ、これは予防に徹していただいて、町内にこういう悪質なウイルス肺炎などが拡大しないように特段のご協力を町当局、教育委員会当局にもお願いをしたいと思っております。

関連になりますけれども、もう一つ、やはり今回のこの卒業式、入学式の来賓出席取りやめ、私もここで申しているとおりになんですけれども、これを機会に、ぜひ私は皆さんに考えていただいて、これからの学校運営に当たって、この機会を生かしていただいて、子供とか

教員、保護者の声を十分聴いていただいて、来賓祝辞というものが本当に子供たちや保護者に望まれているのか、役に立っているのかということについて初心に返って検討していくべきではないのかというように考えているわけですね。

それを私は今思い出しているのは、県内で初めて、全国的にも初めてですけども議員日当制というものが矢祭町で取り入れられたんですね。そのときに矢祭の当時の根本町長は、どういう場合には日当、銭払うのかということが聞かれたわけですね。そうしたら、例えばということの中で、学校の入学式、卒業式には議員が出席をしても日当を払いませんと。その理由はということ、これがまた振るっていたんですね。その理由は、子供たちが卒業式、入学式に議員に出席してもらっても喜ばない、だから払いませんと、あの市長は独特の面白いことを言う人でございましたが、そう申し上げたんですね。いや、これは面白いことを言うなと思ったんですけども、私もこの中では一番くらい、そういう卒業式、入学式に出ていると思うんですけども、本当に根本町長言ったとおりだなと。子供たちもだし我々もあまりその挨拶などを聞いて感動したこともあまりない。というのは、ほとんどの場合、職員が一生懸命苦勞して書いた原稿を棒読みしているというような挨拶をしているのがほとんどですね。ですから私はこの際、これも本当に必要なのかどうなのか、これは要望ではありませんね。回答は結構ですが、これから教育長などを中心にして、こういうことをぜひ検討していただいて、なるべく無駄な時間を、子供たちにしびれを切らさせるような、そういうことはやめると、そういう取組をぜひ考えていただきたいものだというふうに思います。

2つ目に移ります。

学校給食費無料化の実施については、私も前回9月議会で質問をいたしました。そのときに答弁では、県内59の市町村中32の市町村で無償化が一部などを含めて実現をしているという回答であったんですけども、現在の実施状況はどの程度になっておりますのか、教えていただきたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一君） ただいまの11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

県内の学校給食費の無償化につきましては、前回ご質問いただいた第1回定例会の答弁時と実施主体数は変わらず、32自治体が実施していると把握しております。内訳としましては、全額補助が1団体増の13自治体、半額補助が1団体減の9自治体、一部補助は変わらず10自治体であります。

給食無償化の財源といたしましては、前回もお話し申し上げましたように相双地区の7自治体が被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を活用して全額補助を実施しておりまして、その他の自治体は自主財源で実施されているようでありまして、こちらも前回答弁時から変

わっておりません。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 分かりました。

その次に、これ、ここに通告書に書いてあるとおり、町としてはどの程度実施をすれば我が町でも実施をするということになるかどうか、これは教育長と町長にかかっているんですけども、これは財政に関係するから町長ですか。ぜひ、どのくらい実施すれば我が町も実施するようになるのか、もしその辺を考えがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一君） ただいまの11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

学校給食費の無償化につきましては、実施他町村においては少子化対策や子育て支援等の施策の一環として実施されているというふうに理解しております。

ただ、当町で学校給食費の無償化を実施する場合には、試算として約6,000万の財源確保が必要となります。しかしながら現在の台風19号による被災者支援と復興復旧を最優先とする現状を踏まえますと、他市町村の動向に関わらず当町では財源確保という点で非常に厳しい状況であります。こうした状況から、現時点では一部無償化の実施につきましても非常に難しい状況にあると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 分かりました。町の考えは分かったんですけども、私も通告していますとおり、やっぱり予算的に厳しいのであれば町の財政も厳しいような家庭もあるわけですね。だから、そういう部分的には例えば低所得者家庭に限定して、少しでも厳しい家庭に対して、今、国もこの子育て支援というのは目玉にしているわけですね。少しでもそういうところに使うというようなことを言っているわけですから、町としてもこれはやっぱり考えるべきではないか、部分的にですね、低所得者家庭に限定して実施するような考えもないのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一君） ただいまの11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石町では現在、鏡石町就学援助費支給要綱に基づきまして、経済的理由によって就学困

難な児童生徒の家庭に対しましては就学援助費というものを支給しております。これは要保護者及び準要保護者を対象としておりまして、具体的には生活保護世帯や町民税の非課税世帯、児童扶養手当の支給世帯などが該当いたします。

この就学援助費の支給対象費としましては、学用品費や通学用品費のほかに学校給食費も含まれております。したがって、対象となります低所得者家庭では学校給食の実質的な負担がないという状況であります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） そうしますと、教育長、その要保護者といいますが、就学援助該当者というのは何世帯くらいあるんですか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一君） 支給世帯でございますが、令和元年度、今年度につきましては59世帯、78名の児童生徒が該当しております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 私がざっと見たところ、やはり生活に困ってなかなか給食費が大変だという人はもっと多いのではないかなと思うんですよね。ぜひ今ここで具体的にどうするということにはちょっと難しいと思うので、これからぜひこの問題はまだまだ町民的にかなり期待がかかっているテーマでございますので、これから私もぜひまだ問題として出していきますので、ぜひこれからも検討していただきたい。これは要望でございますが答弁は結構でございます。

3つ目の町民プール利用者の拡大策についてですね。

非常に我が町のプールというのは、町の人口規模とか、今財政が厳しいという話も教育長からなされたんですけども、その割にはすごく不相応な施設で、これを十分使いこなしているのかということになると、私もここで大変大きな犠牲を、前々から町では町長初め執行部も職員も議員ももっと利用してくれというのに誰も行かなくて、私一人が何か先頭に立って、その半ぐれやくざと闘って痛い目に遭って、議員の選挙も落選をして非常に報道もかなり警察側の一方的な主張を公表して、町長までそれに乗せられて私を犯罪者呼ばわりしたわけですけども、そういう中で誰も今行っているんだか行っていないか分からないですけども、この問題は抜本的に根本的に取り組んでいないというのが町の実態じゃないか。本当

にあれだけの施設を意義あるものとして活用しているかということ、私は大きな疑問を持っているわけですよ。だから、これを利用するために私はこの幾つかの提案をさせていただいた。

まず、その1つは中学校に水泳部を設置するべきではないか。

これも、かなり前の一般質問の中で言うておりますが、まだ実現をしていない。ちなみに、矢吹の中学校は大変このプールを利用して中学校の水泳部の活動が活発でございまして、大変熱心に先生方も一緒になって取り組んでおられる。生徒数もたくさん部員がおりましてやっている。せっかく我が町のプールは温泉はないけれども矢吹以上に立派なプールがあるのに、そういうものが行われていない。大変残念なことだと。我々は徹底的に利活用すべきだと。子供たちの健全育成、身体の上昇のためにもこれは行うべきではないかと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一君） ただいまの11番議員の中学校に水泳部をというお話でございまして、それに対してお答え申し上げたいと思います。

中学校におきましては、現在、多分、鏡石中に限らず生徒数の減少に悩んでおりまして、部活動がどんどん削減されているというのが現状であります。したがって現在、岩瀬地区内の中学校におきましては常設の水泳部を有する中学校はありません。

一方で、スイミングスクール等に通って水泳の技術を高め記録を目指す生徒もおりまして、その生徒のために鏡石中でも特設水泳部を設けて中体連大会等に参加し、全国大会出場を目指しております。

そのような中で、今年度、一小だけが授業ですいすいを利用しておりましたが、来年度は二小も中学校も水泳の授業を全て、すいすい町民プールで利用するように計画をつくりましたので、来年度以降、町民プール利用の拡大に大きな力になるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 町にそういうものが、ただ矢吹の中学校のような水泳部もあれば、営業妨害と言われるかもしれないけれども、スイミングスクールに通うとたくさんお金取られるわけですね。そういうものをしないで、お金をかけなくても町の施設でそれが活用できるとすれば、私はこういう方法を取るべきじゃないかと思うんですよね。

だから、例えば部活が減っているというより教員が本当にやる気があればできるんじゃないか。忙しいというのは分かります。だったら、その忙しい先生が大変だというんならば、

例えばその指導者に有償のボランティアでも募集をして、ある程度、若干のお金はやむを得ないのではないかと。そして、ある面では部活の会費も取ってやるなんていうことも考えていいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうかね。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げたいと思います。

ありがとうございました。まさにいろんな活動を子供たちにさせていくというのは、これは非常に大事なことであります。部活動についても例えば柔道をやらせたい、何をやらせたい、いろんな意見がございますが、現在の鏡石中学校の教員規模の中で今持っている部活動も実は数が多い。2つぐらい減らさなければならぬではないかというような話を実は校長とはしているところでございまして、現状の状態ですと、その部活動を減らして水泳部を創設するというのは非常に難しいというのが現実でございます。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） これは、やはりこの問題はこれからも私も問題にしていきたいと。

1回の質問で問題が解決すると思っていないので、ぜひこれから教員とも話をさせていただいてやっていただきたいと思います。

この（2）番の町民の健康増進のための施設として見直しを進めるべきではないか。矢吹方式をもう一度見直すべきではないかということでございますが、これは矢吹方式というのは、我々が鏡石にプールを設置するときに、あちこちを視察をして歩いたわけですね。矢祭町とか古殿町、矢吹あるいは那須の施設なんかも見てきましたね。いろいろ今度大事業をやるわけですからね、勉強しなくちゃならないとやってきたわけですがけれども、矢吹がやはり一番優れているんじゃないかなと我々はみんな思ったわけですね。

我々も、そのときは7人ほど会派がいましたんで、7人で勉強会をやって、そして矢吹方式の場合は熱交換でお湯を直接プールに入れるわけにいかないと。塩素と化合して色濁ったりするんで、それはできないということで、50度以上の温泉が必要だという。鏡石で50度以上の温泉が出るのかということで業者を呼んで勉強会をやりました。そうしたら5人も6人も職員が東北地下開発という会社の従業員が来て説明した。絶対出ますと言うんですね。鏡石は今、全部どこの温泉もぬるいのは浅いんだと。100メートル掘れば3度ぐらいの温度はここでも上がるんですという。保証しますと。もし出ないときは成功報酬方式で、本当に必要予算程度の道路の輸送費ぐらいでやりますということで、我々は文書で当時の木賊町長に申し入れたんですけども、やらなくて、今、物すごいたくさんの灯油をたいて、お金も

当時の3倍ぐらいの灯油になっていますからね、大変な大きな経費をかけているんですね。あのときやっておけばということをもつくづく残念に思うわけですが、お金がかかるって一言ですぐ言うんですけれども、矢吹町はあのあゆり温泉をボーリングして施設を造って、あゆり温泉、名称は老人福祉センターとかって名前を出しているんですけれども、補助の関係でね、そうなったんですけれども、あゆり温泉の箱物を造ってプールを造ってボーリングして8億数千万円でできているんですね。鏡石はプールだけで11億数千万円かけているんです。土地代も入っていないでね。こういう違いがあつて私は矢吹方式は絶対優れていると、あの当時から主張してきたのは全く正しいと今でも確信を持っているわけですが、もう一回見直してそういうものをすべきじゃないかなと思うんですけれども、これは町長ですか、ぜひ考えを教えてください。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（根本 博君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

温泉を利用して健康増進の施設として利用すべきということのご質問と存じます。温泉を利用するためには、温泉のさく井、さらには熱交換器の設置、ろ過設備の改修、配水設備の改修などが必要となります。町民プールについては平成29年の12月から平成30年の3月まで休館し、ろ過設備、温水ヒーター等の大規模改修を行い、1億5,000万の費用で改修したところでございます。温泉利用につきましては、次回の設備更新の参考とさせていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 前から言っているんだから、1億5,000万もかけたら、大体そのときに一緒にボーリングすればもっと良かったんじゃないかと。しかし本当にこれはこれからもやっぱり同じとして熱源ですね、この温泉熱を使えば灯油が大幅に節約できるということですから、これも時間の関係ありますから、また引き続き出していきたいというふうに考えております。

前に進みます。時間の関係で。

4番目は、林地保護と耕作放棄地の活用策についてということを申し上げました。

○議長（古川文雄君） 円谷さん、3の（3）は。

○11番（円谷 寛君） ああ、今の関係と絡んでおりますので、これは省略させていただきます。

4番の関係で時間がないもんですからね、進みますが、特に岩農の裏辺りの道路通ります

と、皆、林地が伐採されてソーラーパネルがずっと出ていますね。これは大変これから水害の、あとは野となれ山となれというわけにいかないというもので、須賀川が直接一番被害を受けるんでしょうけれども、我が町だって田んぼ辺りに洪水が氾濫しないとは限らない。こういう林地の乱開発は抑えるべきではないか、こう思うんですね。そのためにソーラーパネルの要求があるし、これから2番目とも関連しますけれども、再生可能エネルギーの活用というテーマもございますので、これは林地保護と、もう一つは耕作放棄地の活用のために、やはり2面的、ソーラーパネルを設置して、それをちょっと高い位置に置いて、その下の土地を使えば農地も可能であるというふうな話もありますので、そういうものを模索してはいいかなものかということをご提案してお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（橋本喜宏君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

森林、いわゆる地目が山林の土地に太陽光パネルや太陽光発電施設を設置する場合には、各種の法律、さらには福島県であれば福島県景観条例などの各規制をクリアする必要があります。

森林は山地災害を防ぐ働きや、水源を涵養する動き、自然環境を守る動きなど多くの公益的な働きを持っています。そこで無秩序な開発行為により、そうした動きを損なうのを防ぐために、環境のためのルールとして各種届出の制度がございます。

ご質問のように、化石燃料や原子力発電に依存しない社会を目指すため、太陽光などの再生可能エネルギーの活用は重要であります。しかしその一方で、自然環境に影響を与え、かつ自然景観に著しく違和感を与えるような大規模な太陽光発電所や太陽光パネルの設置は、傾斜地での造成や山林の大規模伐採による土砂災害への危惧などが懸念されるところであります。

このことから、県内でも昨年、大玉村のほうで条例ができたように、太陽光発電設備の設置を規制している自治体もございます。したがって本町においても災害防止や景観の保護の観点から、抑止策についても検討していきたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） これから、農地の耕作放棄地はどんどん広がっていくだろうと思うんですね。ですから、ぜひこれを活用して、どうせ耕作放棄地が広がるわけですから、その条件として、今、林地などの開発も1町歩まででは届出で済むと、1町歩を超せば許可だということいろんな条件を付されて、例えば貯水池といいますか、そういう池をね、調整池

ですね、調整池を造るなどの義務が課されるわけですが、やはり農地についてもそれは氾濫を防止するためには、田んぼの一部を例えば10%なら10%の面積に池を掘れとか、そういう条件は付すことができるんだらうと思うんですね。ですから、ぜひこれからの課題として、私もこれも時間がなくなっちゃったので、これから引き続きこの問題はまだ出していくということにしたいと思っておりますので、ぜひこの辺は執行のほうでもそういう方法を進めて、例えば耕作放棄地などを活用して、最初の町長の説明の中にありましたように油田計画などをやっているんですけれども、そういうもの、類似のもですね、例えばかぼちゃをつくって、かぼちゃをソーラーパネルの下でつくって出荷をするなんていうのも検討されてもいいんじゃないかと思っておりますので、ぜひこれからこの問題について検討をしていただくということを要望して、これからのさらなる継続してこの問題を出していくということを申し上げて、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

大きな5番目ですね。阿武隈川遊水地計画についてということで申し上げます。

この前、いきなり新聞に出てきましたね。矢吹、鏡石、玉川に遊水地を造るというふうなこと、大きく新聞に報道されました。今回、本当にこの3地域、大変水が上がって本当にみんな何とかしなくちゃならないと思っているんですね。どの程度、どういう構想でやるのか、それによって住民の反応はいろいろあるだらうと思っております。ですから、これはなるべく早くこの内容を教えていただきたいんですが、今、(1)番の国・県の計画はどこまで明らかになっているのかをまず教えていただきたいと思っております。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

国・県の計画ということでございますけれども、ご承知のように去る1月31日に、国におきまして今回の台風19号によります阿武隈川の水害を踏まえた阿武隈川緊急治水対策プロジェクトということで発表がありました。この中では本川、支川の抜本的な治水対策、流域対策が一体となった総合的な防災、そして減災対策の推進が位置づけられた対策費としまして総額で約1,354億円、これは宮城県も含むということでの公表がされました。

そういう中で、この中では阿武隈川上流直轄河川大規模災害関連事業の内容が示されまして新聞にも掲載されているように、遊水地整備検討箇所といたしまして当町を含む範囲が図示化されたということでもあります。

今後、この地域の合意形成に向けましては、国による説明会が行われることとなります。そういう中で、この水害から、まずは命と財産を守り、そして安心・安全の中で暮らすためにも、地域にとりましても有効な事業として取り組んでいくことができればというふうに考えているところであります。今月中にも地区役員と国との意見交換が行われるということで

ありますので、地域の皆さんも地域の要望、そういったものを踏まえてしっかりと意見交換ができればいいなというふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 私は大分長いこと、阿武隈川乙字ヶ滝の堰の話がこれは必要だというようなことを言ってきたんですけども、先日、現地を見学をしたらば、この堰の話の次元じゃなくなっちゃっているんですね。かなり乙字ヶ滝の上に岩場といいますか崖があって、その上に滝見観音とかという観音様があって、その観音様が水害に損壊をされました。その中にあった本尊様が須賀川市市野関の田んぼの中でわらにまみれて見つかったというふうなことで私も見てきましたら、あれだけ高い崖の上にあった神社の観音様が壊されるほどの水が出るようになったんですね。これはやっぱりただごとじゃないと思います。

やはり、こういうものも必要なのかなと思いますが、どういうふうな構想でやるのか、あの遊水地が今のバイパス、県道を超えるようになればかなりの住宅を移さなくちゃならない。これまた大変だ。あの道路、バイパスをかき上げをしたぐらいで収まるような遊水地ならば許容範囲なのかなと思ったりいたします。ぜひ内容が分かったならば、なるべく早くこれは我々にも住民にも説明していただきたいと思います。この計画にどう対処するのかという考えも、大変時間ないですけども、ちょっとお尋ねもしたいと思います

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

いずれにしても、今先ほど言いましたように国から発表がされて、そしてこれから地域の皆さんとお話をして、この遊水地をどうするかということでの話し合いが進むと。そういう中で以前から私も申し上げましたとおり、この阿武隈川、そして鈴の川、その挟まれた、一般的に宿屋敷というんですが、その宿屋敷はこの堤防よりも低いということでございます。そういう中では幾らどんなに堤防をかき上げしても、いわゆる浚渫をしても、ここで完全に命を守るということは私はできないと思います。そういう中では最終的には高台移転というふうに私は思っておるんですが、ただ地域の皆さんの意見もございますので、この辺については私の今の要望と地域の皆さん、そして国がどう考えるのかということでもあります。国は高台移転も可能だと言っていることもございますので、その辺は地域の皆さんがどう受け止めてされるのかと大いに期待をしていきたいなというふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

[ 11 番 円谷 寛君 登壇 ]

○11番(円谷 寛君) 大変時間がなくなったものですから、ぜひ町長の決意を、町長、成田にもたくさん親戚があるわけですので、これから説得をするとなると大変な、新しい家もありますしね、古い家はそのうち建て替えるなんていうことあるだろうと思いますけれども、3番目はこれは時間もありませんので、これは要望になります。住民の意向を丁寧に聴いていくべきと考えるということで、これは見解を聞かせていただけますか。町長言った面もあるんですけども、さらに丁寧に聴いていくべきという考え方についてどうお考えになるか、ぜひお願いしたいと思います。

○議長(古川文雄君) 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長(遠藤栄作君) ご答弁申し上げます。

この事業につきましては、国ですね、いわゆる町でなくて国が福島河川国道事務所を通して、これは丁寧に地区代表への説明、さらには住民への説明を繰り返しをして、そして実施するという説明を受けております。町といたしましてもそのようにしていただきたいと要請をしたということでございますので、これからも住民の皆様の意見に寄り添いながら、地域にとって最良な選択となるよう国に働きかけていきたい。いずれにしても町の事業ではございません。国がしっかりとやるという事業でありますので、そのように要望してまいりたいというふうに思います。

以上であります。

○議長(古川文雄君) 11番、円谷寛君。

[ 11 番 円谷 寛君 登壇 ]

○11番(円谷 寛君) ぜひ、町長にはそのように住民の意見を十分聴いて、これからのこの事業に当たっていただきたいということを要望申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長(古川文雄君) 11番、円谷寛君の一般質問はこれまでといたします。

ここで換気含め15時10分まで休議いたします。

休議 午後 3時01分

開議 午後 3時09分

○議長(古川文雄君) 休議前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 菊 地 洋 君

○議長（古川文雄君） 次に、4番、菊地洋君の一般質問の発言を許します。

4番、菊地洋君。

[4番 菊地 洋君 登壇]

○4番（菊地 洋君） 皆様、大変お疲れさまでございます。6番目の最後の質問者になりました。菊地洋でございます。

令和2年3月第3回議会定例会の一般質問のしんがりを務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

後ればせながら、昨年10月の台風19号で被害に遭われました成田地区の皆様へ改めてお見舞いを申し上げ、そして一日も早い平穏な生活ができることをお祈りするばかりでございます。そして本年に入り、中国武漢から端を発したコロナウイルスへの感染は3月1日現在で世界64か国・地域まで広がり、まさに地球規模での問題となっております。日本においては横浜港に停泊したダイヤモンドプリンセス号への対応について、世界各国が賛否両論の判断をしているようですが、いずれの対応が正しいのかは、後々歴史が判断をしてくれることだと思います。

また、国内においても1,000人を超える感染が出ておりますが、幸いにして我が県我が町には現在のところ感染者は出ていないのが、多少とはいえ安堵感是谁でも持っていることだと思います。しかし小中高の休校や、卒業式、入学式の簡素化、そして今後心配される、日本はもとより世界経済の冷えなど強く感じております。既に愛知県の老舗旅館の倒産から始まり神戸市のクルーズ会社の倒産など、観光産業は重大な危機状況に陥っております。そして海外では既に韓国では30数社の旅行会社、観光会社が倒産をしていると聞き及んでおります。長期化で目に見えない敵との闘いは容易なものではないと考えられます。今後全ての産業への影響が出てくることは必至だと思います。日本政府の着実かつ綿密な対応を強く望むところでございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、福祉政策についてお伺いをいたします。

昨年、初めての事業として取り上げていただきました不妊治療の一部助成についてお伺いをいたします。初年度の実績について町長の所信でもありましたけれども、件数については5件というふうにお伺いをいたしました。件数と金額について改めてお伺いをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（角田信洋君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町の不妊治療の一部助成事業につきましては、子育て支援関係の出生支援事業として本年度から新規に開始した事業でございます。高額で保険診療が適用されない体外受精や顕微授

精に対する町民の経済的負担を軽減するために、県助成に加え町が追加助成を行っているものです。

ご質問の初年度の実績につきましては、2月末現在で申請件数につきましては5件、助成総額につきましては44万6,350円となっております。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） それでは、5件の44万6,000円というふうな金額をお伺いをしましたけれども、初年度の事業ということで広報はどのようにして行ったのか、広報かがみいしとかに載ったことは記憶にございますが、その他の広報活動はどのようにして行ったのかについてお伺いをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（角田信洋君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

助成金の広報につきましては、昨年4月から町公式ホームページへの掲載、広報かがみいし5月号、11月号紙面への掲載を初め案内リーフレットの配置や掲示など、新たに開始した町助成金の内容、対象者、申請方針などを周知してまいりました。また開始以降は県の助成制度の申請窓口である県中保健福祉事務所の申請担当課とも連携を図り、県の窓口での町民申請者に対する町制度の情報提供依頼や県事務所内への町リーフレットの配付も行っていたいております。さらには県内の不妊治療助成指定医療機関9か所全てに町制度の案内リーフレットを送付しまして、院内掲示の依頼と町民の外来診療の情報案内にもご協力をいただいております。さらには県内の不妊治療助成指定医療機関9か所全てに町制度の案内リーフレットを送付しまして、院内掲示の依頼と町民の外来診療の情報案内にもご協力をいただいております。幅広い周知に努めているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 数々の広報を行ったようですが、本年度の実績について町執行としては多いと思うのか思わないのか、お尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本年度の新規事業として開始いたしました本事業の評価につきましては、現時点ではまだ確定的な評価はできませんけれども、開始以前の町の助成に関する問合せ件数、これが年間二、三件程度であったという状況から考えますと、5件の支援ができたということにつきま

しては、制度導入初年度としての一定の評価はできるものというふうに考えているところで  
す。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 私は、何人かの方にこういうふうな助成があるんだという話、もちろん子供ができていない家庭なんです、日本の今世帯ですと5.5組に1組が不妊に悩んでいるという、こういうふうな統計があります。その中で何人かの方に、町のほうに行ったんだけど詳しく教えてもらわなかったというこういうふうな声もありました。この点についてはどんなふうな対応だったのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（角田信洋君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

以前にもそういった言葉をいただいております、私のほうもそういった問合せの内容等を確認していたところでございますが、課内での事実関係が確認できなかったところがございます。もしそういったところがあったら、私どものほうも今後懇切丁寧な対応をしてまいりたいと思いますので、ご理解をいただければと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 今年の実績が金額的に約46万という実績を得てだったのかどうか分かりませんが、今年度のこの不妊治療に関する予算が80万ほど減っているんですが、その要因についてお伺いをします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（角田信洋君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本年度の予算につきましては、本年度の実績が5件であったことから、平成や令和元年度  
の予算ほど実績は伸びないのではないかということで5件の倍、10件とさせていただいた  
ところがございます。ただ、こちらにつきましては、当然、今後も周知徹底、さらにはいろん  
な形で広報していきたいと思っておりますので、その中で予算に不足すれば補正予算等の対応をお  
願いして事業を進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思っております。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 先ほど、課長の答弁の中にもありましたけれども、体外受精の初期、一番最初の受診料というか、費用が30万ほどかかるそうでございます。2回目から15万という、こういうふうな金額がかかってくるそうです。ということで、なかなか子供ができない家庭については大変な費用がかかってしまうというこういうふうな観点から、一昨年的一般質問の中でこの不妊治療に対する助成も受けていただいたらどうかということで一般質問させていただいて、本年度の事業で新事業として取り上げていただきました。自分の実家にも頼れない、自分たちの稼ぎだけではなかなか大変だという、こんなふうな声があったもので、こういうふうな制度を町のほうで設定をさせていただいたことには大変感謝をしております。

それから、④番の質問ですが、先ほど課長のほうからもありましたけれども、国・県とのリンクについて今後も同じ方向性で進んでいくのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（角田信洋君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

高額な不妊治療費の経済的支援に対する補助制度につきましては、厚生労働省により平成16年度に制度が創設され、以降、各都道府県、政令指定都市、中核市が主体となりまして実施してまいりました。近年は初回助成額の増額など拡充化はされておりますが、高額な体外受精や顕微受精に要する治療費の負担につきましては、まだ乖離が生じておりまして、その追加的な補填策として市町村が独自の上乗せ助成を行っているのが現実でございます。

そのため、町では多くの導入市町村と同様、県による助成決定を経た連動した申請受付を行って、治療を終えた町民の申請手続の軽減、さらには審査事務の効率化と支払いまでの迅速化を図っているところでございます。

このようなことから、今後も国・県へのさらなる拡充を要望するとともに、町民への分かりやすい情報の発信に努め、保健師による相談体制や県の専門相談センターとも連携しながら、継続的な支援体制を取り、事業を推進してまいりたいと考えております。現在と同様の流れで進めていければと考えております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） ただいまの課長の答弁にありましたように、やはり一番分かりやすいという、この点が大事だと思います。国の認定を受けて、そして町が補助金を出してくる。国・県からももちろんであります、その辺について窓口でよく分かりやすく説明をしてい

ただくことが一番大事なのかなというふうに思いますので、今後も少子高齢化という部分で考えていくと、この施策は大変重要な問題だと思っておりますので、今後、真剣に取り組んでいただくことをお願いいたします。

そして、(2) 番の質問に移らせていただきます。がん治療に対する補助金についてお尋ねをいたします。

今や、日本人の2人に1人が、がんで発症するというこういうふうな時代でございます。我が町ではがん治療に関する補助金制度はあるのかについてお伺いをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（角田信洋君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

治療費に対する明確な補助金というものは現在ございません。がん治療への経済的負担に対する公的な支援制度がございます。現在のがん治療に関する経済的な支援といたしましては、公的加入保険における高額療養制度や高額介護合算療養費制度などが挙げられます。さらには公的保険が適用されない高度先進治療費のための融資返済に対する利子補給制度が一部の県において行われております。また広い意味での税の医療費控除もその一つと考えられているところでございます。また、このほか治療費への支援策でありませんが、がん治療患者への精神的な負担軽減の支援策といたしまして、治療者の容姿の変化をカバーするための補正具等の購入の助成が一部の県や市町村において行われております。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

[4番 菊地 洋君 登壇]

○4番（菊地 洋君） がんに対しての直接の補助制度というのは、医療費の軽減であるとかというそういうふうな部分での手続はあると思っておりますが、ないのかなというのは分かっていながら質問をさせていただきました。

次に②番ですが、今後の補助などは考えられるかどうか。これは特に女性なんですけど、抗がん剤治療した後に髪の毛が抜けてしまうというウィッグの補助制度とか、それから乳がんを患った方で全摘をして乳房補助具であるとか補正下着であるとか、こちらについての補助の考えはあるかどうかについてお伺いをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（角田信洋君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問のありましたがん患者への医療補正具の購入補助制度につきましては、新たな抗がん剤の登場や外来化学療法の実現に伴い長期生存の実現が期待できる現在においては、がん

治療者への社会参加や就労支援など、療養生活の質の向上を図る上で支援の必要性は十分に感じているところでございます。

しかしながら、まだ全国的にも導入自治体数も少なく、福島県や県内市町村においても導入されていないのが現状でございます。現在のところ町単独での導入は考えておりませんが、昨今、明るい大きな動きとしまして、がん患者の医療用補正具の購入、さらには将来の出生支援のための精子や卵子の採取、冷凍保存費用の補助制度の予算が、現在、県議会の2月定例会において上程審議されております。可決により制度化されれば、次年度4月からは町民を初め全県民を対象とした補助制度が開始されるものと考えております。町といたしましても、町民への情報周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 今、課長から答弁いただきましたけれども、もう既に東北六県の中でも福島県はどの自治体もまだありません。大変先進的なところが山形県。山形県は35の自治体でもう既に補助を行っております。岩手県においては北上市だけ、秋田県においては潟上市と能代市ですね、この2市が行っております。山形県においてはちっちゃな、ちょうど鏡石とほぼ同じような規模の町村でもウィッグの、それから乳房補助具等々についても2万円または経費の2分の1の補助を行っているというふうな現状があります。

ということで、今課長の答弁の中に、この2月議会で県議会の中でそのような話があったというふうなことをお伺いをいたしました。これはやはりいろんな経済状況もあるかと思いますが、山形県の我々鏡石町と同等クラスの自治体ができているのに、やはり我が町も考えてみてはどうかというふうにと思いますが、町長の考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

いずれにしても、福島県の中では実施されていないという状況で、県が4月から実施の可能性があるということでございます。山形県の自治体の数も十分承知しました。そういう中で、この山形県が、県も補助してのことなのか市町村だけなのか、こういったことも含めながら検討させていただきたいと思います。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） がんにかかって抗がん剤治療をした40代、50代のご婦人の方から痛切な、ウィッグの助成は我が町はないんですかという、こんなふうな話をいただきました。

やはりそういうところに応えられるような、そんなふうなことをしてまいりたいなというふうに思いますので、今回あえて一般質問をさせていただきました。

続きまして、大きな2番で空き家対策についてお尋ねをいたします。

一昨年、実態調査を実施したと思いますが、その後の進捗状況についてお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町内におきます空き家につきましては、平成30年度に空き家調査、現地調査とアンケート調査でございますけれども、それを実施したところ、現時点では空き家と判断されているのは89件ということで認識しております。

宅地であるものの居住しておらず、倉庫として利用されている建物が多く存在いたしまして、そのまま利用し続けたい考えを持つ方が多いことが分かっております。町では平成31年4月より鏡石町空き家バンクを設置しまして、空き家の有効活用や、町内外から定住促進による地域の活性化を図るため取組を進めているところでございます。所有者に対しましてはチラシを配付しまして、空き家バンク登録への事業推進を図ってまいりました。

このたび、今年度になりますけれども、2件の登録申込みがございました。それで公益社団法人の福島県宅地建物取引業協会という団体でございますけれども、それとの協定書を取り交わしております、それに従いまして物件等の調査、いわゆる現地調査を実施した後に正式にバンク登録となった物件につきましては、今後ですけれども町のホームページ等で情報提供を行うという予定になっております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 住める空き家については、ただいま総務課長からご答弁いただいたように、多少改築をしながらホームページ等々に掲載をしながら居住の募集をしていくという、この件は分かりました。

どう見ても住めない空き家、これ町内に何件かあると思うんです。瓦がもう下にながたがたと落っこってきている。地震が起きたら瓦がほかの住宅地に落ちていくんじゃないか、そういうふうな近隣住民から苦情の出ているような空き家についてはどのようにしていくのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

実態調査というのは、いわゆるその89件というものは、改造し、ある程度住める状態にある物件であると認知しております、そのほか、いわゆる先ほど議員さんがおっしゃった物件につきましては、今後実態調査としまして、いわゆる近隣の町民の方から苦情等、心配の声も寄せられている物件ございますので、それにつきましては実態調査も含めまして今後検討させていただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） よく分かりました。できるだけ苦情があったところについては速やかに対応していただければというふうに思います。

それから、（2）番の空き家対策に対する条例の制定はいつ頃を考えているのか、お尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

国では、平成26年に地域住民の生命、財産を保護するとともに、生活環境の保全を図りまして、併せて空き家の活用を促進することを目的といたしました空き家等対策の推進に関する特別措置法というのを制定しております。これが平成27年の5月に施行されました。空き家対策の条例制定につきましては、令和2年2月現在の県内の状況では、会津地方の町村を中心に9町村で条例化されております。

この法律は中身といたしましては、空き家の所有者の責務や市町村の責務などが定められておりまして、また市町村に管理不十分で不適切な空き家、いわゆる先ほどもお話しあったように崩れかけているようなものとかもございますけれども、いわゆる特定空き家というんですけれども、対しまして助言、指導、勧告、命令、行政代執行を認めております。

このため、国の法律に基づきまして空き家対策を進めることが可能であると私どもとしては認識しております、この国の法律に基づきまして町としましては空き家バンクの開設、あと空き家の改修等の支援制度も新たに立ち上げましたから、に取り組んでいるということから、特に今現在、現時点では条例の制定までは考えていないということでご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 条例が必要になった場合には制定していくという考え方でいいんですかね。今現在の考え方としては、条例は制定しないというこんな方向性でいくということで、はい、分かりました。答弁は結構でございます。

それでは、大きな3番に入らせていただきます。地域おこし協力隊についてお尋ねをいたします。

まず初めに、（1）番ですけれども、公募の状況についてお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

地域おこし協力隊につきましては、都市部の若者等が地域において地域の活力の維持、強化に取り組んでいただくとともに、移住定住を図るものでございます。当町におきましては令和元年9月に鏡石町地域おこし協力隊設置要綱というものを制定しまして、令和元年10月1日より定員が2名ということなんですけれども、2名の地域おこし協力隊員を募集しているということをご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 2名を公募して、今のところの状況はどういうものですかということをお伺いしています。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現時点での問合せと応募状況等についてご答弁申し上げます。

問合せ件数につきましては4件ほどございました。内容としましては、こちら、東京のある市場、要するに青果市場とかそういう市場ですね、市場に勤務されている方でございまして、年齢については60歳でございます。内容につきましては、他の市町村にも希望を出しているということございまして、今現状を確認中ということでございます。

もうお一方につきましては、これは実際には二本松市に地域おこし協力隊員としてお勤めになっている方でございます。ただ、週に何日かこちらにというお話もあるんですが、これについても検討させていただいているところでございます。

ほかには、隣の須賀川市さん、これはご夫妻なんですけれども。

あとは、こちら、新潟県のほうに在住している方等もありましたが、現在応募状況としては4件でございますが、これにつきましてはまだ正式には採用にはなっていない、採用まで

は至っていないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 町の考え方として、この地域おこし協力隊を公募して、まずどのようなセクションで活躍をしていただくのかという、こんな具体的な例えば働く場所というか、活躍をしていただく場所というのも、ある程度具体的にしなければ、なかなかそれに見合った人材というのは集まってこないのかなというふうに思うんですが、町の考えとしてどんなセクションで活躍をしていただくのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

当町におきます地域資源を活用いたしました産業振興や文化の継承など、様々な資源を幅広く展開していくことや、地域の情報発信のために2つの分野に分けて現時点では考えていくということでございます。

1つ目につきましては、観光振興や特産物の販売、販路拡大の対策及び6次化産業支援などの地域活性化に向けました事業運営、さらには鏡石町の観光協会の組織改編に向けました調査研究に関することを想定しております。

2つ目につきましては、農業普及の啓発活動、事務として田んぼアート事業の事務運営、耕作放棄地再生、農作業支援などの鏡石油田計画への事務従事、地域間交流及び移住定住の促進活動を行っていただくということとともに、移住コーディネーターとしての役割も含めました活動に取り組んでいただきたいという考え方であります。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） この地域おこし協力隊の雇用の期間についてお伺いをします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現時点で考えている中身といたしましては、雇用期間につきましては1年といたしまして、1年ごとに雇用期間を延長いたしまして、最長で3年までとしていきたいと考えております。国における制度概要についても、おおむね1年以上3年以下と定めておりますので、それに沿った中身で現時点では町としては考えているということでご理解をいただきたいと思ます。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 実は、昨年11月に総務文教常任委員会のほうで宮城県の加美町を視察してまいりました。加美町は地域おこし協力隊については平成22年度から取り組みまして、現在まで23名の隊員の受入れをしたそうであります。その中で17名が卒業されて7名が定住をしているというふうな成功事例をお伺いしてきました。現在6名が活動して、基本的には今総務課長が言ったとおり、雇用については1年ということで、最長3年まで契約ができると、雇用ができるという、こういうふうなところを勉強してまいりました。

合併特例債とかいろんなところがあって、加美町の場合には同じかが来ている鏡石とは違うんです、加美なんですけれども、財政上、結構それなりに鏡石町よりはいいのかなというふうには思うんですが、農業振興に今現在3名従事していると、そして音楽振興に1名で、地域向上という町の魅力を発信するという、こんなふうなセクションで1名とアウトドアに1名というふうなことで、6名が今現在活躍をしているという、こんなふうなところを視察してまいりました。

たまたま1名、我々研修のところと一緒に参加をしていただいているいろんなお話を聞きましたが、やはり7名の定住者が出るということは、それだけ受入れも良かったのかな、皿がいいがゆえにそこに根付いたという、こういうふうな環境があったと思います。

そういう意味で、例えば年齢はほぼ問わずに、鏡石町では本当に鏡石町発展のためにとか産業発展のために、農業発展のためにという、こんなふうな意欲のある方であれば、やはり積極的に雇用しながら、地域おこし協力隊として大いに活躍していただく場を提供するのが大事なかなというふうにつくづく感じてきました。

そんなことで、ここは加美町は大変町長も出席していただいて、ただし議会の予算審査は7年連続通ったことがないという、こういうふうな町を視察してきたんですが、町長の地域おこし協力隊に対する熱い熱意をお聞かせをいただきたいなというふうに思いますけれども、よろしくをお願いします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 強い思いということなんです、我が町、ご承知のように定住ということからすれば、この駅東について見れば、まさに定住の町だということなんです、それはあくまでも住民登録があつてのことなんです、いわゆる産業振興とか町づくり、こういったものについては地域おこし協力隊、こういったものの活用をしっかりと、この地域の皆さんと一緒に6次化なり産業振興をやっていくというのは大事なんだろうというふうに

思っておりますので、今年ですか、予算を取っておったんですが、残念ながら今のところは採用がない。新年度もそういった思いを持って、この地域おこし協力隊の予算を確保したということでもありますので、その思いはその予算を組んだということでの思いでありますので、よろしく申し上げます。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） やはり全然環境の違うところに来て、いろんな発信をしてくれるというのが新たな新しい分野の雰囲気になってくるのかなというふうに思いますので、積極的にこの地域おこし協力隊については、我々が気づかないところを気づかせてくれるというふうなところもあると思いますので、しっかり取り組んでいただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、大きな4番に入らせていただきます。成田地区の今後の計画についてお伺いをいたします。

まず初めに（1）番ですが、昨年実施された水害があった後にアンケート調査を行ったようではありますが、その結果について結果の公表はできないのか、お尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

これは、先ほど円谷議員さんにも答弁したとおりでありますけれども、いずれにしても水害があった成田地区、これについては、いわゆる今後、生命と財産を守るというそういったことからすると、高台移転というものもしっかりと進めていかなければならない。そういう中で昨年の12月にアンケートを取りました。一つは、被害を受けた方のその時点での避難先を正確に把握するというのと各種の支援策の情報、さらには通知を確実に届ける目的もあった。そういう中で、併せて今後の生活再建の考え方、こういったものについても伺った。そして今冒頭に言いましたように、集団で高台移転の考え方についてもここで回答をいただいたということでもあります。

なお、このアンケートについての公表はできるのかということについては、この後、担当のほうからその数字的なものについては申し上げたいと思います。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） アンケートの内容につきまして、主立ったものを私のほうからご紹介をさせていただきますと、82件の対象者に対しまして回答をいただきましたのは52件でございます、回答率で言いますと63.4%となります。

「アンケート時点でどこに住んでいるか」の質問に対しましては、「被災家屋にそのまま住んでいる」方が65%、「町営の住宅に避難している」方が12%、「民間のアパートに避難している」方が10%、「親戚宅などに避難している」方が12%などとなっております。

次に、「今後、住居をどのようにするか」との質問に対しましては、「被災住宅を修繕して住む」という方が63%、「同じ場所に建て替える」という方が6%、「自分で所有している別の土地に建て替える」という方が2%、「新たに土地を購入して建て替える」という方が2%、「アパートや公営住宅などの借家に住む」という方が4%、「まだ検討中」の方が15%などとなっております。

次に、「仮に集団で高台移転する場所があれば移転したいか」との質問に対しましては、「今までの土地にそのまま住みたい」という方が31%でございます。「できるだけ早期に移転したい」という方が15%、「すぐには難しいが将来的には移転したい」という方が38%、無回答が15%という結果でございました。

最後に、今生活で困っていることをお伺いしたところ、いわゆる家屋の改修や農地の再建を挙げる方が多くいらっしゃるという結果でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） アンケートの数字はお伺いしておいて、この次の次の質問の中でまたちょっと触れたいと思います。

（2）番の阿武隈川・鈴の川の今後の対策について町の考え方をお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

これは、先ほども質問の中でご答弁申し上げましたけれども、国土交通省から1月31日に今後10年間実施する阿武隈川上流の緊急対策ということでの発表がされました。その中に鏡石町も含まれているということでもあります。その中で今月中には成田地区の代表の方に最初の説明会が行われる予定であります。その後、現地調査が行われ、具体的な事業の計画が示されるものと考えております。

なお、この本事業につきましては、阿武隈川と鈴の川を一体として国直轄事業として取り組む考えであるということで聞いておりますので、今後そのような中で調査なり説明をしながら、そして意見交換をしながら、そして今後どうするかということについて国のほうでしっかりとやられるというふうに考えております。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 阿武隈川、鈴の川については、町だけでどうのこうのということは、なかなかいかないと思いますので、国、そして県の指導の下に進んでいくのはやむを得ないのかなと思いますが、町としての要望というか、こんなふうにしたいという部分は、やっぱり徹底的に申し上げていくべきではないかなというふうに思います。

それでは、次の（4）に移ります。

第5次総合計画も、あと2年となりますが、水害に対しては盛り込まれておりませんでした。今後策定される第6次総合計画の中には、先ほどのアンケートの中にもありましたけれども高台移転等、通称宿屋敷というこの住宅地をどのように盛り込んでいくのか、お考えをお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

（3）ということでご答弁申し上げます。

第5次の総合計画、これにつきましては自然災害への取組について、このローマ数字でのⅢ－3の安心・安全な地域づくりの中の（1）として防災性能向上の中で触れられておまして、洪水、水害の危険性について記載があるものの、その内容の大部分につきましては東日本大震災を踏まえた計画になっているということでありまして、これは東日本大震災後に計画の見直しが行われたということでありまして、最大規模の自然災害として東日本大震災規模の地震を位置づけたことによるものであります。

ご質問がございました成田地区に関しましては、今年の台風19号による洪水被害を初め、昭和16年、さらには昭和61年と、過去にも大規模な水害が繰り返し発生している区域でございます。特に台風19号に関しましては、局地的な被害の規模は東日本大震災を超えるほどの甚大なものであったというふうに認識してございます。そのような被害状況を十分に踏まえまして、将来にわたって成田地区の住民の安心・安全を確保するという明確な指針を持って、次期、いわゆる第6次の総合計画にもしっかりと盛り込んでいきたいと、そして今後の対策にも当たってまいりたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君。

〔4番 菊地 洋君 登壇〕

○4番（菊地 洋君） 大変失礼しました。（3）番でした、（4）番でなくて。

先ほども、アンケートの数字の中で高台移転ということで、今後、現在合わせると53%の

方々が高台移転してもいいのかなという、こういうふうなアンケートの回答があったよう  
あります。そして、今、町長さんから答弁いただいたように、第6次総合計画の中にしっ  
かり盛り込んでいくというふうな回答をいただきました。

やはり、先ほどの回答の中にもありましたように、堤防より低い地域にあるこの宿屋敷で  
ありますので、多少雨が降ってくれば、10月の台風のように一晩に200ミリも降ってしまえ  
ば、あっという間に宿屋敷は水没するという、こういうふうな現状を目の当たりに見たわけ  
でありますので、今後しっかりとした町づくりということで計画を練っていただきたいとい  
うふうに思います。

特に今ほども申し上げましたけれども、今後は成田地区と、それから久来石地区に対して  
特段のご配慮をいただくことをご提案をいたし、そして町民がこのコロナウイルスに感染し  
ていかないことをご祈念をいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 4番、菊地洋君の一般質問はこれまでといたします。

以上をもちまして、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

---

#### ◎休会について

○議長（古川文雄君） お諮りいたします。

議事の都合により、明日3月7日から3月17日までの11日間、休会したいと思います。  
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、明日3月7日から3月17日までの11日間は休会とすることに決しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（古川文雄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時00分

第 3 号

## 令和2年第3回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程（第4号の追加1）

令和2年3月18日（水）午前10時開議

- 日程第 1 議案第61号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される鏡石町職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第62号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第63号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第64号 鏡石町語学指導等を行う外国青年の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第65号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第66号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第67号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第68号 鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第69号 鏡石町道路構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第40号 鏡石町森林環境譲与税基金条例の制定について  
産業厚生常任委員会委員長報告
- 日程第11 令和2年度鏡石町各会計予算審査について  
予算審査特別委員会委員長報告
- 日程第12 請願・陳情について  
各常任委員会委員長報告
- 日程第13 議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出について
- 日程第14 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について
- 日程第15 議案第70号 河原地区災害復旧工事請負契約の締結について
- 日程第16 意見書案第2号 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書（案）

## 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16まで議事日程と同じ

追加日程第17 意見書案第3号 看護師と介護従事者の特定最低賃金を新設するための意見書(案)

意見書案第4号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)

---

## 出席議員(11名)

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 畑 幸一君 | 2番  | 角田真美君  |
| 3番  | 橋本喜一君 | 4番  | 菊地洋君   |
| 5番  | 小林政次君 | 6番  | 井土川好高君 |
| 7番  | 渡辺定己君 | 8番  | 大河原正雄君 |
| 9番  | 今泉文克君 | 11番 | 円谷寛君   |
| 12番 | 古川文雄君 |     |        |

## 欠席議員(なし)

---

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|           |        |            |        |
|-----------|--------|------------|--------|
| 町長        | 遠藤栄作君  | 副町長        | 小貫忠男君  |
| 教育長       | 渡部修一君  | 総務課長       | 小貫秀明君  |
| 税務町民課長    | 長谷川静男君 | 福祉こども課長    | 関根邦夫君  |
| 健康環境課長    | 角田信洋君  | 産業課長       | 橋本喜宏君  |
| 上下水道課長    | 吉田竹雄君  | 都市建設課長     | 菊地勝弘君  |
| 教育課長      | 根本博君   | 会計管理者兼出納室長 | 倉田知典君  |
| 農業委員会事務局長 | 柳沼和吉君  | 選挙管理委員会委員長 | 大河原八郎君 |

---

## 事務局職員出席者

|         |      |      |      |
|---------|------|------|------|
| 議会事務局局長 | 小貫正信 | 主任主査 | 鈴木淳子 |
|---------|------|------|------|

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（古川文雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

なお、農業委員会会長から欠席の報告があります。

本日の議事は、議事日程「第4号の追加1」により運営いたします。

日程第1、議案第61号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される鏡石町職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

〔「議長、休議」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 暫時休議します。

休議 午前10時00分

開議 午前10時02分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

◎議会運営委員長報告

○議長（古川文雄君） 追加議案がありますので、議会運営委員長より報告を求めます。

7番、渡辺定己君。

〔議会運営委員長 渡辺定己君 登壇〕

○7番（議会運営委員長 渡辺定己君） おはようございます。

私のほうから報告させていただきます。

第3回鏡石町議会定例会議事日程「第4号の追加1」。

令和2年3月18日水曜日、午前10時開議、日程番号、件名の順で申し上げます。

〔以下、議事日程「第4号の追加1」により報告する。〕

---

◎議事日程の報告

○議長（古川文雄君） 本日の議事は、配付のとおり、議事日程「第4号の追加1」により運営いたします。

---

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第1、議案第61号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される鏡

石町職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第61号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される鏡石町職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

98ページをお開きください。

このたびの改正につきましては、地方公務員法の一部改正に伴う条文の改正でございます。改正によります所要の改正ということでございます。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される鏡石町職員の処遇に関する条例の一部を改正する条例。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される鏡石町職員の処遇に関する条例（平成8年鏡石町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第61号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される鏡石町職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第2、議案第62号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第62号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

99ページをお開きください。

このたびの改正につきましては、障害のある方が自らの希望や障害の特性等に応じまして無理なくかつ安定的に働くことのできる環境整備が求められている中で、国におきましては、障害の特性等に応じた早出遅出勤務の円滑な運用に関する指針に基づきまして、障害のある職員が早出遅出勤務を活用できるよう取組が進められております。

本町におきましても、障害のある職員がより働きやすい環境を整備するため、現在、育児及び介護をしている職員に認めております早出遅出勤務を障害のある職員も利用できるよう所要の改正を行うものでございます。

職員の勤務、勤務時間、休暇等に関する育児休業等に関する条例の一部を改正する、改正の改め文でございます。

第8条の3の見出し中「職員」の次に「及び障害のある職員」を加え、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項としまして、同条第2項の次に次の1項を加えるものでございます。

第3項といたしまして、任命権者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1項に規定する障害者である職員のうち、同法第37条第2項に規定する対象障害者である職員が、町長が規則で定めるところにより、障害の特性等に応じた勤務をするために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除きまして、町長が規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする規定でございます。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第62号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第3、議案第63号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第63号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

100ページをお開きください。

このたびの改正につきましては、地方自治法及び地方公務員法の一部を改正する法律の施

行によりまして、非常勤特別職の任用要件が厳格化されたことに伴いまして、行政区長等が特別職に適応されなくなったため所要の改正を行うものでございます。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する改め文の別表中、法律の改正によりまして、有償ボランティアと位置づけられました区長の項を削り、同表中の鏡石幼稚園長から図書館長の9つの役職までは、会計年度任用職員に移行するため削除、同じく同表中の総合相談員にあっても、会計年度任用職員に移行するための削除をすることとさせていただきます。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第63号の提案理由をご説明申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第63号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第4、議案第64号 鏡石町語学指導等を行う外国青年の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、根本博君。

〔教育課長 根本 博君 登壇〕

○教育課長（根本 博君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第64号 鏡石町語学指導等を行う外国青年の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書102ページをお願いします。

このたびの改正については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴い、J E Tプログラムにより従事する外国青年が会計年度任用職員へ移行するため所要の改正を行うものでございます。

次のページが改め文となります。

鏡石町語学指導等を行う外国青年の給与に関する条例の一部を改正する条例です。

まず、題名及び第1条中の「給与」を「報酬」に改め、第2条は「給料」を「報酬」に改めるもののほか、第1号から第4号のとおり、来日した者の任用年数により報酬額等の規定を改正するものでございます。

第3条中の（見出しを含む。）「給料」を「報酬」に改め、第4条の見出し及び同条第1項中の「給料」を「報酬」に改め、同条第2項は端数処置の規定を改めるものでございます。

第5条中の（見出しを含む。）「給料」を「報酬」に改め、第6条は文言の整理を行う改正です。

附則につきましては、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第64号 鏡石町語学指導等を行う外国青年の給与に関する条例の一部を改正

する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第65号～議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第5、議案第65号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第6、議案第66号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について並びに日程第7、議案第67号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、3件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、3件を一括議題とすることに決しました。

提出者から議案3件の提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、関根邦夫君。

〔福祉こども課長 関根邦夫君 登壇〕

○福祉こども課長（関根邦夫君） おはようございます。

ただいま一括上程されました議案第65号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第66号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第67号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての3議案について、提案理由のご説明を申し上げます。

104ページをお開きください。

鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、このたび家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うもので、保育所等との連携に関する規定の見直し、第6条関係、家庭的保育事業等において卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を著しく困難なときは、連携協定を行う保育事業を適切に確保すれば足りるとするもの、連携施設の経過措

置に関する猶予期間の見直し、家庭的保育事業において連携施設の確保が著しく困難である場合において施設の確保しないところのできる経過措置の5年間を延長するものが主な改正内容でございます。

105ページをお願いします。

鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

6条の第2号中につきましては、「いう。」の次に「以下この条において同じ。」を加えて、同条の次の4項を加えるというものでございます。これは保育所との連携を規定するものでありまして、第2項におきましては、代替保育の提供に関する連携保育所の確保が著しく困難である場合を認めた場合については、次の2号におきまして適用しないことを定めるものとございます。

3項においては、前項の家庭的保育事業者は、前項の第1項第2号に挙げる事業の連携協力者に対する適切な確保をしなければならないということで、第1号、第2号の事業所の連携を定めるものとございます。

4項におきましては、町長は家庭的保育事業におけます卒園後の連携ができないと認めた場合は、同項の規定を適用しないことができる規定でございます。

5項におきましては、前項におけます家庭的保育事業者は、次の2号におきまして連携を行うことも適切に確保しなければならない規定を1号、2号で規定したものでございます。

次のページをお開きください。

第16条の2項につきましては、食事提供の特例に関するものでございまして、そこに1号を4号として1号を加えるものでございます。これにつきましては、保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、家庭的保育事業所による給食の趣旨を十分に認識しまして、衛生面、栄養面、調理等の適切な遂行ができる能力も有するものについての特例を加えるものでございます。

次に、28条第7号につきましては、設備基準につきまして文言の整理をするものでございます。

43条の第8号のイの表につきましては、保育型事業所内の設備の基準について改めるものでございます。

45条中につきましては、連携施設に関する特例につきまして、1号を加えるものでございまして、保育型事業所内保育につきましては、3歳以上の保育が可能な場合には連携施設を確保しないことができる規定でございます。

附則第2条中につきましては、食事提供に関する経過措置に加えるものでございまして、第2項としまして、前項に規定にかかわらず施行の日から起算して10年間を経過するまでの

延長規定を設けるものでございます。

次のページ、107ページにつきましては、附則第3条中、「事業者等」につきましてを加えまして、「5年」を「10年」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

次のページをお願いいたします。

議案第66号の鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明します。

令和元年10月1日からの幼児教育の負担軽減を図る少子化対策としての幼稚園、保育所、認定こども園などに通う3歳から5歳児の利用料の無償化を実施しており、このたび子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が施行され、食材料費の取扱いの変更による副食費の保護者負担に加え、年収360万未満相当世帯及び全所得階層の第3子以降の副食費については支払いを免除し、国の公定価格において加算する規定を定めるための改正を行うものであり、子ども・子育て支援法の経過措置としまして1年間の改正猶予があるため、今回の上程となりました。

また、対象外の方につきましては、町単独事業の食育推進奨励金としまして、令和元年10月1日から月額4,500円を支給しております。

鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を次のように改めるものでございます。

第2条第9項中に関しましては、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改めるということで、第2条は定義を定めております。その定義の改正を表しておりまして、第11号の次に5項を加えるということで、12号、13号、14号、15号、16号までにつきましては、新たな定義を定めたものでございます。

第3条の一般原則から第11条につきましては、2条の定義を改正するに当たりまして、文言の整理をするものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

中段であります。13条第1項中ではございますが、これは利用者の負担額等の受領についての規定でございます。

これにつきまして、次のページでございますが、主食の提供に関する費用の制限を加えるということで「に要する費用」に改めまして、次のように加えるということで、アとしまして、3歳以上の教育・保育認定こども園のうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算それぞれ（ア）または（イ）に定める金額未満であるものについては、副食の提供をする規定でございまして、（ア）につきましては、1号認定幼稚園関係でございます。（イ）につきましては、保

育関係でございます。

(イ)につきましたの次の(ア)につきましたは、3歳以上の教育・保育給付認定におきます小学校第3学年修了前の子供のうち、同一世帯に3人以上いる場合の規定でございます、(ア)、(イ)でそれぞれに規定しているものでございます。

(ウ)につきましたは、満3歳未満保育認定子供に対します食事の提供する規定でございます。

第13条の6項からにつきましたは、第41条につきましたは、定義の改正に伴う文言の改正でございます。

次のページの18条からにつきましたも、41条になりますので、114ページをお願いいたします。

第42条第1項中につきましたは、特定教育保育施設等の連携に関する規定でございます、これについても定義の改正に伴う改めとそのうち第1項を加えるものでございます。

8項としまして、保育所型事業所内保育事業を行う者について、3歳以上の関係でございますが、その連携を確保しないことができる規定を追加するものでございます。

第42条中第2項を6項としまして、1項を次の4項に加えるということで、これにつきましたは、代替保育の規定に関します連携でございます、2項におきましては、町長は特定地域型保育事業者による代替保育の提供に関わる連携施設の確保が著しく困難であると認める場合については、次の各項に挙げる要件の全てを満たすことを認めるときは適用しないことができる規定でありまして、1号、2号でそれを規定しているものでございます。

3項につきましたは、前項にある場合につきました、1項における連携協力を行う者として適切に確保しなければならない規定をし、1号、2号を規定しているものでございます。

4項におきましては、町長は特定地域型保育事業者における1項第3号に挙げる事業に係る連携施設の確保が著しく困難であることを認めるときにつきましたは、同項の規定を適用しないことができる規定を新たに追加するものでございます。

第5項につきましたは、前項の場合において、特定地域型保育事業所の児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に挙げるものということで、入所定員が20人以上に限るものにあつては、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事業に係る連携協力を行うものとして適切に確保しなければならない規定を1号、2号で規定しているものでございます。

第43条第1項中、利用者負担の需要につきましたは、43条から46条、49条につきましたは、定義の改正に伴う改正でございます。

次のページをお願いいたします。

第50条中でございますが、これは特定地域型保育事業所、保育についての準用規定を改正

するものでありまして、今までの定義の規定の改正並びにそれに基づくものを50条で改めて  
いるものでございます。

次のページの52条第1項中につきましては、中段でございますが、特定利用地域型保育の  
基準でございますが、これも同じ形で準用を規定するもので定義の改めに関する改め文で  
ございます。

附則第2条中第1項につきましても、特定保育所に関する特例を表すものでございまして、  
読替規定あるいは定義の改正に伴う文言の改めでございます。

次のページ、118ページでございますが、附則中でございますが、3条を削り、4条を第  
3条に改めまして、連携施設に関する経過措置について附則第5条中の定義を改めまして、  
その延長を「5年」を「10年」に改めるという附則であります。

附則につきましては、この条例は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用する  
ものでございます。

次に、119ページ、議案第67号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、放課後児童健全育成事業の  
設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴いまして、みなし支援員に係る  
5年間の経過措置が令和2年3月31日に終了するため、認定資格研修が受講できないでいる  
支援員は、引き続き受講の機会を必要とするため、低学年の保育ニーズの高まりと安定的な  
クラブ運営を確保するためにさらに5年間の延長をするものでございます。

鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す  
るものにつきましては、附則第2条中「平成32年3月31日」を「令和7年3月31日」に改  
めるものでございます。

附則につきましては、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第65号、議案第66号、議案第67号の3議案についてご説明申し上げました。  
ご審議をいただき、議決賜りますようよろしく申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって3件の提案理由の説明を終わります。

これより3件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより各議案ごとの討論、採決を行います。

初めに、議案第65号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例の制定について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第68号及び議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第8、議案第68号 鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第9、議案第69号 鏡石町道路構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、2件を一括議題とすることに決しました。

提出者から議案2件の提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、菊地勝弘君。

〔都市建設課長 菊地勝弘君 登壇〕

○都市建設課長（菊地勝弘君） ただいま上程されました議案第68号 鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第69号 鏡石町道路構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての2議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第68号 鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてですが、議案書の120ページをお願いします。

このたびの条例の一部改正は、国の道路法施行令の一部を改正する政令において道路占用料が改正され、福島県道路占用徴収条例もこれに合わせ改正されたところであります。町条例においても、国・県に準拠した内容で一部を改正するものであります。

121ページになります。

鏡石町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正するものです。

別表を次のように改めるとして、別表中、法第32条第1項第1号に掲げる工作物、第1種電柱、1本につき1年、420円に改め、以下、121ページから124ページまでの政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物までの占用料を改正するものでございます。

附則といたしまして、施行期日につきまして、令和2年4月1日から施行するものです。

続きまして、議案第69号 鏡石町道路構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書125ページをお願いいたします。

このたびの条例の一部改正は、国の道路構造令の一部を改正する政令において、自転車通行帯を新たに規定し、自転車通行帯の設置要件を規定されたことに伴い、これに合わせまして町条例においても国に準拠した内容で一部を改正するものでございます。

議案書126ページをお願いします。

鏡石町道路構造に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものです。

第4条第1項中「停車帯」の次に、「自転車通行帯」を加え、第5条第5項本文「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加え、第6条第2項中では「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加えるものです。

第8条の2及び第8条の2第2号においては、道路の区分によつての自転車通行帯設置の規定、第8条の2第3項及び第4項においては、自転車通行帯の幅員を規定したものでございます。

第9条においては、自転車道を設置する場合の規定であり、設計速度が時速60キロメートル以上の場合には道路の両側に設けるものとする規定、第10条においては、自転車、歩行者道における規定、第11条につきましては、歩道における規定でございます。

次のページになります。

第32条につきましては、待避所の規定であり、第41条につきましては、区分が変更される道路の特例の一部改正、第42条につきましては、小区間改築の場合の特例の一部改正でございます。

附則といたしまして、施行期日について、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、一括上程されました2議案につきまして、提案理由をご説明申し上げました。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（古川文雄君） これをもって2件の提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） ちょっとお尋ねをいたします。ちょっと勉強不足な点もあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

まず、町道路占用料徴収条例の一部の改正ということですが、これは値上がりをしているわけですか。どの程度の料金が改定になっているんだかということが一点と、もう一つは、町の占用料というのは、年間の電柱占用料ですか、それと同じものなのですか、また違うものなのかということと、あと電柱の1種、2種、3種、電話柱も1種、2種、3種とありますね。それから、その他の柱類とありますが、この内訳についてちょっと説明をお願いします。

す。

以上です。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 菊地勝弘君 登壇〕

○都市建設課長（菊地勝弘君） ただいまの質疑にご答弁申し上げます。

まず、占用料の値上げということでございますが、令和元年度当初予算では279万8,000円の予算計上をしております。新年度予算では、この値上がりによりまして334万1,000円の歳入の予算計上をしております。よって、この差、約543万円が値上がり分というふうにご理解をいただきたいと思っております。

2点目の……

〔「54万円でしょう」の声あり〕

○都市建設課長（菊地勝弘君） 失礼しました。54万3,000円です。すみません。

2点目の町と民間の部分でございますが、そちらは同様ということをお願いしたいと思います。

次に、第1種、第2種、第3種ということで、こちらにつきましては、その電柱に付随しております電線の数、そちらによって区分されておりました、まず、第1種につきましては、その電線の数が3本以下、第2種につきましては、その電線の数が4本または5本のもの、第3種につきましては、電線の数が6本以上のものというような区分をされておりました、その他というのは、それ以外のものということでございます。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより各議案ごとの討論、採決を行います。

初めに、議案第68号 鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 鏡石町道路構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎産業厚生常任委員長報告（議案第40号）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第10、議案第40号 鏡石町森林環境譲与税基金条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

2番、角田真美君。

〔産業厚生常任委員長 角田真美君 登壇〕

○2番（産業厚生常任委員長 角田真美君） 令和2年3月18日、鏡石町議会議長、古川文雄様。産業厚生常任委員会委員長、角田真美。

議案審査報告書。

本委員会は、令和2年3月5日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席者、開催場所の順で読み上げます。

令和2年3月10日、午前9時55分、午前11時20分、委員5名、議会会議室。

説明者。（産業課）、橋本課長、矢部主幹兼副課長、真壁副課長。

付託件名。議案第40号 鏡石町森林環境譲与税基金条例の制定について。

審査結果。議案第40号は、可決すべきものと決した。

審査経過。議案第40号については、担当課（産業課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

○議長（古川文雄君） これより産業厚生常任委員長の報告に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第40号 鏡石町森林環境譲与税基金条例の制定について、本案に対する産業厚生常任委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（古川文雄君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎予算審査特別委員長報告（令和2年度鏡石町各会計予算審査について）

##### 及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第11、令和2年度鏡石町各会計予算審査について、議案第50号 令和2年度鏡石町一般会計予算から、議案第60号 令和2年度鏡石町上水道事業会計予算までの11議案を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号から議案第60号までの11件を一括議題とすることに決しました。  
本案に関し、予算審査特別委員長の報告を求めます。

5番、小林政次君。

〔予算審査特別委員長 小林政次君 登壇〕

○5番（予算審査特別委員長 小林政次君） それでは、ご報告申し上げます。

令和2年3月18日、鏡石町議会議長、古川文雄様。令和2年度各会計予算審査特別委員会委員長、小林政次。

令和2年度各会計予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は、令和2年3月5日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席者、開催場所の順に読み上げます。

令和2年3月11日、午前9時58分、午後3時45分、委員全員、議会会議室。

令和2年3月12日、午前9時54分、午後3時25分、委員全員、議会会議室。

令和2年3月13日、午前9時56分、午前11時41分、委員全員、議会会議室。

説明者。町長、副町長、教育長、各課課長、各課副課長、各課担当職員。

付託件名。議案第50号 令和2年度鏡石町一般会計予算、議案第51号 令和2年度鏡石町国民健康保険特別会計予算、議案第52号 令和2年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算、議案第53号 令和2年度鏡石町介護保険特別会計予算、議案第54号 令和2年度鏡石町土地取得事業特別会計予算、議案第55号 令和2年度鏡石町工業団地事業特別会計予算、議案第56号 令和2年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算、議案第57号 令和2年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算、議案第58号 令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算、議案第59号 令和2年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算、議案第60号 令和2年度鏡石町上水道事業会計予算。

審査結果。議案第50号 令和2年度鏡石町一般会計予算については、可決すべきものと決した。議案第51号 令和2年度鏡石町国民健康保険特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第52号 令和2年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第53号 令和2年度鏡石町介護保険特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第54号 令和2年度鏡石町土地取得事業特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第55号 令和2年度鏡石町工業団地事業特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第56号 令和2年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第57号 令和2年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第58号 令和2

年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第59号

令和2年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算については、可決すべきものと決した。

議案第60号 令和2年度鏡石町上水道事業会計予算については、可決すべきものと決した。

審査経過。町長、副町長、教育長、各課担当課長、各課担当副課長、各課担当職員に説明を求め、各会計ごとに審査を行った。

議案第50号 令和2年度鏡石町一般会計予算は、挙手全員により可決すべきものと決した。

議案第51号 令和2年度鏡石町国民健康保険特別会計予算は、挙手全員により可決すべきものと決した。議案第52号 令和2年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。議案第53号 令和2年度鏡石町介護保険特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。議案第54号 令和2年度鏡石町土地取得事業特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。議案第55号 令和2年度鏡石町工業団地事業特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。議案第56号 令和2年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。議案第57号 令和2年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。議案第58号 令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。議案第59号 令和2年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。議案第60号 令和2年度鏡石町上水道事業会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。

主な質疑は別紙のとおりでございます。

意見なし。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより各議案ごとの討論、採決を行います。

初めに、議案第50号 令和2年度鏡石町一般会計予算について。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第50号 令和2年度鏡石町一般会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（古川文雄君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 令和2年度鏡石町国民健康保険特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第51号 令和2年度鏡石町国民健康保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 令和2年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第52号 令和2年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算について、本案に対する委員

長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 令和2年度鏡石町介護保険特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第53号 令和2年度鏡石町介護保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 令和2年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第54号 令和2年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 令和2年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第55号 令和2年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 令和2年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について、討論、採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第56号 令和2年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 令和2年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第57号 令和2年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第58号 令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 令和2年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第59号 令和2年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 令和2年度鏡石町上水道事業会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第60号 令和2年度鏡石町上水道事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎各常任委員会委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第12、請願・陳情についての件を議題といたします。

陳情第3号 看護師と介護従事者の特定最低賃金を新設するための意見書提出を求める陳情について及び陳情第4号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書について、産業厚生常任委員長より一括報告を求めます。

2番、角田真美君。

〔産業厚生常任委員長 角田真美君 登壇〕

○2番（産業厚生常任委員長 角田真美君） 令和2年3月18日、鏡石町議会議長、古川文雄様。産業厚生常任委員会委員長、角田真美。

陳情審査報告書。

本委員会は、令和2年3月5日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席者、開催場所の順で読み上げます。

令和2年3月10日、午前9時55分、午前11時20分、委員5名、議会会議室。

説明者。（産業課）、橋本課長、矢部主幹兼副課長、真壁副課長。

付託件名。陳情第3号 看護師と介護従事者の特定最低賃金を新設するための意見書提出を求める陳情、陳情第4号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書。

審査結果。陳情第3号は、採択すべきものと決した。陳情第4号は、採択すべきものと決した。

審査経過。陳情第3号については、担当課（産業課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で採択すべきものと決した。陳情第4号については、担当課（産業課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

○議長（古川文雄君） これより委員長報告に対する一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、陳情第3号 看護師と介護従事者の特定最低賃金を新設するための意見書提出を求める陳情について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

陳情第3号 看護師と介護従事者の特定最低賃金を新設するための意見書提出を求める陳情についての件を採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第4号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

陳情第4号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

---

#### ◎議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出について

○議長（古川文雄君） 日程第13、議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査実施の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申出のとおり、所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申出のとおり、議会運営委員会の所管事務調査を実施することに決しました。

---

#### ◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（古川文雄君） 日程第14、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第15、議案第70号 河原地区災害復旧工事請負契約の締結についての件の議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、菊地勝弘君。

〔都市建設課長 菊地勝弘君 登壇〕

○都市建設課長（菊地勝弘君） ただいま上程されました議案第70号 河原地区災害復旧工事請負契約の締結につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの請負契約につきましては、令和元年10月11日から12日にかけて発生しました台風19号による災害復旧工事でありまして、成田・河原地区の農地の田んぼ、畑を含みます復旧工事約13ヘクタール、瓦礫撤去540平米、水路復旧工事約4.3キロ、道路復旧工事約4.2キロが主な工事内容となっております。

追加提出議案の1ページをお願いいたします。

今回の工事につきましては、去る3月16日に5者による指名競争入札を執行いたしましたので、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものがあります。

1、契約の目的でございますが、河原地区災害復旧工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約の金額、1億2,969万円。

4、契約の相手方、福島県岩瀬郡鏡石町中町25番地、株式会社渡辺建設鏡石支店、支店長、佐久間澄雄。

以上、提案理由をご説明申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第70号 河原地区災害復旧工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎意見書案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第16、意見書案第2号 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者から意見書案の説明を求めます。

3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 令和2年3月18日、鏡石町議会議長、古川文雄様。

提出者、鏡石町議会議員、橋本喜一。

賛成者、鏡石町議会議員、角田真美。

賛成者、鏡石町議会議員、今泉文克。

賛成者、鏡石町議会議員、渡辺定己。

厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第2号。

厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書（案）。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

このため、地方議会議員の活動を幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、本年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少

し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、民間会社の社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境が整うことになり、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月18日。

鏡石町議会。

衆議院議長 大島理森様。

参議院議長 山東昭子様。

内閣総理大臣 安倍晋三様。

内閣官房長官 菅義偉様。

財務大臣 麻生太郎様。

総務大臣 高市早苗様。

厚生労働大臣 加藤勝信様。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） ただいまの意見書案に私は反対の立場で意見を申し上げたいと思います。

今、文面にあります統一地方選挙において議員の成り手が無いというのは、私も同感であります。昨日も告示をされました町村議員の選挙に当たっては、お隣の天栄村、矢吹町、平

田村で無競争当選となりました。

しかし、私は年金を厚生年金を復活すれば、それが解決されるのかということ、非常にこれは疑問であります。やはりなぜ議員の成り手がいないのかということをもう一遍考え直していかないと、これ議員年金、私ども、私なんかも昭和62年に議員になって掛金だけで、これ強制的に積んできたんですよ。900数十万円積んできて、70%の一時金で事情があつて、私はもらわざるを得なかったんですけども、700万ちょっとしか戻ってこないんですよ。70%、国家的詐欺ではないかと私言ったんですけども、強制的に積んだのにもかかわらず、自分たちが今度勝手に廃止をして、今度7割しか戻さない。

私ども議員になった頃は、郵便局の定額貯金に積んでおくと10年たつと倍になったんですよ。そういうの無利子だけじゃなくて、70%、30%も上前をはねていたんですよ。国は、そういう制度をつくっておきながら、だから私はこの年金をもらうことばかり考えているけれども、この掛金というのが大変なですよ。地方自治体も大金をこれから支出を余儀なくされますし、なお、現本人からも毎月掛金を取られるわけですね。

今の議員の報酬では生活費はもちろん、生活給とは考えていないんでしょうけれども、生活なんかはとでもできませんね。そこからまたさらに掛金を取られるんですよ。どうしてそういう道を選びますか、若い人たちが。

私はこれは非常に砂上の楼閣だと思います。そして、抜本的な解決にはならないと思うのです。やっぱり抜本的な解決を我々は考えていかないと議員の成り手不足は解決しない。どうということかということ、やはりサラリーマンでも、これだけサラリーマンが多くなっているんです。議会というのは、若い人も年寄りも女も男も各界各層の人たちが出て議論を戦わせてこそ、本来の町民なら町民全体の、住民全体の問題が解決に向かって進むだろうと思うのです。

しかし、今のこの仕組みの中では、なかなかそうになってないのはなぜなのかということをもっと抜本的に考えないと駄目だろうと思うのです。それに私はまずサラリーマンは非常に多数を占めているわけですから、今ね、サラリーマンでもこの議員になれるような道を、議会は議会改革する中で進めなければならないというふうに思うのです。

例えば、大変職員の方には苦勞をかけるかもしれませんが、日曜とか土曜日の議会の開催とか、夜間の開催とか、そういうものを模索をして、勤めながらでもやっていける。ヨーロッパなんかでは、これを実現しているんですよ。だから、ヨーロッパに私も町のウイニングで北欧なんかに行ってきたことがあるんですけども、非常に議会なんかは形式ばらないで大きな部屋の隅っこのほうでやっているんですよ。

そして、しかし中身は充実していますし、男女の比率なども非常に平均的に男女同じくらいの数が出て議会をやっているのです。私が行ってきたスウェーデンのストックホルム市議

会なんかは、本当に質素な学校の机並べたようなところでやって、しかし議長は女の人だった。そして、しかも議員泣かせでないので、議長が市長なんですね。ストックホルムのノーベル賞の受賞式をやる立派な市役所の庁舎の中の一隅で議会やっているんですけども、非常に内容は充実している。ヨーロッパはほとんど夜間議会とか、日曜議会をやって、一般の勤労者にも参加をできるようにしています。

そして、報酬なんかもそのために非常に安くてやっているんです。コストの面でも優れているというふうに思うのです。

もう一つは、成り手不足のないのは、お金がかかる、選挙にお金がかかるというのがネックなんですね。私はある村の議員としゃべったことがあるんです。そしたら、そのある村の議員は、うちの村では500万くらい使わないと選挙なんかならないよと言われたんです。何にそんなに使うんですかと、選挙車も出さないでと笑ったんですけども、ばらまくんですね。

そういう選挙をやっているから、普通のまともな人は、そういう違反行為をできない人は議員になれないということですから、到底、それには成り手がいないということになります。ですから、金のかからない選挙、選挙管理委員長もここにありますけれども、もっと厳しくそこはやっていただいて、金のかからない選挙をやるということと、勤労者でも議員になれるような議会の在り方を考えないと、厚生年金を復活させ、適用したとしても私は議員の成り手は解決しない、そう思いますので、これを意見書の反対をいたします。

以上です。

○議長（古川文雄君） 次に原案に賛成の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第2号 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書（案）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（古川文雄君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで意見書案配付のため、暫時休議いたします。

休議 午前11時32分

開議 午前 11 時 33 分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程の追加

○議長（古川文雄君） ただいま意見書案 2 件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案 2 件を日程に追加し、日程第 17 として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案 2 件を日程に追加し、日程第 17 として議題とすることに決しました。

---

◎意見書案第 3 号及び意見書案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第 17、意見書案第 3 号 看護師と介護従事者の特定最低賃金を新設するための意見書（案）及び意見書案第 4 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）の 2 件を議題といたします。

提出者から意見書案の第 3 号及び第 4 号についての説明を求めます。

2 番、角田真美君。

〔2 番 角田真美君 登壇〕

○2 番（角田真美君） 令和 2 年 3 月 18 日、鏡石町議会議長、古川文雄様。

提出者、鏡石町議会議員、角田真美。

賛成者、鏡石町議会議員、橋本喜一。

賛成者、鏡石町議会議員、今泉文克。

賛成者、鏡石町議会議員、渡辺定己。

看護師と介護従事者の特定最低賃金を新設するための意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第 3 号。

看護師と介護従事者の特定最低賃金を新設するための意見書（案）。

高齢化が進む中で、医療や介護の需要はますます高まることが予測されている。しかし医療・介護の現場では、看護師や介護従事者の過重労働と人員不足が深刻化し、仕事を辞めたいと感じながら働いている職員の割合が看護師で 74.9%、介護職で 64.5%にも達しているとの調査報告が出されている。

介護職の賃金は、全産業労働者の平均賃金より約8万円も低く、「賃金が安い」ことが離職の大きな理由となっている。2009年度以降、国は介護職員への処遇改善策を行なっているが、実際には十分な改善につながっていない。

〔「朗読省略」の声あり〕

○2番（角田真美君） 省略の声がありました。よろしいでしょうか。

福島県では「2025年度の介護職員充足率」推計が74.1%と、必要数の4分の3に届かない状況にある。看護師・介護従事者の賃金底上げなど処遇の改善で人材を確保し、安全・安心の医療・介護体制を築くため、下記の項目について要望する。

記。

1、医療・介護の深刻な人員不足を解消するため、看護師および介護従事者について、全国を適用対象とした最低賃金（特定最低賃金）を新設し、賃金の地域間格差の解消と底上げをはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月18日。

鏡石町議会。

厚生労働大臣 加藤勝信様。

次に、令和2年3月18日、鏡石町議会議長、古川文雄様。

提出者、鏡石町議会議員、角田真美。

賛成者、鏡石町議会議員、橋本喜一。

賛成者、鏡石町議会議員、今泉文克。

賛成者、鏡石町議会議員、渡辺定己。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第4号。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

福島県は、少子高齢化と人口の減少・流出が進み、震災当時と比較して生産年齢人口は約20万人も減少し、人手不足は深刻化している。

〔「朗読省略」の声あり〕

○2番（角田真美君） じゃ、略します。

それでは、よって、鏡石町議会は福島県のいっそうの発展をはかるため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関する、次の事項について強く要望する。

記。

1、福島県最低賃金は、毎年年率3%程度をめどに引き上げをはかること。また2019年

6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針」の「より早期に全国加重平均1,000円になることを目指す。」とした方針に基づき、相応の引き上げを行うこと。

2、福島県内の労働力確保、人口流出抑制・防止を見据えた金額とすること。

3、消費増税による物価変動の状況を見極め、増税に見合った最低賃金を担保すること。

4、中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること。

5、一般労働者の賃金引き上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め、早期の発効に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月18日。

鏡石町議会。

内閣総理大臣 安倍晋三様。

厚生労働大臣 加藤勝信様。

福島労働局長 岩瀬慎也様。

以上です。

○議長（古川文雄君） これをもって趣旨説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、意見書案第3号 看護師と介護従事者の特定最低賃金を新設するための意見書（案）について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

意見書案第3号 看護師と介護従事者の特定最低賃金を新設するための意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第4号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

意見書案第4号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（古川文雄君） 以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（古川文雄君） ここで招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、去る5日から本日までの14日間にわたり、令和2年度各会計予算等の重要案件をはじめ、全33議案につきまして、本会議並びに予算審査特別委員会等を通じて慎重にご審議をいただき、全議案を原案どおり同意、議決賜りました。

ここに厚く御礼を申し上げますとともに、衷心より感謝の意を表する次第であります。

今定例会で成立いたしました令和2年度各会計予算等により、本町の第5次総合計画の基本理念である「かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし」の実現に向けて、全力で取り組んでまいり所存であり、あわせて、このたびの新型コロナウイルス感染症予防対策についても万全を期してまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いを申し上げます。

また、会期中にいただきましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し、執行に当

たり可能な限り反映されてまいりたいと考えております。

3月も半ばも過ぎ、日増しに暖かくなってまいりました。議員各位には、ご多忙のこととは存じますが、ご自愛をいただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願いを申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

---

**◎閉会の宣告**

○議長（古川文雄君） これにて第3回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時44分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和2年3月18日

議 長 古 川 文 雄

署 名 議 員 橋 本 喜 一

署 名 議 員 菊 地 洋

署 名 議 員 小 林 政 次